

令和2年6月定例会 厚生常任委員会記録

令和2年6月12日（金）

15日（月）

16日（火）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

| | | |
|--------------|-------|------|
| 令和2年6月12日（金） | | 7 頁 |
| 15日（月） | | 65頁 |
| 16日（火） | | 165頁 |

令和2年6月定例会日程

| 日次 | 月 日 | 摘 要 |
|-----|----------|---|
| 第1日 | 6月12日（金） | <p>審査日程の決定 社会福祉課審査 議案乙第13号、報告第1号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（健康福祉みらい部社会福祉課） 鳥栖市社会福祉会館の指定管理者について 〔報告、質疑〕</p> <p>こども育成課審査 議案乙第13、14、16号 〔説明、質疑〕</p> <p>健康増進課審査 議案乙第13、14号 〔説明、質疑〕</p> <p>文化芸術振興課審査 議案乙第13号、報告第1号 〔説明、質疑〕</p> <p>スポーツ振興課審査 議案乙第13号、報告第1号 〔説明、質疑〕</p> |
| 第2日 | 6月15日（月） | <p>市民協働推進課、環境対策課審査 議案乙第13号 〔説明、質疑〕</p> <p>市民課審査 議案甲第17号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（市民環境部市民課） 鳥栖市オリジナル婚姻届のデザイン変更について 〔報告、質疑〕</p> <p>国保年金課審査 議案甲第31、32号、議案乙第15号、議案甲第35号 〔説明、質疑〕</p> <p>税務課審査 議案甲第30、34号 〔説明、質疑〕</p> <p>請願審査 請願第2号 〔趣旨説明、質疑、協議〕</p> |

| | | |
|-----|----------|---|
| 第4日 | 6月16日（火） | <p>現地視察 田代まちづくり推進センター（田代大官町） 基里運動広場（曾根崎町）</p> <p>自由討議 議案、請願審査 議案乙第13～16号、議案甲第17、30～32、34、35号、 請願第2号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> |
|-----|----------|---|

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和2年6月12日付託]

| | |
|------------------------------|------|
| 議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第2号) | [可決] |
| 議案乙第14号専決処分事項の承認について | [承認] |
| 議案乙第15号専決処分事項の承認について | [承認] |
| 議案乙第16号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号) | [可決] |
| 議案甲第17号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第30号専決処分事項の承認について | [承認] |
| 議案甲第31号専決処分事項の承認について | [承認] |
| 議案甲第32号専決処分事項の承認について | [承認] |
| 議案甲第34号専決処分事項の承認について | [承認] |
| 議案甲第35号専決処分事項の承認について | [承認] |

[令和2年6月16日 委員会議決]

2 請 願

[令和2年6月12日付託]

| | |
|--|-------|
| 請 願第2号ごみ処理施設建設候補地での高潮と洪水の同時発生時の浸水深による建設候補地変更の請願書 | [不採択] |
|--|-------|

[令和2年6月16日 委員会議決]

3 報 告

- 報 告第1号繰越明許費繰越計算書について
鳥栖市社会福社会館の指定管理者について(健康福祉みらい部社会福祉課)
鳥栖市オリジナル婚姻届のデザイン変更について(市民環境部市民課)

令和2年6月12日（金）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------------|-------|
| 健康福祉みらい部長 | 岩橋 浩一 |
| 健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 | 小柳 秀和 |
| 社会福祉課地域福祉係長 | 久家 嘉男 |
| 社会福祉課高齢者福祉係長 | 佐藤 直美 |
| 社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 | 高島 香織 |
| 社会福祉課長補佐兼保護係長 | 豊増 秀文 |
| こども育成課長 | 林 康司 |
| こども育成課子育て支援係長 | 脇 友紀子 |
| こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 | 倉成 光子 |
| 健康増進課長兼保健センター所長 | 名和 麻美 |
| 健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 | 白山 淳子 |
| 健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 | 松隈 由美 |
| 文化芸術振興課長 | 山津 和也 |
| 文化芸術振興課参事兼課長補佐 | 今村 利昭 |
| 文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長 | 犬丸喜代子 |
| 健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 | 佐藤 道夫 |
| スポーツ振興課スポーツ振興係長 | 時田 丈司 |
| 市民環境部長 | 橋本 有功 |

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 | 佐藤 敦美 |
| 市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐 | |
| 兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 | 天野 昭子 |
| 市民課長 | 野下 隆寛 |
| 国保年金課長 | 古賀 友子 |
| 市民環境部次長兼税務課長 | 三橋 和之 |
| 環境対策課長兼衛生処理場長 | 佐々木利博 |

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定

社会福祉課審査、報告

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第1号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

報告（健康福祉みらい部社会福祉課）

鳥栖市社会福社会館の指定管理者について

〔報告、質疑〕

こども育成課審査

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第14号専決処分事項の承認について

議案乙第16号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

健康増進課審査

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第14号専決処分事項の承認について

〔説明、質疑〕

文化芸術振興課審査、報告

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）
報 告第1号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

スポーツ振興課審査、報告

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）
報 告第1号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午後 1 時12分開会

江副康成委員長

令和 2 年 6 月定例会の厚生常任委員会を開きます。



審査日程の決定

江副康成委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

なお、本定例会に関しましては、新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、部単位ではなく課単位の審査、必要最小限の答弁者の入室、換気のための小まめな休憩などを行ってまいります。御了承のほど、よろしく願いいたします。

付託された案件は、議案10件、報告事項が 1 件、請願 1 件となっております。

審査日程につきましては、本日12日は健康福祉みらい部の関連議案と報告事項の審査、週明け15日月曜日には市民環境部の関連議案及び請願の審査を順次行い、16日には現地視察、自由討議、総括、採決ということでお願いしたいと思います。

なお、現地視察については、後ほど副委員長から御説明いたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりました。

続きまして、副委員長から現地視察について御説明をお願いいたします。

成富牧男副委員長

それでは、現地視察の候補地について提案します。

今、2件あります。

1件は、当初予算絡みで、前回コロナウイルスの事情で断念しました田代まちづくり推進センター改修事業についてということで、まちづくり推進センターを視察つちゅうことに。

それと、もう一つは、今回の6月補正で出ております基里運動広場、今度防球ネット改修工事というのが上がっていますので、ここをしたらいかがかと。

今考えているのは以上です。

ほかのところも皆さん方、あるかと思いますが、あれば、本日中に副委員長に御連絡をください。

以上です。

江副康成委員長

以上の御提案でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時16分休憩

oo

午後 1 時18分開会

江副康成委員長

再開します。

oo

社会福祉課

議案乙第13号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

江副康成委員長

これより、健康福祉みらい部関係の議案の審査を行います。

まず、社会福祉課関係議案の審査を行います。

社会福祉課関係の議案は、議案乙第13号及び報告第 1 号です。

それでは、議案乙第13号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

ただいま議案となっております、議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）につきまして、社会福祉課関係分について、配付しております委員会資料により説明をいたします。

まず、歳入から説明いたします。

2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金につきましては、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金です。この交付金を充当する事業につきましては、歳出で説明をいたします。

款17県支出金、項2補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金は、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金です。この補助金を充当する事業につきましても、歳出で説明をいたします。

次に、歳出に移ります。

資料の4ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節19負担金、補助及び交付金のうち、地域介護・福祉空間整備補助金は、歳入款16を活用するもので、認知症対応型共同生活介護施設の大規模改修に係る費用の補助を行うものです。事業の内容につきましては、主要事項説明書5ページに添付をさせていただいております。

江副康成委員長

ちょっと待ってください。そこ、説明はしないんですか。

それを見ながらはしないんですね。ごめんなさい。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

事業者は、医療法人社団如水会で、平成15年に建築された施設の大規模改修に対する補助でございます。

資料に戻っていただきまして、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金につきましては、歳入款17を活用するもので、認知症対応型共同生活介護事業所の施設改装2か所、うち、合築加算1か所開設準備に係る補助で、施設ごとの補助金額は、主要事項説明書6ページのとおりでございます。こちらは少し説明をさせていただきますので、6ページを開いていただいでよろしゅうございますか。

事業者と施設の定員は、九州メディカルサービス株式会社が定員9人、有限会社喜楽が定員18人の施設です。なお、両施設とも令和3年4月の開設を予定されているところでございます。

以上で、説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございませんでしょうか。

成富牧男委員

款3、項1、目3の地域医療介護総合確保基金事業補助金についてお尋ねしますが、ここ、事業内容にあります認知症対応型共同生活介護っていうのは、俗にいうグループホームのことでいいんですか。

そうだと思いますが、これにスタッフなどの基準があると思うんですよね。例えば、そこに施設長を置かないかとか、常設でどういう人を何人置かないかとか。そういう基本的なところだけ説明をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

認知症対応型共同介護施設とは、いわゆる認知症のグループホームでございます。

人員に関する基準といたしまして、従業者数につきましては、入居者3人に対して1人以上の介護従事者が必要と。

それで、1名以上は常勤というふうになっております。

深夜の時間帯には必ず1人以上が従事することなどが決められております。

管理者につきましては、1ユニットごとに常勤の管理者を配置することとなっております。

代表者につきましては、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設等の従事者、または、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者、または、保健医療サービス、もしくは、福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者が、県が実施いたします認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者になるようになっているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

今、最後に、研修を受けよるよという話がありましたけれども、私、感覚からすると、いわゆる社会福祉法人ではなくて、両方とも株式会社とか有限会社なんですね。あれって、ちょっと違和感があったんですけど、今、非常にそういったところ、緩和されているんだなと思いました。

そこで、そういうことは、正確な言葉——監督なのか、指導とか、いろいろ言葉はありますが——それは主にどこがやるんですか。

鳥栖市がやるんですか、それとも、県ですか。

それとも、県はこういうところ、鳥栖市はこういうところっていうふうに分かれているんでしょうか。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

グループホームに関しましては、指定をするのが鳥栖地区広域市町村圏組合になっておりますので、鳥栖地区広域市町村圏組合のほうで実地調査等を行っております。

成富牧男委員

分かりました。

竹下繁己委員

ちょっと教えてもらいたいんですが。

江副康成委員長

発言するときには、どこを見ているかということを押してからお願いします。（「押して」と呼ぶ者あり）

自分の見ているところを、タブレット本棚で「発信」というものを押してもらおうといいけど。（「すみません。はいよ」と呼ぶ者あり）

竹下繁己委員

主要事項説明書とかを見ながらなんですけれども、補助金ですよね。県の支出金、額の算定の仕方ってどうなっているんですか。

これ、全額ですか、それとも何%とかになっているんですかね。

主要事項説明書5ページ、6ページで県の支出金が表れてますけど、この額の算出の仕方を教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、主要事項説明書5ページのほうにつきましては、1施設につき773万円を上限として補助金が支出されることになっておりますので、1施設ということで773万円でございます。

それと、6ページのほうに移りますと、施設1か所につき、施設整備をする際に表にありますとおり3,360万円。

加算という部分が、2棟合築などをする場合に加算ということで、施設整備の5%が加算されると。

開設準備金につきましては、定員1人当たりが83万9,000円ということになっておりまして、それに定員数を掛けた分。

それぞれを合わせまして、補助の額が決められているということでございます。

竹下繁己委員

この3つの施設全部、マックスまで補助金を、支出金が入っているっていうことでいいで

すか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

今の関係ですけど、ということは、よく言う、全体でこれだけやけど、補助の対象はそのうちの、補助対象基本額っちゅうのはこれだけですよとかいうのはない。

ないということですね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

施設の整備に係る分として1施設幾らという考え方で、準備金につきましては、開設準備金につきましては、1人当たり幾らという考え方で補助になっております。

成富牧男委員

ということは、逆に言ったら、大体標準的な、これで十分ちゃん言わんばってん、こういう施設やったら、これぐらい出しますよと。ただし、それ以上した分は面倒見ませんよっちゅうことですかね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

一応、国の基準としてそのようになっておりますので、その金額で算出をされるということでございますので、あくまでも、それが上限ですので、それよりも下限になれば補助金額は減じられることになるというふうに考えております。

成富牧男委員

それよりも、あくまで上限で、それより少なく整備できれば減額されると、マックスというところでいいでしょうか。(発言する者あり)

分かりました。

藤田昌隆委員

認知症対応型ってということで、もし何かあった場合ね、地元との連携とか、それからあと、市もしくは県との連携がないと、これ普通の患者さんじゃなくて——認知症だから、非常に突発的なことも考えられるんやけど。

そこは、例えば、九州メディカルサービス株式会社とか、有限会社喜楽、地元との協議とか、どういうふうにして、市が指導するわけ。

患者さんが認知症だから、さっき言った管理者が何人おって、夜は逃げ出さんようにどういふあれをするのかとか、家族とかね。

それから従業員の方の通勤、この辺に関してはどこが責任持ってやるわけ。県が認定しましたとかさ、お金出して、分かりましたと。

しかし、金はそうかもしれんけど、実際に迷惑かかるのは地元なんよね。

それから、どこが責任を持って間に入るのか、いや、全部もう喜楽とか、その管理者が責任を持ってくれるのか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

先ほど部長が、グループホーム等につきましては、広域市町村圏組合のほうが認可をするようなことを申し上げておりました。年に数回、必要に応じてその現場のほうで確認等をさせていただいている状況でもございます。

本来、事業所として事業されるわけですので、基本的な責任については、事業所にあるものというふうには考えておりますが、指導の範囲内という部分につきましては、広域介護が指導の元になるものというふうに考えております。

また、地元等の説明会等につきましては、それぞれの施設のほうに確認をしておりますが、補助金が確定し次第、建築業者を選定すると。その後、事業所の代表者と建築業者で地元説明会を行いたい旨のお話を聞いているところでございます。

藤田昌隆委員

いや、俺が心配するのは、もう喜楽、これ来年の3月からというふうに言いよるやろう。

建ててしまっって、それで、管理が不行き届きなのに、いや、きちんと、それが業者が決まっってからしますっち、関係なかろうもんっち。

自分ところはどういう形で管理して、どういう形で患者さんたちとか、対応するのか。

だから、今、柚比町では1軒できたんやけど、そのときには入り口から、それから患者さんの、何人ぐらい夜、見てくれるのかとか、そういうものも早目に質問できたんですよ。

また、できるんやけど、ここ、いまだ何一つ、もう土地は整地されているけど、何も言うてこんたいね。

それで、業者が決まっってからしますよって。

ふざけるなっち、おかしかろうもんっち。

業者が決まっってするのは、それは建物を建てる、しかしこっちが聞いてんのは、いろんな患者さんの管理を聞いている。夜、逃げ出したりせんとか、車が、家族の方がしょっちゅう来て、そういうような形に。どういうふうな管理をするのか、分からん、全然。

だから、本当は、市がきちんと間に入って、すべきなんよ。

広域じゃあろうが、実際の一番最初、取っかかりは市だから、と思うんですが。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 1 時48分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後 1 時53分開会

江副康成委員長

再開します。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

ただいまの藤田委員からの御質問の件でございますが、建築に当たり交通安全等の問題等もございまして、広域と市と連携をしながら、事業者のほうと話し合いをしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

交通安全だけの問題やないっち。そういうことです。

全般的な運営、要するに認知症の方が、夜中に徘徊されたり、そういうこともあるんで。ただ、交通安全ももちろんありますが、それだけの問題でありませぬということです。

以上です。

江副康成委員長

答弁よろしいですか、これで。

ほかに、なければ。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

報 告 第 1 号 繰越明許費繰越計算書について

江副康成委員長

次に、報告第 1 号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

執行部の報告を求めます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

それでは、議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林康司 こども育成課長

よろしくお願いいたします。

ただいま議題となっております、議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）について、こども育成課分につきまして、委員会資料にて御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

まず、歳入から御説明申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金で、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、児童手当のシステム改修に対する国庫補助金で、補助率は3分の2でございます。詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金で、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育補助者雇上強化事業に対する県補助金で、補助率は8分の7でございます。詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

委員会資料4ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目2保育園費、節19負担金、補助及び交付金で、保育補助者雇上強化事業費補助金につきましては、私立保育所において、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的とし、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに要する補助金でございます。

本年度は、1事業所当たり226万4,000円を上限に助成するもので、5事業所を予定しております。

補正予算額につきましては、過去の実績などを踏まえまして、1事業所当たり200万円で予定しております。

続きまして、目3児童手当費でございます。

節13委託料で、システム改修委託料につきましては、児童手当に係るマイナンバー連携に関するシステムの改修費としてお願いするものでございます。

システム改修の内容といたしましては、今まで児童手当の申請の際には、健康保険証の写しを添付していただいておりますが、システムを改修することで、マイナンバーの情報連携による情報照会により、年金関係情報等を確認することができ、健康保険証の写しの添付

が不要となり、申請及び確認事務について簡素化されることとなります。

以上で説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

今のところの4ページ。そのまま歳出のところの、款3民生費、項2児童福祉費、目3児童手当費のシステム改修委託料の部分ですけど、今、御説明の中で、児童手当に係るマイナンバーとの連携の更新っていうふうに言われていましたけれども、今マイナンバー自体が5月24日ですかね、新たなやつ終わっているんですね。

マイナンバーカードへ変えないかんっていうの、このシステムは、基本的にマイナンバーカードを市民の皆さんがカードとして作っていただくということが大前提になってくるっていうことになるんですか。その辺、ちょっと詳しく教えていただけないですか。

林康司こども育成課長

マイナンバーにつきましては、個人番号のほうを申請書どおりに記入していただければ大丈夫ですので、カードを作っていただく必要というものはありません。

樋口伸一郎委員

2ページの款17、項2、目2、節2の説明、保育対策総合支援事業費補助金についてお問い合わせをさせていただきます。

保育補助者雇上強化事業ということで御説明ありまして、中身も大体説明あったんですけど、まず、歳入として上がるとるのが8分の7ということやったんですよ。

歳出に、市のプラス分を足した金額がされとるのかというところを、まず確認をお願いします。歳入と歳出のバランス。

林康司こども育成課長

歳出につきましては、4ページの数字で、6月補正の1,000万円ありますので、こちらの8分の7で875万円が6月補正の歳入の分の、事業費の補助金となっておりますので、差額の125万円が市の一般財源となっております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、この中身についてなんですけど、この補正に関する説明理由は分かったんですけど、傾向として見た場合に、そういう保育補助者自体が市の中で増えてきたからこうした補正が必要になってきたのか。

それとも、時間ありますよね、割合の。200万円で見といて、その中でどのぐらいの働き方をするかっていう中身があると思うんで、こういった傾向でこの金額が出てきたのかっていうところを教えてください。

林康司 とも育成課長

補正につきましては、正直に申しまして、当初で上げるべきだったと思いますけれども、今回、今までの3月補正の見込み等を見て、6月の補正で上げさせていただいております。

金額につきましては、すいません、過去平成29年度から取り組んでおりますけれども、実際といたしましては、平均いたしまして大体1園当たり100万円が使用されている金額でございます。

現在、まだ国のほうへの申請も手続が降りてきておりませんので、今後増える可能性もあることを見越して、こういう金額を上げさせていただいております。

樋口伸一郎 委員

ありがとうございます。

ちょっと最後確認ですけど、今、お答えの中にはあったんですけど、多分最初に、当初で見込める部分っていうのがあるはずなんですよね。

だから、その辺りっていうのは、もうそれが分かっているんで、次年度のお話を今するのは早いでしょうけど、今後、鑑みながら計画をさせていくと。

もちろん、今後の想定以上の増額というか、人員が増える分もちろん見込みながらですけど、見込める分は当初のほうに盛り込んでいくっちゃうことで、今のところは考えられているというふうに思ってもいいですね。これ、御確認です。

林康司 とも育成課長

そのようにいたします。

竹下繁己 委員

すいません、確認ですけど、当初でこの保育対策総合支援事業費補助金はゼロだったんですか。

林康司 とも育成課長

ゼロでした。

竹下繁己 委員

この補助金事業は、本年度1,000万円でいくっちゃうことでよろしいですか。

林康司 とも育成課長

現時点では、1,000万円で考えております。

成富牧男 委員

今の関連のやつを先に、そして、あと1点聞きます——今の分は。

聞くじゃない、これ、注文。

これね、当初上げとかないかんやったっちゃうのは、議員から言われる前に、最初、説明のときに言ってほしかったなと思います。

それで、同じ4ページのシステム改修委託料、さっきマイナンバー絡みっていうのが分かりましたが、今まで、マイナンバーの前はどういうふうにしていたのか。

このマイナンバーにすることによってどうなるのか。さっき一応説明があったかもしれませんが、もう一回。

林康司 とも育成課長

お答えいたします。

児童手当の現況どおり、申請届出での手続の際に、健康保険証の添付を、写しを頂いておりました。

それがマイナンバーで消えて、情報照会で写しが必要なくなったということになります。

成富牧男 委員

情報照会、それは、国保のほうについていう意味。

今までもできていたの。

できてなかったわけね。

そこんところを説明して。

林康司 とも育成課長

今までは、そういった連携がシステム化されてませんでしたので、今回の予算でさせていただきますことになると思います。

成富牧男 委員

これができてスムーズにできるようになったのは、何となく伝わってくるけど、要はそれまでは、国保のほうからそのデータをどげんしょったのかという話。

林康司 とも育成課長

すいません、国保の分はデータで見れたということで。

すいません、訂正いたします。

成富牧男 委員

そいけん、本人の確認さえ申請時に取っておけば、個人情報はいいですよって、見てもらっていいですよってということで、御了解を得とけば、今までもデータは見れよったわけよね、国保は見れよったっちゃうらう、今まで。

だから、要は改善点っちゃう意味では、ちょっといかなものかという、その国保との連

携っちゅことだけで言えばよ。

いや、違います、ここが、えらいよくなったんですよっちゅうなら。それだけ、ちょっと教えて。もう、それ以上聞きません。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 12 分 休憩



午後 2 時 13 分 開会

江副康成委員長

再開します。

脇友紀子 こども育成課子育て支援係長

先ほどの成富議員へのお答えですけれども、国保については、今までも添付は省略させていただいておまして、市同士の話なので、データで同意の下に確認をさせていただいている——1 件 1 件ですね、確認させていただいておりました。

今度、マイナンバーで年金事務所とできることになったので、うちのほうから社会保険に対しても確認を直接することができるようになります。

今まで社会保険の方とか共済の方とかは、全部コピーで付けていただかないと分からなかったものが、今回そちらの方まで省略が可能になったということになります。

成富牧男委員

マイナンバーについての是非は別として、今の御説明で納得しました。

江副康成委員長

ほかに。

〔発言する者なし〕

ないですか。

質疑を終わります。



議案乙第14号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

次に、議案乙第14号専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林康司こども育成課長

ただいま議題となっております、議案乙第14号専決処分事項の承認について、こども育成課分につきまして御説明申し上げます。

専決処分日につきましては、令和2年4月30日に決裁を受けているものでございます。

それでは、厚生常任委員会資料、専決処分により御説明いたします。2ページをお願いいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金でございます。

子育て世帯への臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給することとし、予算措置を行ったものでございます。

次に、(2)予算計上額について御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金の子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金及び子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援するための子育て世帯臨時特別給付金に対する国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

款3民生費、項2児童福祉費、目4子育て世帯への臨時特別給付金給付費のうち、主なものについて申し上げます。

節1報酬から節9旅費につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務に伴います会計年度任用職員の報酬等及び職員の超過勤務手当でございます。

会計年度任用職員は、8月までの採用が2名、11月までの採用が2名となっております。

節13委託料のシステム改修等委託料につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金を支給するためのシステム改修費及び郵送準備のための封入封緘の委託料でございます。

節19負担金、補助及び交付金の臨時特別給付金につきましては、(4)の給付額のとおり、児童1人当たり1万円の支給額となっており、給付対象者1万2,408名分となっております。

次に、(3)給付対象者について御説明申し上げます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

給付対象者は、①令和2年4月分の児童であって、本則給付の受給者（令和2年3月31日までに生まれた児童）、②令和2年3月分の児童手当、補足給付の受給者（新高校1年生を対象）のいずれかの要件を満たす者となっております。

この給付金につきましては、児童手当の本則給付の令和2年3月分、または4月分の受給者に対して支給されるもので、一定の所得があることによる児童手当の特例給付の受給者の方、具体的には、児童1人当たり月額一律5,000円を受給されている方は対象となっております。公務員を除く世帯につきましては、5月10日に給付の案内通知を送付しております。

給付金の法的性格は、贈与契約となっており、契約を整理するために2週間程度の辞退申出期間を設けることとなっておりますことから、その期間を5月29日までとしておりましたが、辞退申出者はいらっしゃいませんでした。6月10日に公務員を除く世帯へ支給をしております。支給した世帯数等は5,825世帯、1万202人分、1億202万円でございます。

居所不明などにより、郵便物が返送された方や、児童手当の受給者が亡くなられたことにより、受給者の変更が必要になられた方など、支給を保留している世帯が6世帯、8人分ございまして、確認が取れ次第、順次支給してまいります。

また、現在、公務員世帯から申請受付を行っており、6月10日時点で135世帯、259人分を受け付けております。支給の時期につきましては、6月19日より順次行う予定としております。

子育て世帯への臨時特別給付金の説明につきましては、以上です。

続きまして、委員会資料4ページをお願いいたします。

(1)保育所等へのマスク・消毒薬等購入費及び補助金でございます。

保育所等へのマスク・消毒薬等購入費及び補助金は、保育所、地域型保育事業所等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、マスク、消毒薬等の購入に必要な経費を補助することとし、予算措置を行ったものでございます。

次に、(2)予算計上額について御説明申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金につきましては、保育所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るためのマスク、消毒薬の購入費及び補助金に対する国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

款3民生費、項2児童福祉費、目2保育園費のうち、節11需用費につきましては、新型コ

コロナウイルス感染症のため、公立保育所において必要となる、マスク、消毒薬等の消耗品の購入費用でございます。

節19負担金、補助及び交付金の保育環境改善等事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク、消毒薬等の必要経費を私立保育所及び地域型保育事業所等に補助するものでございます。

基準額につきましては、(3)のとおり、1施設当たり50万円を上限に助成するもので、22事業所を予定しております。

各園におかれてのマスク、消毒薬等の購入につきましては、4月1日から購入された分が補助対象となっており、4月の保育園長会にて説明をいたしております。

マスク、消毒薬のほか、体温計や空気清浄機、液体石けん等、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から必要とされる消耗品、備品等、幅広く対象となっております。

事業完了は今年度となっておりますので、年度内に納品及び支払いまでが完了する必要があるでございます。

以上、説明とさせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

説明ありがとうございます。

2ページ、議案乙第14号の専決処分、子育て世帯への臨時特別給付金の部分で、国の分、10分の10でやっただけにしているところですけど、今回、(3)の給付対象者という部分で、本則給付の受給者ということの規定になっていると思うんですけど。

すいません、鳥栖市の場合の特例給付、年収でしたっけ、世帯収入でしたっけ。

特例給付になっている方が大体どれくらいいらっしゃるのかと、その特例給付に当てはまる要件、多分、年収幾らとかいう部分、鳥栖市はどうなっているのか。

あと、特例給付の方も今ばんばんマスコミとかを見て、子育て世帯は全部もらえるんだっという部分で頭にあるかと思うんですけど、特例給付の方々はもらえませんよっというお知らせとか、そういうのがあるのかどうなのか教えていただけないですか。

林康司こども育成課長

4月時点ですけれども、特例給付の対象者といたしましてはおよそ500人——子供の数です。世帯につきましては、300世帯ほどになっております。

それと、所得制限につきましては、扶養の人数にもよりますけれども、扶養の親族の方が

お二人であれば、所得限度額が698万円、収入の目安としては917万円程度となっております。

特例給付の案内につきましては、今回案内の通知をさせていただきましたのは、対象となる本則給付の方だけで、ホームページ等々に対象者は本則給付の方だけということでお示しをしております。

以上です。

池田利幸委員

そうしたら、まず、特例給付の方々って基本的に、自分たちが特例給付であるっていう認識を持っていらっしゃるのか。

それと、その特例給付の方々から自分たちはもらえないのかとかいう問い合わせとかあったりしないのかというのを教えていただけないですか。

林康司こども育成課長

特例給付の方におかれましては、通常児童手当の支給されている金額が違いますので、そこは認識していただいていると思っております。

あと、お尋ねの、(発言する者あり) ちょっと、中では、特例給付の方からのお尋ねは耳にしておりません。

池田利幸委員

すいません、そもそもを聞いていいですか。

特例給付っていうのを、まず教えていただけないですか。

林康司こども育成課長

特例給付につきましては、所得が一定ある方におかれまして、扶養の数等々で限度額が決めてありますので、そういった制限を超えてある方につきましては、児童1人当たり5,000円の支給となっております。

それ以外につきましては、3歳未満が一律、児童1人当たり1万5,000円。3歳以上、小学校までが1万円というようなことと、特別に、第3子以降が1万5,000円ということになりますので、そういった金額の違いがある方になります。

池田利幸委員

ありがとうございます。

その部分で、さっき、もう一個前に、自分たちが特例給付であるっていうことを御存じなんですかっていう問いをさせていただいたときに、知ってあると思いますっていう答えだったんですね。

それで、その方々は多分、手続をした時点で、あなたの世帯では5,000円ですよっていう話しか、もともと聞いてないはずなんですよ。

最初から5,000円なので、5,000円が当たり前とされていると思うんですよね。

1万円のところは、1万円って最初から説明あるから、児童手当は1万円なんだ。特例給付の方は、最初からあなた方がもらえるところは5,000円ですよっていう話だから最初から5,000円って思われているんですよね。

僕が言っているのは、もともとのそういう部分でして、今回、その特例給付の人は対象じゃありませんよ、本則給付の人だけですよっていう説明がホームページで載っていたり、説明されている中で、その特例給付って、自分たちは特例給付っていう認識があるのかどうか。

後から、いつまでたっても支給がないんだけどとかいう話が出てこないのかなっていう部分での、僕の質問なんですよね。お分かりいただけますか。

林康司 こども育成課長

児童手当につきましては、申請時に制度の説明等々をさせていただいておりますので、その中で一定の所得がある方につきましてはの金額の際は、不十分なところ、全然ないと思えますけれども、一定の説明はそこでさせていただいているものと思っております。

特例給付につきましては、通知を金額の確定で送らせていただいておりますので、その中で通知はさせていただいております。

池田利幸委員

僕があまり理解はできなかつたんですけど、要は今回の児童手当、10万円の特別給付と違って、全世帯に対して要りますか、要りませんかというやり取りっていうのはないんですよね。

児童手当の場合は、要らない人だけ返送してくださいねっていうのが今回のシステムなんで、その部分、いつまでたっても通知が来ないとかいう事例が後から起きないのかなっていう心配の部分があったんで。そうしたら、そこら辺の問題提起だけさせていただきます。

以上です。

成富牧男委員

やっぱり特例給付って何ぞやちゅうのばきちつと言わんと、まずは。何で5,000円しかもらえないかっていうことたいね、特例は。だけど、逆な言い方すると、5,000円はあげますよと、特例給付で。

そいけん、特例給付の定義みたいなのば言わんと分からんかなあというふうに思ったのと、その通知はしておりますよちゅうのは、ちょっと参考に聞くけど、いつ頃したとかね。今年した。

いつ頃したのか、するのか。

脇友紀子こども育成課子育て支援係長

特例給付ですけれども、児童手当自体は所得制限として対象にならないということで、児童手当のほうではなく、その代わり特例の給付措置としての5,000円ということでの御案内の通知を最初の認定時に行っているかと思います。

その後に、6月に毎年現況届として所得をもう一回確認させていただいてますので、現況届の結果として、その後1年間、ほぼ1年間は、おたくの世帯は特例給付ですよという案内がまた行っていますので、年に1回、10月支給の前には御案内が行っております。

成富牧男委員

そうすると、今、池田議員が懸念されたようなことは出てこんのか。

その5,000円の方にはないですよ……、まず、5,000円ですよちゅう通知が後になったりせんと。

林康司こども育成課長

今回の臨時特別給付金につきましては、令和3年度の3月分、4月分の児童手当の受給者でございますので、昨年度の現況届で対象を把握していることとなります。

牧瀬昭子委員

先ほどの特別給付金の件なんですけれども、DV被害者の方のところの件で、チラシのほうでは、DV被害により子供と共に避難していますがということで、避難されている方に対しては対応をなさっているのかなというふうに見受けたんですけれども。

避難はされていなくて、経済的に困窮されていて、経済的DVといいますか、そういう方に対して何か対応される事例などはなかったでしょうか。そういう御相談はなかったのでしょうか。

林康司こども育成課長

この子育て世帯への臨時特別給付金については受けてはおりません。

もう既に、児童手当支給を受けていらっしゃるごとの口座に振り込ませていただいておりますので、この分につきましては、あってないです。

牧瀬昭子委員

もし、そういうことが要望として上がったときに、現状では、鳥栖市としては、どんな対応がありますでしょうか。

林康司こども育成課長

児童手当についてですか、それとも給付金ですか。（「今の話の流れでは、給付金の部分です」ねと呼ぶ者あり）

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、もう、ほぼ公務員世帯以外には、6月10

日に支給が済んでおりますので、その中では、そういった御相談はお受けいたしておりません。ですから、終わっています。

牧瀬昭子委員

終わっているということですがけれども、事例として10万円のほうとかでは、そういう話があったと私は聞いていまして、そのときに、ぜひ対応をしていただきたかったなという思いがあり、鳥栖市としては、なおかつ子育て世帯の臨時特別給付金の分を高校3年生までということとされていますよね。

その分を、その世帯に対して対応ができなかったのかということ、今後そういう配慮とどうか、していただける可能性っていうのはありませんでしょうか。

江副康成委員長

ちょっと休憩します。

午後2時37分休憩



午後2時43分開会

江副康成委員長

再開します。

林康司こども育成課長

特別定額給付金のDV被害者の方におかれましては、同居の方でDV被害という方での申請はお受けはいたしておりませんし、国のQ&A等でも、そこは分けないよということになっております。

江副康成委員長

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

じゃあ、要望ということで、DV被害者の、経済的なDV被害の方々が困窮の状態に陥る可能性っていうのはとても高いので、ぜひその辺りは柔軟に対応していただきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

樋口伸一郎委員

まず、4ページ、5ページで質問なんですけど、4ページの1施設当たり50万円っていうのは、これ上限なんでしょうけど、持続化給付金みたいなもんで、現施設の規模にかかわらず、もう一律50万円ちゅうことですよ。

林康司 とも育成課長

規模にかかわらず、1施設50万円となっております。

樋口伸一郎 委員

そうしたら、例えばですけど、私立についてはちょっと扱いにくいところもあるのかなと思うんですけど。

公立保育所4園でいけば——例えばですけどね、下野園とか鳥栖いづみ園とか、あそこ、規模かなり違うと思うんですけど、この費用っていうのは、直接子供たちの対応とかに行く費用として考えるのが濃厚かなと思うんですよ。

だから、その辺の規模に格差があるようなところについての考え方って、どのようになされていますか。

林康司 とも育成課長

正直、多少柔軟に運用していきたいとは思っております。

樋口伸一郎 委員

それはつまり、例えば分母としては200万円あるわけじゃないですか、公立園は。

ですから、その200万円を柔軟に分けていくっていうふうに仮定したとすれば、これはその基準の中で自由に、例えば公立園に関しては、とも育成課のほうで柔軟に対応していいよっていうふうになっているんですか、国のお金のほうも。

入ってくるお金のほうも、とも育成課のほうで柔軟に、4園に対して充てようみたいになっているのか、50万円で払いなさいって来ているのか、そこら辺も変わってくると思うんですけど、どうなっているんですか。

林康司 とも育成課長

こちらにつきましては、詳細の要綱等がまだ参っておりませんので、少しずつですけども、今50万円を4月1日から遡ってですので、それで使用しているところです。

樋口伸一郎 委員

要望というか、意見としてとどめておきますけど、多分、下野園の子供たちといづみ園の子供たち、単価って——そういうふうしちゃいかんですけど、割ったらかなり違ってくると思うんで。

そこはバランスを考えて、検討というか、想定をしっかりとってほしいなというふうに思います。

あと、私立のほうに関しても、多分規模の格差とか児童数にも若干の差はあると思うんで、

例えば、園長会なり何なりで、そうしたところをどうやって補っていくのかっていうところもバランス調整を図ったほうがいいかなと思いますので、意見をさせていただきます。

あと、5ページで教えてください。

これ、「違います」と呼ぶ者あり) 違いますか、これ。ごめんなさい。

そうしたら、いいです、以上です。

江副康成委員長

ほかに。

竹下繁己委員

ごめんなさい、臨時特別給付金の件ですけれども、特例受給者は除く、それと公務員は申請者のみというルールって、誰がどこで決めたんですか。

林康司こども育成課長

国のほうで決めてあります。

竹下繁己委員

ちなみに、今、百何十人ぐらい申請があったって聞いたんですけれども、鳥栖市内の公務員の世帯数って、もう一回教えてもらっていいですか、何世帯中何世帯が申請してきたのか。

林康司こども育成課長

公務員の世帯につきましては、こども育成課で正確な数字を把握してはございません。児童手当も、公務員世帯はもう各所属庁で支払ってありますので。

ですから、予算につきましては、国の予算要求の際に、何点何倍しなさい——鳥栖市の場合には1.2倍ということでしたので、今回の給付金の児童手当の分がおおむね1万人でしたので、大体2,000人弱を公務員の対象人数と考えております。

その中で、現在135世帯250名程度の申請をいただいているというところです。

竹下繁己委員

それは、物すごく少ないということで捉えていいんですかね。

林康司こども育成課長

6月1日から10日までの申請ですので、まだまだ少ないと思っております。

鳥栖市の市役所等々の人数はまだ入っておりません。

竹下繁己委員

何か、市役所内で、これ申請したら、めちゃめちゃ悪いとか、あいつ申請しやがったとか、そういう嫌な雰囲気になったりしていませんか。

林康司こども育成課長

申請の取りまとめにつきましては、総務課のほうでしていただいて、申請書はこども育成

課に回ってきておりますが、すいません、ちょっとそういう声は、直接は聞いておりません。

竹下繁己委員

申請したい方は、すんなり申請できるような雰囲気をつくっていただけるといいかなと思います。要望です。

成富牧男委員

念のため聞きますけど、さっき話があったかもしれんけど、これ、今年を受給者の方が…、受給者の対象はどういうふうになると。

何でわざわざこんなことを聞きよるかっちゃうと、商工振興課の事業者向けの緊急の支援金で、ちょっと、「えっ」と思ったことがあったわけだね、住所要件とか、いろいろ。

それで、念のため聞きよってやけど、もう一度、誰がもらえるのか、どういう人がもらえるのかを簡単に。簡単にでいいです。

林康司こども育成課長

受給者につきましては、令和2年4月分の児童手当の本則給付の受給者。4月分ですので、今年の3月31日までに生まれた児童で、申請を頂いた方ですね。

それと、3月分の児童手当の本則給付の受給者で、3月分ですので、現在の新高校1年生の年齢の方を対象となっております。

成富牧男委員

ひょっとしたら、おかしいこと言うかもしれんけど、その後、転出やらした人は別のところでもらうと。

林康司こども育成課長

そのとおりでございます。

牧瀬昭子委員

子育て世代の臨時特別給付金の件で、もう一つあって、給付の要件としては、里親のお子さんたちはどんなふうになっているのかっていうのを知りたいんですけど。里親に行っている子供さんの家庭が給付を受けているのかどうかということで。

林康司こども育成課長

里親が児童手当の受給者となっているのであれば、その方に受給することになります。

江副康成委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

よろしいですか。

竹下繁己委員

非常に助かるんじゃないかなと思うんですよね。

鳥栖市独自で、高校2年生、3年生に対して補助をやりようとしたきっかけとか理由ってありますか。

林康司こども育成課長

各自治体が、いろいろなコロナ禍の中での独自の支援を考えられる中で、もう一度、鳥栖市としてどういうものがあるのかということで、いろいろメニューを、自治体のように児童扶養手当を受けてある方、あと、臨時特別給付の対象にならなかった方とか、あったんですけども、県の教育のいろいろなシステムっていうか——オンラインですかね、そういったところの設備とか、通信費とかも、今後高校の年齢であれば必要となってくるのではないかとこの観点からも、高校2年、3年生のところにも拡充を考えたところがございます。

竹下繁己委員

今回、大変いいと思うんですけども、今後、国がまた臨時給付金を出すとなったとき、また同じようなメニューと一緒に……、鳥栖市独自でやっていくのかどうか、どうされるんでしょうかね。

林康司こども育成課長

そのときには、いろいろなメニュー等々も踏まえて、その時点でまた考えさせていただきたいと思っております。

竹下繁己委員

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

成富牧男委員

よう気づきんしゃったと、こういうこともいいことだと思います。

私がちょっと心配しよってはね——委員長、議案外って言わんごと、お願いしたい。

大体、こども育成課っていうところは、3月ぐらいからずーっと——今年からかもしれんけど、ずっと忙しいと思うっちゃんね、8月ぐらいまで、いろいろ。さっき出た児童手当のもそうやし、もうすぐしたら児童扶養手当とか、大丈夫。

大体、実態はどげんなつとるのか、取りあえず、苦勞しよるところば少し聞かせてよ。

いや、苦勞しよらんようなら、それだけでもいいけど。

林康司 子育て課長

今の子育て課の現状につきましては、4月の人事異動で1名、定員としては1名減になっております。

再任用の方が1名配属はいただいておりますけれども、週丸々お勤めっていう時間ではございませんので、そういったところですね。

それで、御心配していただきましたように、臨時特別給付や、今後も国の2次補正、またいろいろな給付金等がある中で、いろいろな会計年度任用職員の助けを借りながらでもありますけれども、努めておるところですが、正直ちょっと、事務等々に支障が全くないという状況ではございません。

また、保育所におきましても、ちょっと別ですけれども、現在、追加で採用の募集をしておりますが、2名欠員という状況でもございますので、課も園もいろいろ頑張ってはおりますけれども、何かしらもうちょっと、という状況でございます。

成富牧男 委員

要はね、大変やろうと思うっちゃんね。それで通常業務に影響してきたら元も子もないけん。

ぜひ部長にも執行部のほうには、しっかり、リアルに現状を伝えていただいて、個々の事務がスムーズに行くごととしていただきたいなと思います。

終わります。

江副康成 委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後3時休憩



午後3時9分開会

江副康成委員長

再開します。



健康増進課

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

江副康成委員長

次に、健康増進課関係議案の審査を行います。

健康増進課関係の議案は、議案乙第13号及び第14号です。

それでは、議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

では、健康増進課分について御説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款19寄附金、項1寄附金、目3衛生費寄附金、節1保健衛生費寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと言われる企業からの寄附金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料につきましては、発熱外来業務委託料及び妊婦乳児健診委託料でございます。

主要事項説明書の7ページを御覧ください。

鳥栖、三養基地区内の多くの診療所、クリニックでは、発熱者とそれ以外の患者の動線を分けることが困難であるため、鳥栖市休日救急医療センターを臨時的に平日開設し、発熱者等を診療し、クリニック等において主に発熱者以外を診療することで役割を分担し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防及び院内感染のリスクを減らすことを目的とし、平日に臨時的に休日救急センターを発熱外来として開設いたしました。

期間につきましては、4月27日から5月8日までの平日6日間を試行期間とし、スタッフ

体制や受診の動線などを確認し、めどが立ったため、5月11日から本格設置となりました。

月曜日から金曜日の14時から17時までの3時間の開設とし、委託先は鳥栖三養基医師会でございます。

設置の判断といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する必要があり、感染拡大後では設置の意味がなく、ヨーロッパなどでの医療崩壊の報道等もあった時期でしたので、鳥栖三養基医師会のほうから、早急な設置の要望があり、4月27日からの設置の運びとなりました。

6月30日までの経費につきましては、同目の母子保健事業費委託料から流用し、今回、7月分の発熱外来の委託料と、流用で不足します母子保健事業の妊婦乳児健診委託料を補正いただくものでございます。

なお、この発熱外来につきましては、緊急事態宣言も解除され、幸いなことに感染が落ち着きましたことなどから、5月末をもって一旦終了しております。

今後、再流行などが見られた際には、再開について医師会と協議することといたしておりますので、補正いただく予算につきましては、その分として備えたいと考えております。

また資料に戻ります。

続きまして、同じく目2予防費、節11需用費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク、消毒薬等のための購入費でございます。

以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

主要事項説明書の7ページの、発熱外来運営事業の分でちょっとお尋ねさせていただきたいんですけども。

今、もう一旦閉鎖されているっていうことなんですけれども、目的が発熱者とそれ以外の患者の動線を分けることが困難であるため、分けるためにつくりましたっていうことなんですけれども。

これ、例えば、普通、市民の皆さん、熱が出ましたっていったときに、自分のかかりつけの病院とかにそのまま行ってしまった、普通大体行くと思うんですよね。

それで、行ったらその病院から熱がある方はそっちに行ってくださいっていうふうに、今回、そこで診察せずに回したっていうことになるんですか。

要は、電話がかかってきてから、じゃその方はそこに行ってくださいって言ったのか、来た人もそっちに回したのかっていう部分をちょっと教えていただけますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

通常はかかりつけ医のほうに、まずは電話で御相談くださいっていうPRをしております。

それで、診療所、クリニックについても、まずは電話をかけてから受診してほしいと、そうしないと待合室の中でお熱がある人とない人が混在することを一番心配されましたので、まずはお電話をかけてきてください。

それで、かかりつけの方については、その方がお熱を出しやすいタイプの方であるとか、そういうのを先生が御存じですので、発熱者を全く診ないってということではなく、ケース・バイ・ケースで判断されたということです。

それで、お熱がありますということであれば、休日救急の発熱外来を紹介する場合がありますし、自院で診られる場合もあると。

それは、その方その方で判断をされたっていうことでした。

池田利幸委員

ありがとうございます。

その病院病院で判断されている、まずは電話で確認してくださいって、ずっと僕らも呼びかけしてたんですけど、なかなか初期の、初期っていうか、やっぱり市民の方、皆さん知らない方も多かったんですね。

今度、第2波が来たとなったときに、その辺も、もちろん周知をもう一回し直すことも必要でしょうし、そういう方のために、発熱平日外来がありますからっていう部分、まず相談電話をかけてくださいっていう部分のアナウンス、また準備しておく必要もあると思います。

病院に直接行くんじゃないかっていう部分、まず御相談の電話入れてくださいっていうところの周知の徹底をもう一回していただければ大変にありがたいなって。

発熱外来を、今度また開設するときには、そこに開設しましたっていうアナウンスももちろん要ると思いますんで、その辺のお願いもしたいと思います。

以上です。

江副康成委員長

じゃあ、意見要望ということで。

樋口伸一郎委員

同じく、主要説明書の7ページで教えていただきたいんですけど、事業費について一番下のところなんですけど、276万8,000円については、母子保健事業費委託料から流用ということで書いてございまして、今回は補正額の財源内訳、一般財源ということなんですけど、こ

れ、お金の出どころが変わったみたいなイメージを受けたんですけど。

そもそも、母子保健事業費委託料が足りなくなったから、今回、ここから充てたってような扱いなのか。その辺のお金の流れについて説明をいただければと思うんですけど。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

発熱外来の業務の委託料につきましては、当初の予算上は全くないものでしたので、もともと予算が全然ないところで実施をするとなったときに、予備費なのか、流用なのかっていうところで検討して、それで、母子保健のこの妊婦、乳児の健診委託料っていうのは、幸いなことに実績をその月その月で払っていくような流れになってましたので、当初予算の中に、現計予算の中に予算がありましたものを、一旦発熱外来に流用し、不足する分を今回の6月補正でつけていただくっていう流れになりました。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。分かりました。

そうしたら、今回の補正についての一般財源からというのはまだ分かるんですけど、この母子保健事業費委託料そのものは、通年を確定して、固定して回すのはちょっと難しいのかなっていうところもあるので、この母子保健事業費委託料そのものが今後また補正で上がってくる可能性もあるっちゃうことですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

この4ページのところの、発熱外来委託料の下の妊婦乳児健診委託料が母子保健事業費委託料の分でございます。

樋口伸一郎委員

ということは、それそのものも補正で上がっているというところなんですかね。

じゃあ、最初から一般財源で補正しとけば、これはそもそも上がってこんやったけど、最初は流用できる形で、その委託料から流用してたものを合わせて今回補正に上げているっちゃうことでもいいですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

発熱外来が4月27日から開設いたしましたので、その開設に当たって、委託契約等については予算が必要でしたので、その母子保健委託料から一旦流用し、不足する分を今回6月の補正で上げた、要求しているということでございます。

竹下繁己委員

6月30日までが276万円で、現在開設は取りやめになっているということですよ。

それで、7月も開設するかどうかは今からの流れで決めていくわけですよ。

それで、もし開設されなかった場合の委託料の執行はどうなるのかと、この6月30日まで

の276万円の予算の執行は、今後どうなっていくんでしょうかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

6月末までのうちの残額がある分、6月が丸々開設されていませんので、その分132万円残額がございます。

それで、今回7月分を、126万円補正をいただいていますので、6月分、7月分と合わせた258万円が2か月分、今回開設せずにある分になりますので、その分は、第2波、第3波が来たときに、もし開設するための備えとして、取っておきたいというふうに思っております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

第2波、第3波に備えてというところで、とても大事だなと思っているんですけども。

万が一、これ、来なかったってなったときは、どういうふうな取扱い、流れになりますでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

3月の補正で落とすことになると思います。

竹下繁己委員

すいません、今回100万円の寄附金いただいた企業があるということですけど、これは名前を出せないんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

アマゾンでございます。

池田利幸委員

すいません、この寄附金と絡めて。ちょっと話が違うと言われたら、違うって言ってください。

今回、いろんな市民の方々から、アベノマスクとかが配られて、もう自分ところは使わないけんが寄附したいっていう方、要る方に使っていただきたいっていう市民が結構いらっしゃるんですよ。

それで、各世帯に2枚ずつしか来ていないんで、まとめ寄附っていうか、頂きますよとかいうボックスとか作ってもらったら、持ってきたっていう方が結構いらっしゃるんですけど。そういうお考えは、できるのか、できんのか。

すいません、これと話がちょっと違うと言われたら、それ違うと言ってください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

マスクが自宅に送られてきたり、あとは予備で持ってるマスクを個人で寄附したいというお声も頂きましたので、本部会議の中で相談をしまして、市民協働推進課のほうでコロナの

総合窓口のほうに、思いやりボックスっていうか、回収のボックスを6月一杯設けております。

未使用の物に限って寄附を頂くっていう形を取ってございますので、どうぞよろしく願いいたします。

池田利幸委員

ありがとうございます。

御相談いただいた方とかにも、そうお伝えしようと思います。

江副康成委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案乙第14号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

次に、議案乙第14号専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

それでは、専決処分の健康増進課の分について御説明をいたします。

資料の5ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節11需用費につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るマスク、消毒薬等の購入費用でございます。

4月の時点で、市のマスクの備蓄は約1万3,000枚と少ない状況でしたが、品薄で購入も困難な状況でございました。

感染拡大の予測も収束時期も不明なことから、マスクや消毒薬が流通するようになった際に適時に購入をし、感染のリスクの高い方、高齢者や障害者の施設、医療機関の不足時などに供給し、残りは備蓄として感染拡大に備えることとし、消耗品費を1,500万円お願いいたしました。

専決の予算の執行状況でございますが、マスクは幸いなことに21万枚の購入ができましたが、消毒薬は依然として品薄の状況が続いております。500ミリリットル入りを40本、計20

リットルを購入できた状況でございます。

このほか、市民にマスクを送付いたしましたので、送付用の消耗品などで、6月10日現在で1,500万円のうち、1,437万6,338円を執行しております。現時点での執行率は、95.8%となっております。

以上、御説明といたします。

江副康成委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

よろしいですか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 25 分 休憩

oo

午後 3 時 30 分 開会

江副康成委員長

再開します。

oo

文化芸術振興課

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

江副康成委員長

次に、文化芸術振興課関係議案の審査を行います。

文化芸術振興課関係の議案は、議案乙第13号及び報告第1号でございます。

それでは、議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたしま

す。

執行部の説明を求めます。

山津和也文化芸術振興課長

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）につきまして、文化芸術振興課分の御説明をいたします。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費、節15工事請負費は、文化会館舞台機構改修工事費で、国庫補助金の内示により増額するものでございます。

詳細につきましては、主要事項説明書10ページに記載をしております。

工事内容につきましては、つり物、それから、マシン——マシンといいますと、つり物を巻き上げるモーター装置になります。それと、ワイヤーロープ、諸幕等の改修工事でございます。

なお、追加資料として、舞台機構改修計画案をつけさせていただいております。

以上で説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

藤田昌隆委員

ちょっとお尋ねします。舞台機構改修計画案で、令和元年から令和5年度、各工事概要が書いてありますが、これはどういう形、例えば毎年入札とか、そういう形じゃなくて、これ、もう一括で、令和元年から令和5年度で1回入札をかけて、それで業者が決まったら、もう令和元年から5年までずっとという形ですか。

山津和也文化芸術振興課長

いえ、毎年入札を行っております。

藤田昌隆委員

ということは、舞台機構改修計画、これは1億3,200万円かな、全体の予算としては。

じゃあ全体の予算を教えてください。

山津和也文化芸術振興課長

舞台機構改修工事につきましては、1億1,000万円となっております。（「1億1,000万円」と呼ぶ者あり）

今年度分につきましては、舞台改修につきましては1,100万円となっております。（発言する者あり）ああ、1億1,000万円となっております。

藤田昌隆委員

毎年入札かけるんだったら、その5年間の間で幾ら総事業費がかかりますか。

山津和也文化芸術振興課長

申し訳ございません、遅れました。

3億393万円となっております。

藤田昌隆委員

これ、工事概要を見ても、毎年業者を変えてするような内容ですか。大体同じような……、何社かですれば、毎年入札しなくてもできるような気がしますけど。仕事の内容と業者、全然内容が違うわけですか。

業者を変えないかん、理由。

山津和也文化芸術振興課長

仕事の内容につきましては、あまり毎年変わらない内容になっておりますけれども、国庫事業の補助事業を採用して事業を行っておりますので、入札が原則だと思っております。

藤田昌隆委員

入札は、もちろん原則であれですけど、例えば大ホール操作盤とかね、そういう小ホール電動つり物とか同じようなことであれば、それじゃあ5年間の3億300万円の中で、何社かでしたほうが、逆に安くならんかなって思って。

全く工事内容が違うなら、当然、毎年変えていかにゃいかんと思うやけど、5年間の中で、ほとんど内容的には、大ホールとか小ホール、つり物とかどんちょうとか、そういうものだったら、数社の業者を決めてすれば、逆に全体の工事費は安くならんかなと思ったから。いかがでしょうか。

今村利昭文化芸術振興課参事兼課長補佐

今回の舞台工事につきましては、実績とかそういったものを踏まえて指名を行っておりますので、結果的には、数としてはそれぐらいの数になるかと思っておりますけれども——指名業者の数ですね。3社、4社、それぐらいに絞られてくるかと思っております。

江副康成委員長

今のお答えでよかですかね。

暫時休憩します。

午後3時38分休憩



午後 3 時 43 分開会

江副康成委員長

再開します。

山津和也文化芸術振興課長

年度ごとに分けているっていうことにつきましては、国庫補助の関係で、毎年採択をされるということですので、こういうふうに年度ごとに分けているという形になっております。

以上です。

樋口伸一郎委員

同じく、参考資料を使って質問なんですけど、今、事業者さんと工事内容とかの流れについては分かったんですが。

また、お金の計画じゃないですけど、ちょっとお尋ねしたいんですけど、これ大体 5 年間のトータル 3 億幾らやったですかね。

3 億幾らっておっしゃったんですけど、これ大体、じゃ令和元年度、2 年度、3 年度、4 年度、5 年度ってところで大体このくらいかかって行くやろうっていうお金があるかと思うんですけど、その辺りの金額が分かれば教えていただきたいのと、どのようにして、その金額を出したのか。

業者さんに事前に聞いているのか、それともこっちで、もう試算をしてみて出しているのか。まず、そこを教えてください。

山津和也文化芸術振興課長

令和 2 年度のほうが 1 億 1,000 万円ということになっておりまして、それ以降につきましては、大ホールの改修が、これで 1 つめどがたちまして、そのあとは小ホールの改修という形になります。

それで、今のところ計画といたしましては、令和 3 年が 1,870 万円、令和 4 年が 1,320 万円、令和 5 年が 6,512 万円というような形で、金額の算出につきましては、業者のほうにはじいていただいております。

樋口伸一郎委員

それ、ある程度聞かれた業者があるっちゃうことですよ。ちょっとそこ、聞かないですけど。

そうしたら、今計画をされとる金額面で今後工事をしていくんでしょけど、組み立て方

としては、さっき御説明では令和2年度にかけては、今後入札に入っていく。この議案が通ったのを受けて入っていくという流れやったんですけど。

以降の流れって、うちの当初との絡みっていうのは、大体今おっしゃったぐらいの金額を立てとって、入札を行った上で出た正確な金額で補正するっていう流れになるんですか。

ちょっとそこ、教えていただけませんか。

山津和也文化芸術振興課長

金額につきましては、国のほうが内示額を出しますので、それに合わせて工事をするような形になっております。

それで、令和2年度に関しましても、当初4,000万円つけていただいております、4,000万円ですと大ホールの反射板のマシン交換のみを計画しておりましたけれども、国庫補助金のほうで、内示額のほうが増額でつきましたので、諸幕の更新を入れて——これは後ろに計画があったんですけども、その分を前倒しして、1億1,000万円という形になっております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、内示額によっては、今回は追加っていうか、そうした形になったと思うんですけど、以降は削減っていう可能性もあるっていうことなんですか。

山津和也文化芸術振興課長

そのとおりでございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、この令和5年度の、令和元年から令和5年度の案も変わってくるということになるんですか。令和6年度に食い込んでいったりっていう可能性もあるっちゃうことですか。

山津和也文化芸術振興課長

この金額につきましては、一応単独事業を基に出している金額でございます、国庫の補助金で内示額が増額されれば、令和4年度、5年度分も前倒しで令和3年度に行うというような形も取られるようになる可能性もございます。

樋口伸一郎委員

最後です。

さっき藤田委員もおっしゃったように、やっぱり業者さんも、分散すればするほど必要な情報とかも割れてくるかもしれんし、金額もそうですよね。

最初、計画立てるところは、やっぱり業者さんからの提案というか、このぐらいかかるだろうっていうところも取り入れとるからこそ、割れてしまうところとかも出てくると思うんです。

その辺のお金の計画というのもこの中身、工事概要の中身に合わせて早目に検討しながら、内示を待たないかんでしょうけど、ちょっと想定をしとってほしいなと思います。

終わります。

成富牧男委員

ごめんなさい、1点だけ。

業者さんに、予算作るときにはじいてもらうって言いんしゃったろう。その業者さんってどういうところ。まさか、工事屋さんじゃなからうけど、どういうところに。

お願いします。

業者名じゃないよ。

山津和也文化芸術振興課長

今、舞台機構の保守をお願いしている会社でございます。

成富牧男委員

その業者さんが、工事を請け負う資格を持っている業者の1つとかいうのはないですよ。

山津和也文化芸術振興課長

いえ、こちらの業者のほうが、令和2年度につきましては、取っております。

成富牧男委員

今、言われたのは、いわゆる指名業者の1つのほかに、大体どんぐらいになるかいなっちゃうて予算立てるときに見積ってもらったっちゃうことですか。

そりゃ大変なことですよ、これ。もし、そうやったら。

そして、そこが取ったみたいにさっき言われたけん。

私の耳が間違うとったとかなと今思いましたけど。

山津和也文化芸術振興課長

設計につきましては、建設課のほうで起こしてもらっておりますので、金額につきましては建設課のほうのはじいた金額になっております。

成富牧男委員

業者さんっちゃうこと、いわゆる指名、指名入札に参加できる業者さんのうちの1社からはじいてもろたっちゃうことやないっちゃうことですね。

そこは、はっきりしとってください。

さっきの、ちょっとびっくりしたけん。

池田利幸委員

すいません、この一連の流れ、5年間の計画の中で、基本的には鳥栖市民文化会館の舞台裏の改修のみっていうか、ですよ、今回。

そん中で、多分、前に厚生常任委員会でも視察されていると思うし、私も前回、多分行ったと思うんですけども、市民文化会館の中の手すり、大ホールの手すりが不十分。やっぱり市民の皆さんから怖いって、手すりをつけてくれっていう要望がかなりあるんですよ。そういうのは、この予算の中に入れて一緒にすることはできないのかなっていうことのお尋ねです。

山津和也文化芸術振興課長

今回、お示ししております資料につきましては、舞台機構の改修計画でありまして、令和4年度に大規模改修を行いますので、その際に手すりが必要なところ、取り付けられるところがあれば、そういうところも大規模改修の中で考えていきたいと考えております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ということは、この計画は舞台裏のやつだけで、基本的に令和4年に別予算っていうか、別で計画として大規模改修をやりますよっていうことですね。

その中で、手すりとかそういう部分は、つける必要があると判断したらつけますよっていうことでいいんですよ。

山津和也文化芸術振興課長

できる限り、ユニバーサルデザインのほうを取り入れたいというようなことを考えております。

池田利幸委員

高齢化も進んでいますんで、その辺のバリアフリー化、それからユニバーサルデザイン化は、必ず今から必要だと思いますんで、よろしく願いしときます。

江副康成委員長

いいですか。

樋口伸一郎委員

すいません、最後です。

採択事業っちゃうか、採択を受けながらやっていくっちゃうことやったんですけど、採択、不採択というか、受けられんやっ場合も進めていくっちゃう考え方ですかね、鳥栖市として。金額がずっと変わってくるんで。

山津和也文化芸術振興課長

採択を受けないといたしましても、今年度、当初予算で舞台機構改修につきましては、4,000万円、単独でつけておりましたので、もし採択が受けられなかったら、4,000万円の範囲で改修を行っていたということになりますけど。



午後 3 時56分開会

江副康成委員長

再開します。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時56分休憩



午後 3 時59分開会

江副康成委員長

再開します。



スポーツ振興課

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

江副康成委員長

次に、スポーツ振興課関係議案の審査を行います。

スポーツ振興課関係議案は、議案乙第13号及び報告第1号です。

それでは、議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明求めます。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、スポーツ振興課関係分に

ついて御説明を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

資料2ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節4保健体育費県補助金、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設整備補助金につきましては、令和5年度に内定しております国民スポーツ大会の会場を年次的に改修していくこととしており、バレーボール少年女子及び空手道の競技会場となる市民体育館の大規模改修を行うこととしており、後ほど歳出で御説明を申し上げますが、今回、市民体育館大規模改修に向けた実施設計委託料2,000万円を計上しており、このうち、県補助制度の対象経費となる競技施設のユニバーサル化のための改修として、空調設備の導入のための設計費700万円について、佐賀県の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設整備補助金として計上しております。

なお、補助率は2分の1です。

国の補助金等を除いた経費に2分の1を乗じた金額を計上しております。

また、補助上限額は1施設1億円となっております。

次に、款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、国道3号拡幅工事に伴う基里運動広場の土地等の売払収入でございます。

内訳といたしましては、基里運動広場の一部の土地、458.61平米に対する土地代金約2,050万円、国道に隣接する左翼側防球ネット及び照明灯の工作物移転料として約1,690万円及び移転雑費補償金320万円となっております。

次に、歳出について申し上げます。

資料は5ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節19負担金、補助及び交付金、S A G A 2 0 2 3 実行委員会負担金につきましては、令和5年度に佐賀県で開催内定の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の運営準備を進めるため、行政のほか、スポーツ団体を初め、産業、経済、医療、福祉、教育、学校、宿泊、観光、輸送、交通などの市内各界を代表する団体に参画していただく鳥栖市実行委員会を設立することとしており、その運営経費について計上しております。

経費の主なものといたしましては、本年度開催予定の鹿児島国体、来年度開催される三重国体のリハーサル大会などが本年度実施されますので、その先進地視察に係る旅費、競技運営のための競技会場実施設計委託料、国民スポーツ大会の気運醸成やPRを図るための横断幕やカウントダウンボード、グッズ等の作成費用及び事務局運営費などがございます。

なお、令和5年度に佐賀県で開催されます第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者

スポーツ大会の愛称が、SAGA2023と決定されているところでございます。

目3 体育施設費、節12 役務費につきましては、国道3号 拡幅工事に伴う基里運動広場防球ネット及び照明等の移転新設に伴う建築確認申請手数料でございます。

節13 委託料のうち、設計委託料につきましては、まず、国民スポーツ大会の競技会場を年次的に改修していくこととしており、令和2年度当初予算でも国スポ関連施設の改修経費を計上しておりますけれども、今回、令和2年度の国の社会資本整備総合交付金の内示に伴い増額補正をするものでございます。

今回の補正では、市民球場グラウンド改修工事に伴う設計委託料として900万円、市民体育館大規模改修工事に伴う設計委託料として2,000万円及び陸上競技場の芝生グラウンド等改修工事に伴う設計委託料として800万円、合計3,700万円を計上しております。

なお、国スポ関連施設の整備計画のスケジュールを示した資料を御提出しておりますので、そちらで御説明をさせていただければと思います。

まず、市民球場でございますが、令和元年度にスコアボード及びスタンド改修工事に伴う実施設計を終えております。

先ほど御説明いたしましたグラウンド改修工事に伴う実施設計を今年度に行うこととしております。

これらの設計をもとに、令和元年度中に発注しましたスコアボード改修工事が、令和2年度末までとなっております。

また、本年度はスタンド外壁等改修工事とスタンドでございますけれども、外壁改修工事と内装等工事2本に分けて、7月以降に工事を発注する予定でございます。

また、グラウンド改修工事につきましては、今回の補正予算の実施設計後に工事に着手することとしておりまして、予定では12月頃からの工事着手として年度内に完了することと予定をいたしております。

次に、市民体育館につきましては、建築年が昭和51年ということもありまして、老朽化で傷みが進んでいる屋根や外壁、内装等の改修を行うとともに、トイレの洋式化や、アリーナの床の研磨、照明器具のLED化、空調設備の導入等の大規模改修工事を実施することとしておりまして、本年度に実施設計を行い、令和3年度に大規模改修工事を実施する予定としております。

陸上競技場につきましては、国民スポーツ大会の公開競技として、ゲートボールが実施されることが内定しており、ゲートボールを実施するフィールドについて改修が必要になっておりますので、本年度に実施設計を行い、予定では、令和4年から5年、いずれかの年度に改修工事を実施する予定としていただいております。

資料にお戻りいただきたいと思います。

5ページでございます。

次に、基里運動広場防球ネット改修工事設計委託料につきましては、国道3号拡幅工事で支障する基里運動広場左翼側の防球ネット及び照明等の移転工事に要する設計委託料でございます。

次に、工事監理委託料につきましては、市民球場のスタンド改修工事請負費の増額に伴い、補正をするものでございます。

次に、PCB廃棄物処理委託料につきましては、有害物質でありますポリ塩化ビフェニル——いわゆるPCBでございますけれども、これが含まれた安定器を使用した照明器具が、市民体育館の更衣室や用具倉庫、ステージなどから71個存在することが本年3月に判明したことから、処分等に要する経費を計上しております。

補正した理由といたしましては、処分期限が本年度末になっており、今回補正予算を計上するものでございます。

次に、節15工事請負費のうち、営繕工事費につきましては、先ほど御説明いたしましたPCB含有の照明器具の撤去、取替え工事に要する経費でございます。

なお、今回撤去する照明器具の個数は71個、新規に設置する器具を40個と予定をしております。

次に、市民球場改修工事につきましては、国民スポーツ大会競技会場改修を年次的に行う改修事業の一つで、令和2年度、国の社会資本整備総合交付金の内示に伴い補正をするものでございます。

今回の補正では、当初予算で議決いただいておりますスタンド改修工事費1億300万円に2,200万円を増額補正するとともに、グラウンド改修工事に要する経費として6,000万円を新規に計上しているところでございます。

なお、グラウンド改修工事につきましては、内外野の不陸解消をはじめとするグラウンド全体の整備を行うこととし、良好なプレイ環境整備に努めることとしております。

これによりまして、本年度は発注済みのスコアボード改修工事に加えまして、スタンド外壁工事や防水内装、トイレの洋式化、バックネット等の改修工事、グラウンド改修工事に着手することとしております。

工事に際しては、利用者に少なからず御迷惑をおかけすることにはなりますが、利用者に行える限り支障がないよう配慮して進めてまいりたいと考えております。

また、スタンド防水工事やグラウンド改修工事につきましては、シーズンオフや芝の育成時期を考慮し、冬から春にかけて行うなど、球場の利用制限期間が極力短くなるように努め

てまいりたいとも考えております。

次に、基里運動広場防球ネット改修工事費につきましては、国道3号拡幅工事に伴い、左翼側防球ネット及び照明灯1基が支障することになったため、撤去及び新設工事に要する経費を計上しております。

なお、市民球場改修工事事業、基里運動広場防球ネット改修事業につきましては、主要事項説明書11ページ及び12ページにそれぞれ記載をしているところでございます。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

すいません、主要説明書11ページから12ページ、1個ずつ質問させてもらいますけど。

11ページに関しては、参考資料のロードマップみたいなのが令和5年度まで示されたやつ、あれを使って質問したいんですけど。

直接的な議案では、文言はないんですけど、陸上競技場の説明がありましたので、そこに関しては、改修工事は令和4年度、5年度のところに点線が入っていますけど、全天候型のタータンの部分についての計画とかお考えを現段階でお示しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

全天候トラックにつきましては、おそらく県内でアンツーカーのトラックとかはないということで、スポーツ振興課としては、全天候トラックに改修していきたいということで計画しております。

今回の設計費を上げておりますけれども、フィールドを中心に改修する設計を上げておりますが、全天候トラックもどれぐらい経費がかかるのかということも含めて設計をしていただく予定にしております。

すいません、これは来週、一応内部決定をする予定にしておりますけれども、陸上競技協会からも御要望を受けておりますし、現在4種公認の陸上競技場となっております、ちょうど令和5年の3月に認定が切れますので、その時期までには、いろんな課題がありますから、そういったものも含めまして、改修を図っていきたいということを考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ゲートボールを観点に考えても、中に入っていくときにそこを入れていかれるので、ぜひ盛り込んで検討していただければと。これは要望で終わらせていただきたいと思います。

そして、説明書の12ページの基里運動広場について1点教えていただきたいんですけど、移転改修ちゅうことなんですけど、まず、仕様は、距離が近づいてくるので、その移転ってなれば同規模の移転になるのか、それとも仕様を変えて、それなりに今までのプレイ環境とは大きく変わることはないような移転、仕様にされるのかっていうところと、どのくらい寄ってくる予定なのかっていうところをまず教えてください。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今回の国道3号拡幅工事に伴いまして、今説明しましたとおり、左翼側が支障するという事で、約3.5メートル土地を譲渡するという事になっております。

そのため、今設置してある防球ネットを移転せざるを得ないという状況でございまして、約3.5メートルそのまま短くなるということになっております。

高さにつきましては、現在14メートルの防球ネットを設置しております。

御承知かと思いますが、たまに飛球が国道側に飛んでいくという状況が続いておりますので、今回の移転に伴いまして、これから設計しますから、どれぐらいの高さになるかはっきり申し上げられませんが、20メートル程度に嵩上げをして、できるだけ費用が出ないように設計するようにお願いをしているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、仕様のほうは、同じまま使用じゃなくて、検討も含めて今後ということで理解をさせていただいたんですけど、ちょっと最後に、一時的なものでしょうけど、工事に入りますと、多分1週間、2週間では終わらないと思うんで、その間、またここに規制がかかったりというようなところも考えとかないかと思うんですけど。

その辺りの考え、現段階でよろしいので、あれば教えてください。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

御指摘どおり、工事する際は、やはり使用者に利用制限をかけざるを得ないという状況でございます。

特に野球については、当然、ネットを扱いますので、工事に際して、ある程度の用地を制限することとなりますので、基本的には、工事に関しては野球のシーズンオフの冬から春にかけて実施をするということで対応を考えております。

サッカーについては、基本的には影響がないだろうということで、できるだけ短期間に終わらせるように、今設計も、工事の内容についてもお願いしてるところでございます。

池田利幸委員

すいません、御説明ありがとうございます。

私のほうから、SAGA2023の、改修工事の全体スケジュールの分でちょっとお伺いいたします。

まず、市民体育館のところの改修内容の、空調設備等、ここの空調設備っていうのは何を示すのかっていう部分が1点。

それとその下、陸上競技場。

それこそ改修工事期間が1年以上の予定になっている部分の理由って、ほかのところより一番長い期間をかけてやるっていう予定のやつが、最後で間に合わないとかいう現象は起きないのかと、お答えをもらいたいですけれども。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

市民体育館の空調につきましては、今予定しているのは冷暖房設備を導入したいということでございます。

それから、2つ目の陸上競技場の改修工事が2か年にわたっているというところでございますが、これについては、令和4年から5年と書いていまして、設計次第でどれぐらいの工事期間か読めないのも、ちょっとこういう形でお示しをしております。

当然、リハーサル大会もございますので、その辺を考慮しながら工事期間を検討していく必要があるかと思っておりますけれども、基本的には令和5年の本番に間に合うように工事をすると。

今、話しているのは、令和3年度からというケースもあり得るのかなとは思っているんですけども、基本的には、国の補助金の関係もございますので、現時点では、令和4年度から改修をして、できるだけ早めに、令和5年度の早い時期に工事を終えたいというふうに考えております。

それから、全天候トラックの改修になると結構時間がかかると聞いておりますので、工事の内容が分からないと、今期間を明確にお答えできる段階ではないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

この空調設備、かなり気になっていまして、僕ら——僕もそうですけど、各議員さんたち、体育館にクーラーつけんと熱中症危ないよって言いながら、今までつけられないつけられないって、ずっと返答をもらってる中での空調っていう部分だったんで、大変ありがたいなと

思います。

あと、陸上競技場の部分は、本当、全天候型の工事が始まりますってなって、それが長引いて、リハーサルできませんとかならんでいようをお願いしたいなって思っております。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

竹下繁己委員

先ほどの関連で、陸上競技場の整備って、どんな整備をするんですか。

ゲートボールするって、芝生の上でゲートボールをするんですかね。

どんな整備を想定されているのかなと思って。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

陸上競技場のフィールドにつきましては、現地を見てもらえば分かると思うんですけども、目土等を入れまして、大分隆起をしていると。高いところでは、30センチぐらい上がったりしております、これが陸上競技をする際のフィールド競技で支障すると——公認を継続する際に、という御指摘を受けております。

実際、ゲートボールにおいてはそんなに支障はないかと思うんですけども、陸上競技場で陸上競技をする（「トラックをですか」と呼ぶ者あり）いや、フィールド、芝。（「トラックの中です」呼ぶ者あり）

中です。今、サッカーとかやっていますよね。そういったところです。

陸上競技の芝のフィールド部分が、これまでサガン鳥栖の練習会場として使われている経緯がありまして、その芝の管理等で目土をやったりとかやる関係で、隆起をしていると、盛り上がっているというところがあります。

そういうことで、その解消を図ると、ゲートボールとしても使いやすいようにするというで、今、計画をしております。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

それと、違うところで実行委員会の負担金ですね。その負担金で、鹿児島国体などを視察するという予算立てなんですけど、昨日のニュースで知事が、鹿児島国体、年内開催、ないってなっているんですよね。そういった場合の予算執行とかどうなるんですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今、御案内がありましたとおり、鹿児島国体、ほぼ断念というニュースが今朝出ておりましたので、基本的には、もうなければ、視察旅費については執行しないということを考えて

おります。

ただし、3年後に控えておりますので、例えば、我々ゲートボール、バレーボール、空手道とかいろんな種目ありますから、鹿児島県内の関係市町に、こういった準備をやってきたとか、そういったものは視察で、研修、勉強といいたいでしょうか、事前の準備を図りたいので、そういう視察には使っていきたいと思っております。

また、三重県のリハーサル大会が、1年前にもあるんですけども、それがあるか、ないかもまだ決定しておりませんので、なければ当然、執行はしないという予定にしております、繰越しをさせていただくということを考えております。

以上でございます。

竹下繁己委員

そうしたら、この実行委員会の負担金というのは、今回出して、何年間に分けて使う予算ということで、来年度、また新しく負担金が発生するとか、そういう類いではないということ判断していいですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

基本的には、毎年毎年、実行委員会の負担金の予算要求をさせていただきたいと思っております。

例えば、来年は、基本的にはPR費用とか、実行委員会の専用ホームページを立ち上げるとか、また三重国体、その次の栃木国体のリハーサル大会等ありますので、そういった視察旅費等を計上していきたいなと思っております。

はっきり今、具体的には申し上げられませんが、毎年毎年、負担金の計上をさせていただきたいと思っております。

竹下繁己委員

その繰越金は、もう実行委員会内の予算で繰越金扱いをしていって、足りない分を毎年、こっちから要請とかがあって、それに払出しをするということ判断していいですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

そのとおりでございます。

牧瀬昭子委員

すいません、市民体育館の件なんですけれども、これは隣のアリーナとかも込みの話になるのでしょうか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

市民体育館の隣にあるアリーナっていうのが、昔で言う多目的ホールという名称で呼ばれておまして、今は多目的ホールという名称はなくなってまして、市民体育館の諸室という

位置づけになっておりまして、全てが市民体育館という位置づけしております。

牧瀬昭子委員

先ほどの資料の中で、トイレの床っていうところで書いてあったんですけども、これトイレが流れにくいというお話がよく聞くんですけど、床だけじゃなくて配管っていうんですかね、そういったことまで含まれますか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

御指摘のとおり、トイレ等の不具合がございますので、基本的にはユニバーサル化を図りながら解消を図っていきたいと考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

先ほどの建物も、空調もつくということによろしいでしょうか。さっきの諸室。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

実施設計が終わらんとはっきり申し上げられませんが、基本的には体育館全部、諸室も含めて競技会場が市民体育館で、諸室がそういう競技を実施する前の、例えば計量とか、ウォーミングアップとかいう場所になりますので、合わせて空調設備を導入したいと考えております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

江副康成委員長

いいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



報 告 第 1 号 繰越明許費繰越計算書について

江副康成委員長

次に、報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。
執行部の報告を求めます。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

報告第1号、令和元年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書中、スポーツ振興課関係分

について御報告を申し上げます。

款10教育費、項5 保健体育費、市民球場改修事業につきましては、国民スポーツ大会の競技会場である市民球場の改修事業の一環として、令和元年6月定例会及び令和2年3月定例会において議決いただきました市民球場のスコアボード改修事業及びスタンド外壁等改修事業費でございます。

それぞれ12月定例会及び3月定例会において、翌年度への繰越上限額を御承認いただいておりますけれども、令和元年度内において、工事が未着手になり、翌年度繰越額が表記のとおり確定しましたので、御報告するものでございます。

なお、スコアボード改修工事については、3月末にスコアボードスクリーン工事及び工事監理業務について入札、契約を終えております。

スコアボードフレーム工事を5月末に入札、契約を終えておりまして、現在施工中。

また、スタンド外壁等工事につきましては、7月上旬に入札、契約を行うこととしており、これらの工事完了を来年2月末の予定としておるところでございます。

以上、スポーツ振興課関係分の説明を終わります。

江副康成委員長

この際ですので、質問等ございましたらお受けいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

では、報告を終わります。



江副康成委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時27分散会

令和2年6月15日（月）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 出席議員氏名（請願の紹介議員）

議員 尼寺 省悟

4 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 市民環境部長 | 橋本 有功 |
| 市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 | 佐藤 敦美 |
| 市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 | 牛嶋 英彦 |
| 市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐 | |
| 兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 | 天野 昭子 |
| 市民課長 | 野下 隆寛 |
| 市民課整備係長 | 野中 潤二 |
| 市民課市民係長 | 栗山 英規 |
| 国保年金課長 | 古賀 友子 |
| 国保年金課健康保険係長 | 田中 綾子 |
| 市民環境部次長兼税務課長 | 三橋 和之 |
| 税務課長補佐兼管理収納係長 | 豊増 裕規 |
| 税務課長補佐兼市民税係長 | 榎 浩喜 |
| 環境対策課長兼衛生処理場長 | 佐々木利博 |
| 環境対策課環境対策推進係長 | 北 三希子 |

5 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

6 審査日程

市民協働推進課、環境対策課議案審査

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

市民課議案審査

議案甲第17号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報 告（市民環境部市民課）

鳥栖市オリジナル婚姻届のデザイン変更について

〔報告、質疑〕

国保年金課議案審査

議案甲第31号専決処分事項の承認について（鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議案甲第32号専決処分事項の承認について（鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議案乙第15号専決処分事項の承認について

議案甲第35号専決処分事項の承認について（鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

〔説明、質疑〕

税務課議案審査

議案甲第30号専決処分事項の承認について（鳥栖市税条例等の一部を改正する条例）

議案甲第34号専決処分事項の承認について（鳥栖市税条例の一部を改正する条例）

〔説明、質疑〕

請願審査

請 願第2号ごみ処理施設建設候補地での高潮と洪水の同時発生時の浸水深による建

設候補地変更の請願書

[趣旨説明、質疑]

7 傍聴者

8 人

8 その他

なし

ます。

節17公有財産購入費につきましては、旭まちづくり推進センター駐車場の拡張をするために、隣接する用地を購入するものでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、コミュニティ事業補助金380万円につきましては、歳入で御説明いたしましたように、布津原町及び永吉町が、コミュニティ活動に使用いたします備品等の整備をされる事業に対しまして、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して助成するものでございます。

自治公民館建設等補助金につきましては、鳥栖市自治公民館建設等補助金交付規則に基づき、町区の公民館の新築または増築及び改修に対しまして、経費の一部を補助するものでございます。

今回、補正予算としてお願いしておりますのは、田代新町・田代上町共同公民館の新築工事に対する補助金のほか、幸津町など4町区の公民館の建て替え、改修等工事に対する補助金でございます。

まず、コミュニティ事業補助金の概要について御説明いたします。

資料の4ページを御覧ください。

今回、布津原町では、町区のシンボリックな行事でございます盆踊り大会で使用されております備品として、ステージ枠や紅白幕などのやぐらのセット及び祭り用のはんてんの整備を予定されております。

また、永吉町では、町区の公民館や広場で住民間の親睦や交流のために行われております卓球やグラウンドゴルフに必要な備品のほか、音響機器やパソコンなどの事務用品を整備される予定です。

続きまして、自治公民館建設等補助金の説明をいたします。

資料の5ページを御覧ください。

まず、新築予定の田代新町・田代上町共同公民館は、築後66年が経過しておりまして、老朽化が見られることから、今回、建て替えを計画されたものでございます。

新築される建物は木造平屋建て、延べ床面積140.9平米を予定されております。

なお、新築の場合の補助額は、対象経費の10分の3、限度額500万円となっておりますので、田代新町及び田代上町、それぞれに限度額500万円の補助金の交付を予定しております。

次に、増築、改修を計画されております4町区の公民館でございますが、まず、幸津町公民館は、附属建物の新築——建て替えでございますけれども、を予定されており、今町公民館は、トイレの改修及び外壁塗装、田代本町公民館は、屋内及び雨戸の改修、中央区会館につきましては、屋根及び天井の改修と耐震補強工事を計画されております。

補助金につきましては、幸津町及び中央区につきましては、限度額の150万円。

今町、田代本町につきましては、対象経費の10分の3の額を補助金として交付を予定いたしております。

資料の3ページのほうにお戻りください。

節22補償、補填及び賠償金につきましては、旭まちづくり推進センター駐車場の拡幅に伴います樹木の移転補償費でございます。

以上です。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

款4衛生費、項2環境衛生費、目2斎場費のうち、節15工事請負費につきましては、しゅんせつ土置場周辺において、これまでの雨によるのり面の浸食や、雑木、倒木等が発生していることから、植生マットなどにより、崩壊のり面の保護及び緑化、雑木、倒木等の撤去を行うことにより、自然環境の保全を図るものでございます。併せて、しゅんせつ土置場の排水対策を強化するため、地盤改良等の整備を行うものでございます。

以上で、令和2年度一般会計補正予算、市民環境部関係分についての御説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、御説明ありがとうございます。

ちょっと何点かあるんですけども、まず1点目は、環境対策課さんのほうの、しゅんせつ土置場周辺環境等整備工事費。これ、しゅんせつ土置場ってどこになるんですか。

それで、新たにされる、何か少し工事をされるっていう部分の内容を、もうちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

しゅんせつ土置場は、昨年整理いたしました鳥栖市斎場の横にありますしゅんせつ土置場になります。

その周辺の緑化を図るため、環境保全を図るために、まずはのり面等の緑化ということで、植生マットを張ってのり面の保護も同時に行うという形になります。

あと、平成30年の大雨のときに倒木等がありましたものですから、それが今、敷地内にございます。その撤去ということで行うようにしております。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

そうしたら、市民協働推進課さんの分で、同じ3ページなんですけれども、一番上の工事請負費の中の旭まちづくり推進センター駐車場拡幅工事、この分なんですけれども、今回駐車場とかを増やすためについていう分です。

これ例年、すぐそばに冠水地域とか——幸津町側というんですかね、のほうに毎回冠水する場所が、すぐ近くにあるんですよ。

それで、その方々からのお話とかでも、そこの駐車場に、毎回冠水前に、推進センターのところに車を移しているんで、そこの許可が欲しいっていうことだったんですけれども、あそこ自体、まちづくり推進センターの駐車場自体が、もうちょっとひどい豪雨災害のとき、つからんんじゃないかっていうお話をよく聞かれてたんですよ。

今回、駐車場を拡幅する際に当たって盛り土っていうか、少し駐車場の高さを上げるとかそういうことはあるんですか。それをちょっとお尋ねいたします。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

旭まちづくり推進センターの駐車場の拡幅部分でございますが、駐車場が、現在建物の西側と、それから北側でございます。

ちょうど西側と北側に行くところが非常に狭小な、幅が狭くて、お隣のブロック塀にぶつかって、ブロック塀を壊したりとかいうことがございましたので、今回その部分を広げるといことで、民地の用地を購入いたしまして、そこの部分をまず拡幅するというのが今回の大きな目的でございますので、今おっしゃるように、盛り土するというようなことは予定をいたしておりません。

池田利幸委員

ありがとうございます。

今のところ御予定ないってことで、そこの拡幅して、何台分ぐらい大体増やされる予定なんですかね。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、拡幅によって北側と西側の通路といいますか、そこが若干道幅が広がるだけでございまして、全体的な駐車場の台数については、多くなる予定は今のところございません。

池田利幸委員

ありがとうございます。

駐車場拡幅工事といえども、駐車場の台数が今回増えるわけではないっていうことですね。通路を広くします、通りにくかったところを通りやすくしますよっていうことですね。

ありがとうございます。

あと1点、すいません。自治公民館のところなんですけれども、今回、田代新町、田代上町共同公民館でされている。これは、1自治会に当たり500万円っていう部分で、今回2自治会でされているから1,000万円の補助ということですよ。

ということは、ほかのところ、共同公民館じゃなきゃ500万円しか出ないっていうことなんですよ、基本的には。

1つの町、1つの公民館を造るって言ったら、もう500万円しか出ないってことですね。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そのとおりです。

基本的には、建物に対してという補助金になってございますが、今回、田代新町と田代上町は、それぞれ持ち分登記をされる予定で進めておられますので、そのそれぞれの負担金額に応じた補助金という形で、このようにそれぞれの自治会に対して補助金をすることにしております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

基本的に、1,000万円、何でだって言っているつもりではないんですけども、延べ床面積が140.9平米ってなっている。これって、広いんですか。

例えば、曾根崎町とか本鳥栖町とかだったら、人口がもともと結構多いじゃないですか。

そういうところの公民館を造るって、これと同じぐらいとか、それ以上の面積がかかるんじゃないかなって思っているんですよ。

だから、この140.9平米というのが、ほかと比べて広いのか、平均なのかっていうのが1点と、要は1つのところで500万円しか補助が出ないところで、もっと大きいのを造っていかなくちゃいけない可能性はないのかなっていうのをお答えもらえれば。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

今回の田代新町・田代上町の共同公民館については、平均的な公民館だというふうに考えているところでございます、特に広いというようなものではないと思っております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ごく平均的っていうことですよ。

それで、あと1点聞いていた部分は、それより大きい公民館を造らなければならない町区

があるとしたときに、今回の場合、2つで造っているから、1,000万円ほど。1つのところであって、要は、本鳥栖町で公民館を新しく造ります、大きいやつを造らなきゃいけないですっていうときに、1町区なので、今回のやつよりも半分の助成しかできないってことは起きないんですかと。

そこはもう全部、あとは町区の方負担っていう形になるんですかっていう問いです。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回の新築に関します補助金につきましては、補助率は10分の3、上限額が500万円ということになっておりますので、総対象事業費に対する補助率10分の3、もしくは、500万円の多いほうを助成することにしてしております。ですから、確かに規模が大きい公民館もございまして、今回のような、百四、五十平米ぐらいの公民館もございまして。

だから、先ほどからお答えしておりますように、まずは補助率と、それから上限額という形での補助金分で今、助成をしているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

これは要望というか、もっと大きな規模を建て替えてっていうのも、ここからまた起こると思うんですね。そのときに、町区の皆さん——もちろん地縁団体組んであるんで、そこで積立とかもあるとは思いますが、町区の皆さんの負担額が大きくなるのか、行政が、もうちょっと手助けできるのかっていう部分は、こっから先、建て替えてっていう部分で、いろいろまた考えていただきたいなと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

同じく3ページで、関連なので続けて質問させてください。3ページの、ちょっと教えてほしいことから2点、順次聞きますけど。

節22の移転補償費を、もう少し詳しく教えてもらえないですか。

よく分からなかったんで、もう一回。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、購入をいたします用地に、梅の木と、あとカイヅカイブキという樹木がありまして、そちらのほうを、今回補償という形でさせていただいているものでございます。

梅は、紅梅のかなり大きな梅がございまして、そういった物の補償費となっております。

以上です。

樋口伸一郎委員

これ以上聞きませんが、そこそこ高価な木があったというところで解釈します。

あと、もう一点教えてほしいということは、ちょっと戻りまして節15の工事請負費なんですけど、補正額で88万円、今回ついてますが、旭まちづくりセンターの営繕工事に関連する補正前予算額の割合、これ全額じゃないでしょう、補正額で88万円ついているんですけど、これが全部なのかっていうところを教えていただけないですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

こちらのほう、今回補正額につきましては、この旭まちづくりセンターの駐車場拡幅工事の全額の方でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、その中で、営繕工事費の説明欄の2段目なんですけど、拡幅については先ほどの御答弁で分かったんですけど、路面標示設置っていうのは、どういうふうな路面標示設置になるのでしょうか。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

こちら、駐車場の工事に伴いまして、西側の駐車場から北側の駐車場に入る部分に、今、矢印と駐車場という標示をいたしておりますけれども、そちらが薄く消えかかっておりますので、そちらを修復する工事と、あと北側の駐車場について、若干線も薄くなっている部分もございますので、そちらを引き直す工事を行ってまいりたいというふうに考えてます。

樋口伸一郎委員

じゃあこれは、まだ現段階では、図面じゃないですけど、見て分かるような絵とかはないんですか。あれば個人的に欲しいなと思っておりますけど。

なければいいです。また、出来上がってもらいますんで。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

その路面標示などについて、図面をまだ詳細に作っておりませんので、現在の駐車場の図面ということしかない状況でございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、分かり次第、多分絵に見えるものは途中で入るでしょうから、そうしたらまた委員会のほうにも委員長と話し合った上で、ぜひ提示いただければと思いますので、これは要望にしておきます。

あと、もう一点なんですけど、その拡幅する横に、側溝っていうか溝があるところが1点、今むき出しになっているのが1点と、あそこ夜になるとめっちゃめっちゃ暗いので、小さい街灯みたいなのをセンターの柱につけてはいただいているんですけど、ほぼ真っ暗で——御存じかと思うんですけど、その側溝の蓋といいますか、の措置と、ライトの措置っていうのは、

どのようになりますか。できればつけていただけないですかね。何か措置をしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

まず、側溝の部分、西側駐車場のすぐ北側のところ、民地との境に水路が走っておりまして、そこはオープンの水路になっているところですが、今回の通路の拡幅部分のところの工事に合わせまして、若干蓋の部分を増やすつもりではおりますが、あそこが農業用水路も兼ねておりまして、全部蓋をかけると上流側であふれる可能性もございますので、若干通りやすいように工事に合わせて蓋かけ部分を増やすということは考えております。

それから、照明の件でございますが、委員おっしゃるとおり暗い状況もございますので、今後ちょっと考えてまいりたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それと、ちょっと旭まちセンの件は以上で、次の質問なんですけど、ごめんなさい、5ページです。

先ほど池田委員のほうからも質問あつてましたけど、新築の件に関する限度の範囲というか、そこだったんですけど、私のほうもそこは関連するんですけど、これ、大きく分けると新築、増築、改修になっていると思うんですよね。

新築と増築、改修が分かれているのは、基準等があつて、それに準じてというところに分かるんですけど、増築と改修を見比べたときに、改修ではトイレとか、屋内の改修、雨戸の改修とかで、小さいと言つたらいかんですけど、工事の範囲がちょっと小さいように感じるんですよね。

それで、幸津町で言えば、附属建物の新築——増築も1個ですけど、附属建物の新築とか、中央区会館で言つたら、耐震補強とかありますよね。

この2つと、トイレとかちょっとした改修っていうのは、今は2つに分かれていますけど、その2つ目の中でも、またさらに金額的にも2倍ぐらいやっぱり違ってくるんで、でも、補助限度額は100万円と統一されとるんで、今からどこでも老朽化してくると、この増築とか一部改修とかが多分それぞれで分かれてくると思うんで、今はこのままでいいんですけど、後々は増築もしくは改修の中も、例えば、附属建物の新築であつたり耐震補強とかっていうのは、補助限度額をこの中でもさらに2つに割るぐらいの……。

例えば、今は新築で500万円ですよね。それで、増築、改修は100万円ですけど、増築は150万円を限度にして、改修は100万円と、3段階措置ぐらいに今後は考えていたり、検討してたり、想定をしとつたほうがいいんじゃないかなあつていうふうに個人的には思うんで

すけど。その辺りのお考えはどうでしょうか。今、基準があるんでしょから、今はこれでしょうけど。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、新築と、それから増築、改修と大きく2つに分けております。

それで、御質問がございましたように、いわゆる改修についての補助金の考え方ということでございますが、まず、本年の2月にこれまでの取扱要領の一部改正を行いまして、増築または改修に係る工事に要する経費を、これまで上限100万円としておりましたが、それに関して、自主防災組織の結成を届けている自治会で、また、自主避難所として届けが出ている、もしくは、自主避難所として届ける予定というところに対しては、上限額を50万円引き上げたところでございます。

そういうことで、いろんな自治公民館に対して、できれば財源的な支援をしていくという目的で、今回、上限を引き上げたところでございますが、今後も、恐らく、増築っていうか、改修のほうが、多くなってくるのではないかと思われるところもございすけれども、現在のところ、補助率、それから上限額の引上げというところで助成をしていきたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

要望です。質問ではございませんが、今おっしゃったように、2月に自主防災組織の関連の150万円っていうのは、すごくいいなと思うんですけど、一部改修とか、増築で言ったら、多分、本当に一部改修の範囲だと、100万円を目いっぱい改修だけで言ったら、結構いろいろできるんですよ。

逆に言うと、増築で考えたら、100万円じゃほぼできんっていうふうに……、極端に分かれとるけんが、ここは、もう今すぐにどうこうしますとか、検討しますっていうのは、言えないことは重々承知なんですけど、やっぱり地震とか考えたときに、多分、耐震がされているところがほとんどないと思うんですよ。

ですから、地震とかそういう抜本的な骨格の工事に当たるものとかは、やっぱり我々も要望はしていきますけど、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに要望して終わります。

(発言する者あり)

江副康成委員長

ちょっと待ってください。

池田委員と樋口委員から、旭まちセンの駐車場の拡幅の質問が出ておりましたけど、ちょっと、現地視察も今、予定をしていませんので、概略どんな形になるのか、図面等、簡単なやつでいいから、委員会のほうに提出してもらおうとありがたいんですけど。(「まだないんで

しょう」と呼ぶ者あり)

暫時休憩します。

午前10時29分休憩



午前10時30分開会

江副康成委員長

再開します。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

旭まちづくり推進センター駐車場拡幅工事概要図というのを、今お配りいたしましたけれども、まず、こちらが取得予定範囲っていう部分で、矢印で差した部分で赤く塗った部分がございます。

まず、①のところでございますけれども、こちらについては現在駐車場用地として使用している部分で、隣地との境界線が若干ずれておりましたので、こちらの境界部分を整理をするために取得を行うものでございます。

それから、②の三角の部分でございますが、こちらが、先ほど来申し上げております西側駐車場から北側駐車場に入っていくところで、現在通路幅が現況で3メートルしかございませんが、こちらを4メートルに拡幅するための用地の取得部分でございます。こちらを合わせまして3.23平米を隣接する住民の方から購入を行うものでございます。

それから、路面標示につきましては、その西側から北側駐車場に入る部分、今拡幅を行おうとしている部分に現況で駐車場入り口という路面標示と矢印標示をいたしておりますが、こちらの損傷が激しくなっておりますのでこちらの修復。

それから、北側駐車場につきましては、現在引いている路面の枠が少し薄くなっている部分の修復。

それから、御覧になってお分かりのとおり、ラインと敷地の関係で若干余裕があるようなところもございますので、こちら駐車場の枠線を引き直すときに、若干駐車台数が増えるような、見直しによりまして増えるようなライン引きも今後考えていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、今から検討に入るということになりますので、よろしく願いいた

します。

池田利幸委員

ありがとうございます。

この地図で見て、一部っていう部分は分かったんですけど、この予算書って、全部で1億3,252万3,000円となっていたんで、結構大規模にされるのかなっていう、僕のイメージで質問してたんですよ。

実際に、この駐車場の拡幅工事にかかる費用は全部で幾らになるんですか。

88万円ではないですよ。88万円で、全部やるってことなんですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

今回の、この旭まちづくり推進センター駐車場拡幅工事にかかる工事につきましては、今回補正をお願いしているものが全額ということになります。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

旭まちづくり推進センターの駐車場の拡幅に要する工事費については、71万8,000円。

それから、旭まちづくり推進センターの路面表示設置工事に要する経費が、16万2,000円でございます。

以上です。

竹下繁己委員

田代新町、田代上町の公民館の新築の件で、これ、もともところいった共同公民館だったんですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

従来から田代新町と田代上町共同の公民館でございました。

竹下繁己委員

じゃあ、市としては、そのまま共同で使われたほうがいいですよとか、分けてくださいとか、そういった意向は言っていないんですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらのほうからそのような要請はしておりません。

竹下繁己委員

もともとあるやつの築年数ばもう一回教えていただきたいのと、市内には、これよりも古い公民館はもうないと判断していいんでしょうか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらは築後66年で、建築年数がちょっと手元にございませんですが、これよりも古いものがあるかどうかっていうのが、全部の築年数を把握しておりませんので、こちらのほうでは、

分かりかねます。

竹下繁己委員

それは、調べることは可能ですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

地区の自治公民館につきましては、未登記物件も結構ございますので、実際、全部が資料としてそろうかどうかというのが不明でございます。

それで、この田代新町、田代上町共同公民館のもともとの建築時期については、昭和29年というふうなことも聞いております。

竹下繁己委員

雰囲気では、もっともっと古い公民館もあるような感じがするんですよね。

それで、この補助金額が1,000万円出るということは、各自治会の会長さんたちは御存じなんでしょうか。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

田代新町・田代上町共同公民館につきましては、1,000万円、500万円ずつ出るので御存じかという御質問でございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

その件につきましては、全部の町区の区長さん方に、この公民館を共同で建てられるという周知は、現在のところ行ってはおりません。

ただ、自治会ごとに上限500万円で新築っていうのは、毎年区長会に向けて説明をいたしているところでございます。

以上でございます。

竹下繁己委員

分かりました。

自治会ごとに500万円の上限っていうのは、多分、各自治会の会長さんたちも御存じだと思うんですけど、こういうやり方があるっていうことを周知したら、ちょっと平等じゃないんじゃないかというような意見が出てくるような、僕は気がするんですよね。

まだ規模の小さな自治会で、古い公民館を使っていらっしゃる方々もいらっしゃると思います。

その人たちが、この同規模の、40坪ぐらいの平屋建てを造ろうとしたときに、何で向こうは500万円ずつもらって……、この田代新町と田代上町は、コンパクトな自治会で、一緒にしても支障ないんだろうけれども、広いところに、自治会の人数が少なくで——田んぼばかりのところですよ、この自治会の人たちしか利用しないっていうような公民館も結構あると思うんですよね、田舎のほうですけども。

そういったところで建て替えるときも500万円しか出さなくて——同じ規模の建物ですよ、同じ大きさの公民館を建てるときに、どうもこのルールは、僕はちょっとおかしいんじゃないかなって。条例とかで決まっているんでしょうけど、執行部としてこのルール、何か変だなとは思いませんか。

橋本有功市民環境部長

自治公民館の建て替え、新築に伴う500万円につきましては、これまでも金額等はずっと経過がございまして、現在の金額500万円になっていると。

それまで、100万円から始まって、いろいろと経過をたどってきておりますので、今後、全然見直しはないかという、そこは状況に応じて変わっていくんだろうなと思います。現時点では、全然そういう検討しておりませんが。

それと、2町区が合わさってという部分については、先ほども御説明しましたように、今回は田代新町と田代上町が既に共同で建てていらしゃった公民館がもうかなり古くなっているということで、新築する際も、共同でしたいということからの御提案でございましたので、そういう経過があつての今回の措置になりますから、現在、町区でそれぞれ持たれているところが、可能性として、じゃあもう2つで1つにしましょうかというようなことがもし御提案があれば、それは、そのときに我々も検討いたします。

ただ、500万円の考え方も、やはり1町区500万円ということで規定をしておりますので、あまりその人口とか規模でたがをつけておきますと、またいろいろ混乱とか誤解を招く場合もございまして、現状では、1町区500万円ということで整理させていただいております。

以上です。

竹下繁己委員

おっしゃることは分かるんですけど、もともと1軒しかなかった、1軒ずつ持っていた自治会が合併して、1つの建物を建てようというのなら分かるんですよ、500万円ずつ出しましょうと。

でも、もともと1軒しか持っていなかったところで2町区が使っていたところで、両方とも500万円ずつというのには、ちょっと僕は違和感があります。

ぜひ今回そうやって、2町区で1軒を建てるところの1,000万円の補助金を出しますということをご各自自治会の会長さんたちに周知していただいて、反応を見ていただきたいなという要望をしておきます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

基本的には、さっき竹下委員が言われたとおりなんですけれども、もともと1つの公民館

を2つの町区で、もともと66年前とか、多分そこ1町区だったはずなんですよね。もうその前から分かれていたかもしれないですけど、もともとが一緒に活動されていた町区なんですよね、田代上町と田代新町。その中で、ずっと1つの公民館を使って、今回、新たに1つの公民館を造りますっていう流れなんですよね。

ということは、竹下委員ももう言われたように1町区で1公民館を建て替えるのと、基本的な考え方は変わらないと思うんで。

だから、ほかの自治会の会長さんたちがその話を聞いたときに、うちは建て替えするときに500万円しかもらえんやっただってん、あそこは1,000万円もらえただばいって話にならんようにしてほしいというのと——今回の1,000万円を取り下げてくださいって言っているわけじゃ全然ないんです。

だから、次からされるところも同じように、どうにか補助額を上げられるとか、そういう対策を取って、公民館とかも耐震とかする分で、もっと建て替えやすいとか、そういう環境にさせていただきたいっていう御要望でございます。

成富牧男委員

私も同じく、自治公民館建設等補助金、併せてコミュニティ事業補助金についてもお尋ねしたいんですが。

まず今、皆さんの中でお話になっている自治公民館建設等補助金。ずっと今、やり取りの中で大体、そうなんだろうと思いましたがけれども、念のため確認しますが、自治会ごとについていうことであって、公民館ごとにじゃないんですよね。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そのとおりです。

それぞれが費用をきちんと分担して、登記もそれぞれ持ち分登記をされるということでございますので、そういう費用負担の負担分に対して、それぞれの自治会に補助をするというものでございます。

成富牧男委員

何か今、ちょっと微妙……、わざわざ付け加えたんで、自治会ごとにつちゅうことで確認しておきます。交付要綱もそうなっているということですね。

それで、前から私、ちょっと気になって、ずっと質問しているんですが、併せてコミュニティ事業補助金との対比でお尋ねしたいんですが、いわゆる認可地縁団体というのがありません。そして私は、市民協働としては、それを推進する立場だというふうに認識しておりますが、この自治公民館建設等補助金については、今、どうなっているんでしょうか。

いわゆる認可地縁団体であることをさらに要件とされているのか、いまだにそうじゃない

のか。

それから、コミュニティ事業補助金は、同じく要件として、認可地縁団体であることを加えて要件にしているのか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず、このコミュニティ事業補助金の中で、コミュニティセンター事業補助金——建設事業補助金だったかな、ちょっと名称がはっきり分かっておりませんが、実際に、通常、自治公民館等を建設、あるいは改修したりする場合に補助をする、助成をするというメニューにつきましては、まず、認可地縁団体であることが要件となっております。

それで、今回のこのコミュニティ事業補助金で、コミュニティ活動備品の整備等で今回、補助金を計上いたしておりますが、これに関しては、認可地縁団体であることが要件とはなっておりません。

次に、自治公民館建設等補助金につきましては、現在、認可地縁団体であることを要件とはいたしておりません。

ただし、もともと、この認可地縁団体の目的につきましては、平成3年に地方自治法の一部が改正されたものでございますけれども、それまで自治会では保有する財産を自治会名義で登記ができなかった。これを自治会名義で登記ができるようにするために法人格を取得する制度というのが地方自治法で改正されて、市長の法人格の認可を受けることによって、登記ができるということになっております。

この趣旨からも、本市といたしましては、まず、できるだけそういう財産を所有している地縁団体に対しては、認可地縁団体、法人格を有するような、そういうお勧めをいたしております。

特に、実際に新築をされる場合については、当然、登記等もなされることを前提に、認可地縁団体、法人格を有することをお勧めして、いろんな自治会での総会等にもお邪魔して、御説明をさせていただいているところでございます。

それで、今回の田代新町、田代上町も、何回かお邪魔して、説明をさせていただいて、そのような手続を進めていただいているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

ごめんなさい、答弁の中では、田代新町、田代上町については、現在は手続中って意味ですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そうです。設立に向けて、今、それぞれの自治会で手続をしていただいている途中でござ

います。

成富牧男委員

要件にはしてないけど、この際、しませんかということで進めていただいていますということですけど、できるまでのうちにはそうしなさいっていう考え方で言われている、支援しているのでしょうか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そうですね。認可の手続に関しては、それぞれの自治会で、それぞれの総会等で、いろんな手続をしていただく必要がございますし、それまでに整備をすべき規約等も出てきますので、そういった手続に関して支援をしていきながら、認可に向けて、引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

成富牧男委員

進められている、認可地縁団体に向けて支援されているのが分かりましたが、ずばり聞きますけど、ここについて、結局、補助金を支出しますよね。その段階では、もう認可地縁団体になっていなくては駄目ってということで進めたのでしょうか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

補助金を支出する段階で認可地縁団体でなければならないということではございません。以上です。

成富牧男委員

それは最初言われたんで、目指しているかどうかということですよ、この際。

というのが、もともと認可地縁団体っていう考え方が出てきたのが、さっき答弁されましたように、持ち分登記とかして、多分、区長さんの名前になりますよね。

この名前がずっと残っていったら、私もかつて経験したことあるんですが、孫、ひ孫の時代になって、そこはそのまま、実際はこういう、公的なところが使っているんですけど、それでも主張されるんですね、この土地は私のひいじいちゃんのよと。

そういう問題が出て、もともとそういうことも——それが原因じゃないでしょうけど、そういうこともあるから、いわゆる認可地縁団体っていう制度を創設して、対抗できるようにされたと思うんですよ。今、私が言ったようなことが未然に防げるように。

だから、私としては、今までも主張してきましたとおり、むしろこれは、やっぱり要件に加えて、これを補助金を支出するのを動機づけにする、その地縁団体に。

それで、なかなか難しいですもんねって言わんで、そのやり方、市民協働推進課がしっかり推進する立場であれば、くっついてでも地縁団体になるように援助すべきだと思います。

そして、この件についても極力、せめて建設した時点ぐらいに、どこかに目標を持っても

らって、積極的に認可地縁団体となるようにされていくべきだと思いますが、すいません、答弁ください。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

答弁の中でも御説明させていただきましたように、この法人格を取得する目的っていうのが、法人格を持った自治会という形で、自治会名で不動産を取得、登記することができるものが一番大きな目的でございますので、当然、今回の新築された建物の登記については、この認可地縁団体としての登記ができるように、それに間に合うように進めていただくようなことで進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

5 ページなんですが、5 項目今回の支出の内容が書かれてますが、補助金額は明記されていますけれども、幾らそのものに対してかかっているのかっていうのを、それぞれ教えていただけませんか。

それと、幸津町公民館の附属建物の内容を教えてください。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

まず、田代新町・田代上町共同公民館につきましては、対象工事費が約3,400万円になっております。こちらを、それぞれ1,700万円ずつ負担をされるというような形になっております。

次に、幸津町公民館につきましては、対象工事費が約1,342万円ということでございます。

それで、こちらは、内容についてもということですが、現在プレハブの倉庫が建っておりますが、そちらを撤去されて、その部分に2階建ての防災倉庫兼事務所を建設をされるという予定になっております。

次に、今町公民館でございますけれども、今町公民館につきましては、対象工事費が299万円になっております。

次に、田代本町公民館につきましては、対象工事費が144万円ほどになっております。

それから、中央区会館につきましては、こちらは対象工事費が2,496万円ほどになっているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございました。

もう一度よろしいですか。田代新町、田代上町の3,400万円を2つで分けて、1,700万円の負担というふうに聞こえたんですが、補助金が入ったら、これから引かれてってということで計算していいんですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

申し訳ありません。

工事費が、それぞれ負担50%ずつで割って1,700万円。これが根拠で、10分の3上限で500万円っていう補助をするということになります。

江副康成委員長

よろしいですか。(発言する者多数あり)

暫時休憩します。

午前10時59分休憩



午前11時開会

江副康成委員長

再開します。

藤田昌隆委員

すいません、4ページの、コミュニティ事業補助金なんやけど、ここに230万円、やぐらセットとかはんてんの購入に230万円補助と、要するに、これ麓の夏祭り。

それで、今までこういう、その夏祭りとかに対して補助金が出たことあるのかな。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

詳細は分かりませんが、私が担当してた案件の中では、本鳥栖町が同じようにこのやぐらのセット、ステージ、それから紅白幕、それから太鼓とか、そういった夏祭りのセットを整備されたことがございます。

藤田昌隆委員

まつり鳥栖の山車の修理代とか、ずっと回しよったろうが、本鳥栖とかどうのこうので。毎年200万円やったかな、山車の修理代で。あれとは別よね、全く。(「山笠ですね」と呼ぶ者あり)

山笠か、あれ。あれとは別よね。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

委員がおっしゃる山笠の山車といえますか、そちらの助成についてもこちらの一般コミュニティ助成事業で行っているもので、山笠の部分については、また担当課が違うところで所

管しておりますが、使っている補助金は同じ一般コミュニティ助成事業というもので行っております。

藤田昌隆委員

こういうふうに、やぐらセットとか、そういうのが出るなら、いや、実は柚比町も4年前は自分たちでしようということやって、もう高齢者になって、じゃ柚比町に譲ろうと、柚比町主催でやろうということやったら、町区主催でやればこういう補助金を頂けるといことですかね。選定があるわけ。

今まで自主的に、自分たちでやった場合は、もちろんお金出らん。

ところが、主催を、主管を柚比町として夏祭りをしようと、柚比町の夏祭りとした場合に、当然、こういうやぐらとか太鼓とか、そういうのもお金が出るということやろう。

橋本有功市民環境部長

この一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成、宝くじの社会貢献事業なんですけれども、これについては総合政策課で取りまとめを行っております。

総合政策課で各地区を回って、町区の区長さんのほうに事業の内容等を説明させていただいて、その中でコミュニティ活動に必要な備品の整備ですとか、施設の整備ですとかそういう部分に使えますということをお話させていただいておりますので、今、委員おっしゃられるように、柚比町のほうでそういう物が必要だということがあれば、それはそれで申請をしていただく運びになると思います。

ただし、当然、財源も限度がございますし、県のほうで決定されますので、出したから全て補助金が頂けるといことではございません。

以上です。

藤田昌隆委員

ということは、選定の権限は県にあると。県ということですよ。

それで、ほいじゃ柚比町として、区長を通じて、どこに出しゃいい。総務課、ここ。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

コミュニティ助成事業の、今回コミュニティ活動に必要な備品等については、市民協働推進課のほう窓口となっております。

藤田昌隆委員

ごめん、最後に。

確率的にはどれぐらい。例えば、順番が回っているとか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

確率のほうは分かりませんが、今回永吉町、布津原町と2町区で採択されております。

すが、永吉町がたしか3回目、3年続けて申請をされておりますし、布津原町も2年続けて申請をされての採択ということになっておりますので、なかなか、1回、2回と、数回申請されるところが多いような気がします。

以上です。

藤田昌隆委員

ちょっと不思議なのが、前、公民館にいろんな設備が欲しいと、例えば、電気を変えたりね、クーラーが全然ついとらん、やっこさしたんやけど、それやったら、今度卓球台とかさ、そういう物まで金が出とるわけよね。しかもブランド物とか、自分たちが申請したとき、もっと縛りは厳しかったような気がするけど、えらい緩くなったんですか。人間見てる。

橋本有功市民環境部長

内容について、どこまでが範囲だったとかいう部分については我々も承知しておりませんが、先ほど目的を御説明しましたようにコミュニティ活動に必要な備品ということでございますから、そういう、町区の人たちがそれによって、コミュニティが、交流が図られるということであれば対象になるだろうと思っております。

藤田昌隆委員

当然、自己負担も、その町区の自己負担も伴うしね、全額出るわけでもないし、金があるところは毎年出しているんでしょうけど、もう一回縛りを検討してほしいよね。

逆に、今言ったように、お金がないところはなかなか、本当はしたくても自己負担の発生でできません。金があるところは、どんどん申請してってということじゃ、何かいかんような気がするけどね。もう少し縛りを、きちんと示してくれんと。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

この助成金の関係なんですけれども、この一般コミュニティ助成事業については、一応国が、国というか自治総合センターが定める要綱の限度額以内であれば、自己負担はないということになっておりまして、今回、布津原町と永吉町についても、一応10万円単位の補助金の助成になっておりますので、端数の部分については、負担をされることとなりますけれども。

基本的に、これが100万円から250万円までの事業であれば、その範囲内でされる部分については、自己負担がないというような制度になっております。

牧瀬昭子委員

先ほど質問させていただいた自治公民館設備等補助金の件と、併せて先ほど藤田議員からも質問があったコミュニティ事業補助金との絡みなんですけど、先にコミュニティ事業補助金、まず申請をされた件数というのは、今年は何件ぐらいあったんでしょうか。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

市民協働推進課の窓口で申請された件数が3件ございまして、そのうちの2件が採択になったということでございます。

牧瀬昭子委員

先ほど御説明があったように、コミュニティ事業補助金が100万円から250万円までということだと思うんですけど、自治公民館建設等補助金の中の、例えば、田代本町とかは総額が144万円って先ほどおっしゃったかなと思ったんですけども、屋根の改修とか、網戸の改修とか。

それはコミュニティ事業補助金の中の集会施設の整備に当たらないのかなと思ったんですが、その辺りはどうなのでしょう。

牛嶋英彦市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

コミュニティ事業のほうの集会場の整備にも該当する工事だとは思いますが、先ほど来説明をいたしておりますが、このコミュニティ助成事業についてが、申請したら必ず通るといいうものではございませんで、特にそういう公民館の整備の關係の補助につきましては、県内でも結構応募が多くて、何年も待つてある自治会もあるというふうにも聞いております。

そこら辺、両方の説明を毎年いたしておりますので、区長さん方が判断をされて、このコミュニティ助成ではなくて、今回は鳥栖市の自治公民館建設等補助金をというような判断で申請をされているということだと考えております。

牧瀬昭子委員

ということは、急いであつたり、緊急を要するもので、お金を出せるところが自治公民館建設等補助金をされているのかなと思っているんですけど、そういう意味でも、自治会にとっては、この自主防災組織ということで、災害等で避難する場所ということで、命綱になってくるとも多くあると思うんですね。

先ほど何年もおっしゃってたんですけども、例えば、水害とかだと、今回みたいな平屋だともっとお金がかかると思うんですね。

幸津町のほうで建設費用がかなり多く出されたのは、2階建てということだと思うんですけども、そういう面でも、防災の面を考えても、もう少し補助を出してもらわないと、高齢化している地域で、人数が少ないところとかは、もうなかなか建てられないということでおっしゃられていますので、ぜひその辺りの補助をもう一度検討をお願いしたいなど、私も要望としてさせていただきたいと思います。

竹下繁己委員

斎場費の件で、もう一回整理したいんですけど、斎場の隣にしゅんせつ土置場があつてそ

れが、僕の想像じゃ泥がどんどんどんたまっていて、それが、見てくれが悪いけん、それを緑化するっていうようなイメージで思っているんですけど、それで間違いないですかね。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

しゅんせつ土置場が満杯になっていくっていうことで、周りを緑化していくと。最終的には、公園的なものにしていきたいと思っております。（「今、何的って」と呼ぶ者あり）

公園的なものにしていきたいと、斎場公園的なものに。

竹下繁己委員

そうしたら、このしゅんせつ土置場は、所有者、管理者は、鳥栖市のこの課っていうことでよろしいですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

斎場敷地の中にありますものですから、管理としては環境対策課になっております。

竹下繁己委員

ちなみに、どこのしゅんせつ土をこっちに搬入して来ているんですか。市内のだと思うんですけど。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

各町区で溝掃除とかされている分のしゅんせつ土になります。

竹下繁己委員

計画でいきますと、公園化というようなお話がありましたけど、何年度をめどにそういった公園にしていこうというような計画はありますか。

橋本有功市民環境部長

斎場周辺、旧施設もございまして、以前というか、これまでそういう構想もございまして、最終的には、そういうところを斎場の周辺の環境整備と申しますか、そういうことを含めての構想が一つございますが、まだ現時点で具体的な計画としてお示しできるようなものではございませんので。

ただ、周りにお住まいの方もいらっしゃいますので、自然環境も含めて安全安心を、倒木の部分もございまして、そこを早急に対応するというのが今回の目的でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

最後に、この業者はどうやって選定されるのか教えていただいて、僕の質問は最後です。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

入札になります。

牧瀬昭子委員

関連の質問なんですけれども、先ほどのしゅんせつ土置場の件なんですけど、補正後が8,077万9,000円ということなんですけど、これ総額として、もうこれで終わりってということなのか。それとも今後、どのぐらいの予算をこれに使うのか、見通しはどんなふうでしょうか。

橋本有功市民環境部長

一応今回、1,800万円ということでやっております、この部分について。そのしゅんせつ土置場だけではなくてほかの部分もございますので。

ただし、御説明でも申し上げましたように、雨等がどのぐらい降って、またしゅんせつ土とかがあれば——ないことを望みますけれども——その際は、例えば補正なりで早急に対応が必要な場合は、予算措置をしたいと思っております。

牧瀬昭子委員

ちなみになんですが、どのぐらいのしゅんせつ土がここに入るのかっていうのは。見込みで結構なんですけれども、どのぐらいの量がここに入るのか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

今まで4基、平成12年から置いてきているんですけれども、今回、新規に造りましたけど。そこで、2,500立米ぐらいの堆積ができるんじゃないかと。10年ほどはあるんじゃないかと思っています。

江副康成委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩



午前11時25分開会

江副康成委員長

再開いたします。

事項変更は行わないこととされており、初めてマイナンバーが付番される住民——出生とか国外からの転入者につきましては、個人番号通知書によりマイナンバーが通知されることとなります。

また、通知カードは、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなります。

ただし、経過措置により、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き、通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用することができることとなります。

施行日につきましては、公布の日としていただいております。

3ページをお願いします。

上の段に、通知カードとマイナンバーカードの見本を掲載しております。

下の段の左側は、通知カードに代わる個人番号通知書の見本でございます。これは、A4サイズの用紙で、国の機関から郵送されることになっております。

その右側に、マイナンバーを証明する書類を記載しております。

1つ目が、マイナンバーカード。

2つ目が、マイナンバーカードの記載された住民票の写し。

3つ目に、記載内容が住民票の記載事項と一致している通知カードでございます。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

竹下繁己委員

今現在、この通知カードを持っているか、持っていないか分からんけど、マイナンバーカードを持ってない人たちが、今後マイナンバーカードを作ろうとしたときは、もう一回、どういった手法で作ればいいんですかね。ちょっと教えてもらっていいですか。

野下隆寛市民課長

今、持っていない方がマイナンバーを作る方法ですね。

これは、前の通知カードのときは、通知カードの下に申請書と一緒に付いておりました。今回も通知書を送る際には、一緒に申請書が送られます。

それで、そういった方でない場合、通知カードをなくされるとかいう方がいらっしゃいますけれども、そういう方につきましては、市役所市民課のほうで申請書のほうを発行します——当然、来てもらうときには身分証明書は提示してもらいますけれども——申請書を発行して、それによって申請することができるようになっております。

申請する際にIDが必要になりますので、うちが発行する通知書が必要になってまいります。

以上でございます。

竹下繁己委員

しばらくは、ちょっと職員さんの手間がかかるようになるっちゅうことですかね。

野下隆寛市民課長

申請は、通知カードの申請書のほうでまだできますし——持っておればできます。

それで、うちも、そういう持っている方については、そのほかの方法としてはスマホで、自分で入力して直接国の機関のほうへ申請をするという方法がございます。

それともう一つ、市役所の市民ホールのところ、証明写真が今設置しておりますけれども、あの証明写真が国の機関とつながっておりますので、あれを通じて申請をすることができるようになっております。ただし、あの場合は700円、手数料が必要になります。

以上でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

最後に、これ全国一斉というか、うちだけじゃなくて各自治体全部しなくちゃならないということですよ。

野下隆寛市民課長

法により通知カードの廃止というのが決まっております、これは、全国统一でございます。

以上でございます。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

これ、前回の委員会のときにもちょっとお伺いしたような気がするんですけども、マイナンバーカードにしていくっていう段階において、まだ鳥栖市としてはマイナポータルを導入というか、それは考えていないっていうふうに言われていたような記憶があるんですけど、すいません、間違っと思ったらごめんなさい。

これ、マイナンバーカード、市民の皆さん、作っていただきましたと。

そして、マイナポータルのサービスっていうのは、作ったら、鳥栖市民、受けられるのかどうかっていうのを、まずお伺いします。

栗山英規市民課市民係長

マイナポータルにつきましては、国のほうで作っているサイトになりますので、サービスの内容につきましては、自治体ごとという形になっております。

鳥栖市として、まだメニュー自体は充実していないような形になっておりますけれども、マイナポータルは、マイナンバーカードがあればログインすることができるようになっております。

以上でございます。

池田利幸委員

マイナポータルに登録することによって5,000ポイントの付与とか、免許証を返納した方は、免許証の代わりになる、身分証明になるっていう部分は、そうしたら、鳥栖市民の場合、受けられますか、受けられないんですか。

栗山英規市民課市民係長

マイナポイントにつきましては、国の施策として、実際、今年の9月から来年3月までの期間、最大5,000円分のポイントが付与されると、25%、最大で5,000円分が付与されるという形になっております。

このサービスを受けるのは、当然、鳥栖市民もマイナンバーカードをお持ちの方であれば受けることができます。

それと、マイナンバーカード、券面のほうに、氏名、住所、性別、生年月日と記載されておりますので、運転免許証やパスポートと同じく、本人確認の書類として使うことができるようになっております。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

そうしたら、マイナポイントのシステムというのは、基本的に国がやってて、カードをもう作っている市民の方だったら、そこにすれば使えるっていう、その辺、メリットを得るためにも、マイナンバーカードは作ったほうがいいっていうことですね。

分かりました、ありがとうございます。

藤田昌隆委員

今の質問と一緒になんやけど、マイナンバーを作れば、ポイントがもらえると。作らんでもらえないっていうことやね、1つは。

それで、そのポイントをもらって、どういうときにポイントはつくわけ。

カード作れば、ポイントと一緒に付いてきて、どういうときにそのポイントを使えるわけ。ちょっと教えてくれん。

野下隆寛市民課長

ポイントが作タイミングは、まず、マイナンバーカードを持っている方が、基本登録をし

ます。

そして、登録をし直して、今度は、その登録内容をキャッシュレスの決済事業者——ペイペイだとか楽天、そういった決済事業者と連携を取るわけです、自分はこの決済事業者を利用しますよというような手続に入ります。これが7月から始まります。

それで、9月になって、例えばペイペイだと、チャージを2万円分そのときするとすれば、満額5,000円、ポイントはそのときに付与されます。

それで、クレジットカードの場合は、9月以降クレジットカードを使うたびに25%、クレジットカードのポイントとして付与されていくという仕組みになっております。最高で5,000円までということです。

以上でございます。

藤田昌隆委員

ということは、絶対作ったほうがいいということになりますよね。

それで、実際にマイナンバーカードを持っている人は、鳥栖市民で恐らく10%も持っている人っていないと思う。今何%ですか。

野下隆寛市民課長

現在1万1,000人弱というところで、14.8%、「何で14.8%」と呼ぶ者あり）5月末時点でそういう数字になっております。

藤田昌隆委員

7万5,000人で、一万なんぼ。

ということは、それだけ国もポイントをもらえて、作ったがいいと。

ということやったら、その割には、広報活動っちゅうか、何もできとらんような気がするんやけど。

本当に、いや、それを鳥栖市民がほぼ100%に近いぐらい取るためには、まず高齢者でもきちんと分かるように……、ペイペイとか、どうのこうの言たって分からんですよ、年寄りには。

実際にペイペイ使っている人、ほとんど若い人で30%ぐらい、そんなもんやろう。ということは、ほかの人は分からんっちゅうわけよ、まだ現金で払ったり。

それじゃあ、今から移行するんやけど、どういった広報、分かりやすい広報活動をするのか、その辺は頭の中にあるの。教えてほしい。

栗山英規市民課市民係長

マイナンバーカードの普及促進のために、やはりマイナンバーカードのメリットっていうものを市民の方に強く呼びかけなくてはならないという認識を持っております。

先ほどもありましたけれども、運転免許証などに代わる本人確認書類として使えるだけでなく、電子申請、オンライン申請と呼ばれるもの、先日の特別定額給付金のときも、マイナンバーカードをお持ちの方は、組み込まれている電子証明書の機能を使いましてオンラインで申請ができています。そういった機能もマイナンバーカードは持っています。

それと、先ほど言われました今回のマイナポイント、5,000円分ポイントが付与される、そのことを市民の方にどうアピールするのか、どうやったらスムーズに利用できるようにするのかということにつきましては、今、マイナポイントの事前予約っていうのが始まっております。それで、7月からは実際、決済業者との結びつけも行うようになっております。

このサービス、実際始まるのは9月からですけれども、それに向けまして、市民課といたしましても、分かりやすい広報、ホームページであったり、鳥栖市報であったり、活動をしていきたいと思っておりますし、この6月からマイナンバーカードを作る際に必要な写真の撮影等も、市民課の窓口で取り組むようにいたしまして、とにかく、市民の方がスムーズにマイナンバーカードを作れるような取組を行っているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

マイナンバーカード、何か今、えらい便利と言われたけど、マイナンバーカードが今度、評判ががた落ちしたのは、いろんな不具合が出てきて、結局何も役立ってないよ。

要するに、マイナンバーカードの普及を半減させたのが今度の10万円たいな。

その中で、倍以上の努力をせんと、これは絶対、作っても、実際に、マイナンバーカードが今回の10万円で一番役立つとみんな思っていたのに、実際には、逆に手書きに変えたほうが早かったと、そういう状況なんよね。

マイナンバーカードに関しては、マイナスのイメージしかないし、それを払拭して、じゃあ、今からはポイントがたまります、いろんな証明の代わりにもなりますとかさ、そういうのをきちんとせないかんし、写真だって、市役所に来たらただとかね、ここんともただじゃないっやろう。ほかのところで、証明を、カメラ屋さんで、そうしたら金がいるわけやろうもん。

それも出すなら違うよ。わざわざ市役所に来て、行列つくって、並びますかって。

いっぱいあるとよ、問題点は。

だけど、そこをきちんと考えて、クリアした上でせんと、もう7月よ。今6月よ、もう。間に合いますかって。何もできん、恐らく、よっぽど考えてせんと、と思います。

以上です。

橋本有功市民環境部長

マイナンバーカードの普及につきましては、今、藤田委員おっしゃるように、なかなか、現在やっと15%弱ということですので、進んでいない状況です。これは、全国的な課題になっております。

国のほうも、そういう意味では、普及に当たってさらに促進させていこうというようなことでの働きかけもございまして、また、活用方法といたしましては、先ほど説明したもの以外にも、来年4月から健康保険証としても使えますよというような仕組みも取られるようになっております。

それで、先ほど来の広報も含めて、郵送の場合は、写真について6月から無料でお撮りして、それを、貼っていただいて申請できるような形を取っております。

これについては、コロナの関係がなければ、例えば、まちセンのほうに出向いて住民の方に近くに来ていただいて、写真も撮ってというような、具体的な方法も考えておりましたけど、現在、感染症の状況もございまして、なかなかそこまでまだ行っておりませんが、今後、対応については、具体的に検討したいと思っております。

おっしゃるように、まずはマイナンバーカードの内容と御説明申し上げて、普及について、我々も具体的な行動を取っていきたいと考えております。

以上です。

藤田昌隆委員

いや、説明する相手の基準を、若い人やなくて高齢者でも理解できるような分かりやすい形にしておけば、当然、若者も分かるわけよね、何もしなくても。

だから、説明する相手を高齢者が理解できるような考え方、スタンスでぜひやってほしいと。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

1点お伺いしたいのは、この推進を、市民課さんだけでされようとしているのか。ほかの各課と……、要はこれ、子育て世帯の方々にも大変メリットがあることですよ。

だから、それこそ小さいお子さんを持って外に出歩けない、市役所まで来れないっていう方々、いろんな申請とかもパソコン上でできるようになるとか、そういうメリットがあるって、たしか国もうたっていたはずなんですよ。

だったら、乳幼児健診とかそういういろんな場をお願いして、市役所まで来なくても手続きできますよとかいう部分でアピールしてもらおうとか。

高齢者福祉のほうとかでも、いろんなサービスを受けに来られる方、その中でマイナンバーカード作りましょうよっていうのを、各課で一緒にやってもらうってことが一番広がると思うんですよね。

それで、健康な方は、まちづくり推進センターとかいろいろ集まりに来れる方は、そこでまたやればいいって話であって、多分、1つの課でしようとするから、普及率が上がらないと思うんですよね。これを必要とされている方は、各課にまたがっているんで。

それをいかにそのサービスの中で、一緒にマイナンバーカードを作りませんかというのを言えるのか。言ったらそこで、ああっていう方は、特に若い世代なんで、多分作ろうっていう気になると思うんですよね、こういう申請、一緒にやりませんかって言って、その場で作ってあげるとか。

そういうこともしっかり考えるべきじゃないかなって思うんで、そういうことをやっていただきたいという要望でございます。

江副康成委員長

要望でいいですか。

池田利幸委員

お答え、返せるなら、返してください。

橋本有功市民環境部長

マイナンバーの制度につきましては、マイナンバーがつく平成27年以前から、庁内でも税と社会保障番号制度に関する本部会議を設けておまして、その中では、情報政策課、市民課含め、関係課が入りまして、検討をしてきたという経過がございます。

それは、目的としては、まずマイナンバー制度が新設されるに当たって、鳥栖市としてのスムーズな取組ができるような、行うための会議でございました。

それで、実際始まった後は、情報政策課と市民課のほうでの連携は取っておりますけれども、具体的に今申し上げた会議が、一応、目的を果たしたということで、現在は行っておりませんが、我々としても、健康福祉みらい部のほうとの関連もございますので、そこはまた今後、どういった具体的な内容が取り組まれるのかというような情報を提供してもらいながら、連携を取って進めていきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

このカードを作るに当たって、高齢者の方とかパソコンとかスマホとか、使い慣れていない方とか、使っていない方たちとか、クレジットカードにつながっていない方とかは、これ何かメリットがあるのかなって思うんですけど、その辺りはどういうふうに広報の中ではされますか。

橋本有功市民環境部長

メリットについては、先ほど御説明した内容が一番メリットとして――4項目ほどございましたけれども、一番は、やはり高齢者の方々も免許証の返納とかも結構されておりますので、そういう意味では、自分の顔写真がついた本人確認の書類という、一番身近にはマイナンバーカードがなってくるのかなと思っております。

金融機関とかいろんな場面で、どうしても本人確認が必要となってくる場面がございますから、我々としても、そういうメリットを強く申し上げながら、あとは、先ほど申し上げましたように、写真も無料で撮らせていただくということもアピールしながら、なるべく取っていただくように。

あと、そのほかのメリットについては、子育ての部分とかいろいろございますけれども、高齢者の方々にとって健康保険証、もう今度の4月からなりますが、それも含めて、国がどういった、今後新たな取組をするかについては、注視していきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

その方向を、ぜひ鳥栖市としても先駆的な取組も検討していただきたいなど。高齢者の方々が使えないということになると、何のために作ったんやろかと。

しかも、今回の交付、緊急助成金のときに、パソコンでそれを操作しようとしたときに、パスワードが分からないとか、それ、やったやろうとかいいうことで、すごく悩まれたケースがあつて。

そのときに市役所に行こうとすると、コロナで来ないでくださいっていうこともありましたけど、たしか、使えないとか、操作ができないとか、作れませんよっていうのがホームページに書かれてあつて、ここで作らないと、鳥栖市としては、せつかくの機会だったのになつていうふうに思ったんですけど。

その辺り、今後、何が問題でそれが止まっていたのかも含めて、今後の検討課題も含めて教えてもらえませんか。

野下隆寛市民課長

作れなかったというか、実はもう持っている方、以前作っている方が、パスワードを忘れていたとかいう方が原因で、今回、システムが止まってしまったという状況なんですけど、これ、国の機関が1か所になっておりまして、そのサーバーに全国からそういった方が集中してきて、サーバーの機能の容量がオーバーしたという状況で、今回、話題になった止まっているという状況になったわけでございます。

その状況では、作れる作れないというところではございませんで、申請の申込みは、パ

ソコンでも、ネットを介しても、そういった受付のほうは、問題なくできていたと。

システムの中身、システムのアプリが違うと、こっちのアプリは動いてるけど、こっちのアプリは止まっているというような状況だったわけでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

鳥栖市のほうでサーバーが止まってしまっていてできなくなったわけじゃなくて、全国的に使えなかったっていう意味ですか。だから、ほかの市町でも同じように止まっていたから、パスワードは検索できませんでしたっていうことですか。

野下隆寛市民課長

そういうことでございます。

鳥栖市だけということではございませんで、全国のそういう状況から、鳥栖市でも影響を受けたということでございます。

成富牧男委員

どっちかって言ったら、普及する上での話がありますが、ちょっと簡単にお尋ねしますけど、今、例えば総務省のほうで、そこそこの給付金絡みもありましようけど、1人1口座をひもづけしたらどうかという話がありますよね。これは、総務省で法律を変えなくてもできるのか。それとも、法律を変えてじゃないとできないことなのか。ちょっと簡単に、それだけ尋ねておきます。

橋本有功市民環境部長

今、報道等で今回の定額給付金のオンライン申請が結構滞って、逆に郵送が早かったというような問題から、マイナンバーカードと口座のひもづけというような話になっておりまして、新聞報道からの情報ですけれども、全口座じゃなくて、1口座のみをすることによって、国民、市民の皆様の懸念を払拭して、前に進みたいと。

ただそれは、多分法律になるかとは思いますが、詳しい情報はまだ下りてきておりませんので、今そういった動きがあると、政府のほうで動いているということは、報道で承知しておるという段階でございます。

成富牧男委員

要は、マイナンバー登録したと、カードを作ったと。作ったイコール自分の口座が勝手にひもづけされるということではないということに理解しておきます。

橋本有功市民環境部長

現状ではそういう形になっているかと思っております。

樋口伸一郎委員

私も普及率とメリット、デメリットについて、お尋ねをさせていただきたいんですけど、そもそも今回、カード化することで、今までも通知カードの状態も含めて、いろいろなサービスはしてきたんですけど、実質、効果はあまりなかったって言ったら失礼ですけど、15%弱にとどまっているという状況で今後、変わりますよね、それが現状と変わるというところで、大きく何が変わるのかっていう、再確認。

例えば、さっきで言ったら、免許証とかいう単語が出ましたけど、そうした公のものを絡めた、大きく変わるころがあれば、再確認させてください。

野下隆寛市民課長

今後、具体的に予定されているのは保険証ですね。

具体的なところは、今のところまだ打ち出しはされておられません。

ただ、よその市町村の状況、先進的に試行的にやってあるところなんかは、自治体ポイント、例えば、ボランティアしたとかいったのをポイントとして使えるような自治体があるんですけど、それをマイナンバーカードに埋め込んで、市内の商店街で利用できるというようなことをやってある――試験的にですけれども、やっているところもあります。

ただ、それもどうなるかっていうのは分からない状況ですので、具体的にというと、今言えるのはもう保険証ということぐらいしかございません。

だから、今後出てくるものと思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうなんですよね、保険証は、今見えているところで、それぞれ委員さんのほうから、ポイントであったり、先進自治体で言ったら、買物のやり方であったり、様々な、メリットになるような、普及率向上のためのパーツっていうか、細いサービスは少しずつ追加はされてきよると思うんですよ、実際。

それで、私も地域の知り合いとか、お友達、じいちゃん、ばあちゃんとかに、いろいろマイナンバーカードについて聞いたら、ほとんど作っていないんですよ。

何でって聞いたら、じいちゃん、ばあちゃんたちって、やっぱり、パソコンとか携帯を使いきらん人もたくさんいらっしやって、使ってよっていうのももちろん働きかけなきゃいけないですけど、財布の中とかバックの中にトランプのごとカードば入れちゃるわけですよ、ばあって。

その中で、マイナンバーカードは大事な個人情報やけん、絶対なくしちゃいかんけんっていうことで、金庫とかに入れちゃって、作った人でも金庫になおしてあると、もう表に出すのが怖かと、そがん人もおっちゃつとですよ。

だけんが、国のほうも去年、麻生副総理のほうも、作った中枢の方が、こがん意味のなかカード、俺も持つとらんっていう記者会見ばしよっちゃった、誰が作ったんだ、これって言うていましたもんね。そのぐらい、作った方も認めるぐらい利便性が低いんですよ。

だけんが、今これをどうにかしていかないかんちゅうことで、今、コロナの影響もあってこういうふうな状況になつとるんですけど、例えばこれ、どう思われるかをお尋ねしたいんですけど、絶対なくしちゃいかんカードとして運転免許証がありますよね、番号の羅列があつて。運転免許証をなくしたら、みんなそれぞれ慌てて探すんですよ。

それで、なかったら、すぐ届出を出して、再発行なり、止めるんですよ。

保険証は一括化できるという前提をまあ置いといて、今後、運転免許証とか——さつき部長からもあったですけど、銀行カードとか一括化して、それ1枚を絶対なくしちゃいかんけど、トランプみたいなカードは全部置いとっていいよって、逆転するような現象が——極端に言えば、一括化できれば、免許証、保険証、持たずにマイナンバーカードだけ絶対なくさずに持っていてくれというような制度が便利だと思いませんか。

部長、どうですか。

橋本有功市民環境部長

マイナンバーカードの活用については、今、議員おっしゃるように、やはり有効性というか、信頼性というか、そういうものも必要になってまいります。

それで、カードをいっぱい持ってあって、その中で、例えば、そのマイナンバーカード1枚あれば、金融機関でも、いろんな部分で、先ほどの口座とのひもづけとかができるようになれば、それで買物もできて、ポイントもたまって、身分証明書にもなって、いろんな活用ができるというようなことが実際の制度として出来上がって、それで、皆様が認識を持つようになれば、おっしゃるように大事なカードであるということで、ちゃんと携帯しておって、どこかになおすとかじゃなくて、しかも、一方で、それを紛失した際には、ちゃんと手当てできる安心感も持たせて普及を図っていくということが大事だろうと思います。

それで、政府としても、昨年からコマーシャルも結構流れたりして、マイナンバーカード作っていただくような広報もされております。

今後、今おっしゃったような流れにはなってくるんじゃないかと考えております。

樋口伸一郎委員

じゃあ、あと提案と、そこのお返しまでいただきたいんですけど、今、地方裁量でできるのが、先ほどおっしゃったような買物を商店街とかですることとか、そういうのは、ある程度それぞれの自治体でできると思うんですけど、それを発信しても、普及率とか向上はすると思うんですよ。

ただ、大きく普及するもんじゃなくて、コンビニとかでも出せるようになったときに、思ったより効果が上がらんやった状況ぐらいでしか上がっていかないかなってやっぱり推測するんですよ。

だけん、私としては、やっぱりこの委員会でこういう利便性とか普及率に対しての議論があったことと、執行部としてのお考えを市長のほうにも上げてもらって、そして、市長は首長会とかでほかの市町の首長さんたちとも意見を交わすわけですから、そこから各市町の声も上げてもらって、全国に行けば知事会とかあるんで、地方の声も上げていって、国の方針を変えていくような要望に変えていかないかんと思うんで。

今のままでは絶対無理やろうと言われるかもしれんけど、後々はもう免許証も何でも一括化して、そのカード1枚に制度を抜本的に変えて、全国民が持つぐらいの制度にしてほしいってというような声を、市長とかに上げてもらって、知事までつなげてもらって、全国にっていう、地方からの声もどんどん上げてもらって、普及率がぼんと上がるような思い切ったような声も上げていかなきゃいけないと思うんで。

そこはもう、僕、要望をしておきたいと思うんで、それを今後のお考えとして、やり方としては、できない裁量の部分は上に上げていくっていうやり方で、ぜひ要望していただきたいんですけど、よろしくお願いします。

橋本有功市民環境部長

国の制度ですので、おっしゃるように全国の知事会ですとか、市長会ですとか、九州地区の市長会、知事会もございますので、当然、各地方自治体が持っている課題としてのマイナンバーカードの位置づけであったり普及であったりということになってくると思います。

ですから、我々としても、今、コンビニでの証明等も取れるように、それはもう自治体の負担金もあって、普及のためとか市民サービスの向上のために必要ですので、そういう財源も使いながら対応しておりますので、その辺も含めて、政府ももう少し力を入れていただいて、先ほどお話あったように、集中したときにサーバーが対応できないというようなことでは、全然その信用性がなくなりますので、せっかく普及しようとした絶好の機会が、逆に問題をさらすような状況になるといけませんので、その辺についても含めて対応を図っていただくよう、我々としてもしていきたいと考えております。

江副康成委員長

昼食のため、暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩



午後 1 時 8 分開会

江副康成委員長

再開します。

質疑が一部残っていましたが、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



報 告（市民環境部市民課）

鳥栖市オリジナル婚姻届のデザイン変更について

江副康成委員長

次に、議案外ではございますが、執行部からの報告をお受けしたいと思います。

資料をお配りいたします。

〔資料配付〕

それでは、執行部から御説明をお願いいたします。

野下隆寛市民課長

それでは、お手元の資料をお願いします。

議案外となります。鳥栖市オリジナル婚姻届のデザイン変更について御説明させていただきます。

オリジナル婚姻届の目的でございますけれども、市では、結婚という大きな節目を迎えられる方を祝福し、市の重要な取組の一つであります若者の定住や移住を促進するために、鳥栖市のイメージをデザインしたオリジナル婚姻届を平成30年7月から配付をしております。

デザインにつきましては、毎年度変更することとしまして、このたび、3冊目となる令和2年度版のオリジナル婚姻届を作成することといたしました。

鳥栖市の魅力を発信することにより、若者が結婚を機に鳥栖市に住み続ける意識を持つきっかけとして、また、移住を考えている方には、住みやすいまちとして鳥栖市を選んでもら

う一つのツールとして、引き続き、このオリジナル婚姻届を希望者に配付をいたします。

事業の内容につきましては、婚姻届用紙を1,300部、婚姻手続き早わかりブックを1,000部作成します。

作成に当たりましては、民間事業者と協定を結びまして、官民共同事業により作成をします。

鳥栖市オリジナル婚姻届と一緒に配付する婚姻届の書き方や、鳥栖市へ移住した方のインタビューを掲載した冊子、婚姻手続き早わかりブック、その広告料を民間事業者の収入とすることによりまして、市の費用負担はございません。

婚姻届のデザインにつきましては、別紙のとおり、A3サイズになります、駅前不動産スタジアム、鳥栖プレミアム・アウトレット、新鳥栖駅などをあしらった町並み、そして、鳥栖ジャンクションと、幸運をもたらすイメージの四つ葉のクローバー及びとっとちゃんを配置いたしました。

次に、これまでの市民課窓口での、オリジナル婚姻届での届出状況につきましては、平成30年度版の利用率が40.9%、令和元年度版の利用率が、現在のところ53.1%となっており、好評を得られているものと思っております。

今後のスケジュールにつきましては、7月号の市報掲載、ケーブルテレビに出演しての広報、また、本日から市ホームページへの掲載を行いまして、7月1日から市民課窓口で配布を開始することとしております。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいこと等、また、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。

牧瀬昭子委員

御説明いただきました中身で、毎年この内容っていうのは変更されているということなんですけど、毎年変更するのは何か理由があるんでしょうか。まとめて印刷したほうが安く済むような気がするんですが。

野下隆寛市民課長

毎年度真新しく、その年の鳥栖市だという意味もございます。

あと費用面につきましては、先ほど説明しましたがけれども、広告事業者のほうが、これの冊子による広告収入をもって、この届出のほうを作っておりますので、市としては費用負担は全くございません。

牧瀬昭子委員

費用負担は、特に鳥栖市としてはないからということなんですけれども、ということは、その中身自体も新しく毎年冊子のほうも刷新されているということでよいのでしょうか。

野下隆寛市民課長

冊子のほうの広告につきましても、あちらも年間単位の契約を結んでおりますので、そういった意味で毎年更新する必要もございません。

以上です。

牧瀬昭子委員

前々回のときだったと思うんですけど、旧姓でも印鑑登録が取れるようになるという話があったと思うんですが、そういったことを婚姻のときとかにも発信されると、結婚されるときに旧姓を使えるということが情報として伝わるのではないかなと思います、その辺りは含まれているんですか。

野下隆寛市民課長

今回は、その辺りはちょっと含んでおりませんでした。申し訳ございません。

それで、婚姻届に来られる際には、そういったも旨、説明することも必要であろうと思います。

ありがとうございます。

牧瀬昭子委員

せっかくすばらしい制度がスタートしたので、これには入らなかったとしても、別紙か何かでもいいので、その情報はぜひ加えていただきたいなと思います。

要望で、よろしくお願いします。

江副康成委員長

ほかにございますか。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

3年間ってということで、これが3年目ということになるでしょうけれども、この後、もうこの3年目のやつでずっと通していくおつもりなのか、これから先もまた民間と提携して作り変えていくのかっていうのが、1点目。

あと、御説明の中で、この婚姻届を刷新するっていうか、華やかにすることによって——お祝いするっていう部分では、やっぱりかなりのメリットがあると思うんですけど、鳥栖市で婚姻する方を増やすって御説明が若干あった気がしたんですけど、それにはつながらないんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどう思われているのか、2点お伺いいたします。

野下隆寛市民課長

今後のことですが、今、3年契約ということでしておりますけれども、この状況、好評である限りはずっと継続をしていくつもりでございます。

あと、この婚姻届の利用のほうで、例えば、婚活パーティーというか、ああいったところでも利用していただいて、そういう、婚姻のほうに結びつけるというような使用方法も取っております。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

今、婚活パーティーの中でもこれを紹介されているってことでございますけれども、多分それでは鳥栖での婚姻率っていうか、結婚される方が増えるわけではないと思うんですね。お祝いするっていう部分で、祝うっていう部分で絶対的に否定するものでないし、喜ばしいことなんで。

結婚される方を増やすっていうのは、またいろいろ、具体的に考えて、どうやったら鳥栖で結婚して、定住してもらう方を増やすとかっていうのは、別でまたいろいろ考えていただきたいなと要望しておきます。

成富牧男委員

まず、業者さんと協定を結びっておりますけど、これそもそも、すいません前、これ始まる時に説明を受けているかと思いますが、契約はどういう契約なのかが1つ。要は、随契なのか競争入札か。いや、もういっちょこういう形ですよっていうのがあれば、それでもいいし。

それと、基本的な……、今の池田議員のに関連しますけど、婚姻届を出すことができる窓口、市町の窓口っちゅうのは、どこどこに出せるのか。

分かるやろう。どこでも出せるなら、それでもいいです。

野中潤二市民課整備係長

協定につきましては、業者さんのほうから提案をいただいたことによって随意契約をしております。

それと、あともう一つの質問、提出場所でございますけど、どこの市区町村でも提出することができます。

それと、池田議員の質問の中でありました契約期間のことでございますが、今回の3作目、（発言する者あり）すいません、この場を借りて、ちょっとお話しさせていただきたいんですけど、今回3作目ということでございますけど、1作目の場合は単年度の協定を結ばせて

もらっておりました。

で、2冊目、2年目以降からが3年間の契約となっておりますので、今回3年間の契約といたしましては、来年度もう一年ございますので、その辺り御説明とさせていただきます。

以上でございます。

江副康成委員長

ちょっと、訂正も含めてですね。

成富牧男委員

そうしたら、1つは、まず婚姻の届出は、要は住所地でなくてもいいということですね、本籍地でなくてもいいということですね。

野中潤二市民課整備係長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

それと、さっきの話では、今の婚姻届始まったときの、業者さんの提案で随契っていうことですか。

要は、私が言いたいのは、競争を担保する、何かそういうのがあったのかなと思って。

営業に来て、よその市町もやってますよ、いいでしょうかって言われて、そんならあなたんところにじゃなくて。

例えば、こういうのをうちはやりたいが、皆さん手を挙げてくださいで業者さんを募ったけど、その1社やったのか、そこんところ。

趣旨は分かるでしょう。そぎゃんとやったら、うちもやりたかったなあ、という業者さんが万が一あるかもしれんし、そういうところを危惧しているんです。

野中潤二市民課整備係長

すいません。最初のきっかけといたしましては、市民課として、こちらにもございますように鳥栖市をアピールしていきたいというところから始まりまして、その中で費用をかけずに取り組むこととができることはないだろうかということを考えましたところ、調べる中でこちらの会社のほうが、こういう形でオリジナル婚姻届を発行されているっていうことの情報を得ましたので、そちらのほうと話をさせていただき、この事業を進めさせてもらったところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

分かりましたので、次また新しい契約を、一応、今の業者さんは、当然、手を挙げられるかもしれませんが、今度されるときには、今私が申し上げた、ちょっと懸念するところ、

競争性をきちっと担保できるようにしていただきたいんですが、答弁、お願いします。

橋本有功市民環境部長

当初、このオリジナル婚姻届を作成しようとした目的につきましては、先ほど御説明しましたように定住促進なり、若者の鳥栖市への移住を促すためでございます、そう考えた際に、ほかの自治体でもこういうオリジナル婚姻届の対応をされているところが数多くございましたので、それを参考に業者さんにも聞きながら。

それで、その中で費用負担なくできるというところがここしか我々の認識の中ではなかったものですから、随契いたしたということでございます。

それで、今後につきましては、基本的には、今回こういう形でさせていただくことよっての問題は、我々としてはないものと考えておりますので、それ以上に何らか対応できるものがあれば対応も検討する必要があると思っておりますけれども。

そのほかの業者さんのほうで、こういう形以外のやり方があれば、当然、その検討の余地は出てくるかとは思っております。

成富牧男委員

もう少し明確に欲しかったんですけど。

今までのやつは、取っかかりとしてはそれで仕方がないかと思いますが、要は仕様書とか作って、それから、ごみのもそうですけど、こういう条件を付した上で、募ればいいわけやないですか。こういうことで、皆さん手を挙げてくださいというスタイルですべきではないかと。

そこら辺を、例えば今のほうがよかったちゅうことであれば、もう繰り返しになりますけど、今のやつが条件でも仕方がないじゃなくて、それがベストって執行部が思われておれば、それはそれでいいやないですか。

そうすれば、後は、もう仕様は分かるわけですから、例えば、お金が一番低いやつとか、決まってくるわけで、とにかく随契ちゅうのは、もう2回目からはありえないやないかちゅうことで言っているんですけど、いかがでしょうか。

橋本有功市民環境部長

随契として当初採用する際に、御指摘のように我々も検討する中で、費用負担等、なるべくそういうことがかからない、対応ができるという業者さんと契約を締結したわけございまして、今後、その内容として、当初の経過ももう一回確認をしながら、対応について……、当然、税金を使わず、サービスが提供ができれば一番いいわけですので、その辺と公平公正性は整合を取る必要がございますけれども、そこら辺りは、当初の考え方を含めて検討していきたいと考えております。

成富牧男委員

もう、すぐ終わると思ってましたけど、歯切れが悪いですね。

私が随契っちゅうたのは、いわゆる特命随契のことですよ。ここに決めたいということはないでしょうという意味で、随契っちゃあ随契たいと言われたらいかんので、ちょっとそれ、修正して言っているんですけれども。

要は、何か歯切れが悪いですけど、いいじゃないですか、こういう条件、今のがベストって思われれば、こういう条件、広告料と印刷代、うちからお金出す、金はチャラでいいですよねとか幾つか条件を付して、皆さんこういうことで発注したいんですけど、手を挙げられる方いらっしゃいませんか。

それはもう少し、何か、もうちょっと歯切れよく答えられんかな。

もう、これ以上聞きません。

橋本有功市民環境部長

先ほど申し上げましたように、最初の、当初の検討内容、私ももう、3年前ですので、具体的には覚えておりませんので確認させていただいて、その上でどういった内容が必要なのか検討させていただきたいと思います。

成富牧男委員

ごめんなさい。

質問はしませんが、やっぱほかの、今の話じゃどうも何か、今のところって、今のところはいいって言っているんですよ、私も。今のやつにけちをつけているわけじゃないでしょうが。

だから、今後はほかの業者さんも、ああ、そうやったら、うちはもうちょっといいアイデアを持つとよとかいうところがあるかもしれんやないですか。

だから、そういう人たちが参入できるような方法で業者さんを選んでくださいと申し上げています。

いいです、要望。

江副康成委員長

ほかにございますか。

藤田昌隆委員

これは、鳥栖市オリジナル婚姻届やね。

それなのに、何で福岡の民間業者と提携してね、鳥栖市で始める暮らしとかさ、おかしくない。だって、鳥栖市のことを一番分かっているのは、鳥栖市の業者やないと。

それで、別にデザインだってさ、とっちゃんつけてよ、誰でもできるようなやつでよ、

金はかかりません。

それで、その広告の取り方もまたあると思うんよね。

福岡の業者やったら、まず福岡のいろんな結婚式場とか、そういうのが出てこようし、どこが、広告主がメインになるか、鳥栖市のオリジナルだったらさ、鳥栖市の結婚式場がみんな広告出したりね。それが初めて成り立って、オリジナルと思うんやけど。

いやいや、これお金はかかりません、福岡の業者ですっち。おかしかろうもんって。

最初に婚姻届を、このデザイン、新しくしましたっていう、その報告を受けたとき、何年前かにしたときに。

ほんじゃあね、この内容やったら、わざわざ、これぐらいのデザインで、ただ色つけて、ととちゃんつけたぐらいのもんでさ、ほんなら、ついでに離婚届も出さないと、一緒に。

これ5割なんよ、5割。これが9割とかね、10割やったらいいよ、こりゃすごいわいっち思うんやけど。婚姻届を出している人は5割だからどっちでもいいわけよ。

それやったら地元の、いろんなデザイン会社とかそういうもの使って、そして鳥栖市に本当に住んでもらいたいという意思表示をしたほうがよっぽど気が利いていますよ。どうですか。

橋本有功市民環境部長

先ほどの、成富委員への答弁とも重なりますけれども、当初そういう、オリジナル婚姻届で費用負担がないということでの業者選定をした際に、当該事業者があったと。

それで、福岡の業者ではございますけれども、鳥栖市で始める暮らしの冊子の中で、広告につきましては、基本的には鳥栖市内の業者のお店とかですね、結婚式場とか。

そこら辺を中心に、募っていただいております、どうしても市内の中で集まらない場合であっても県内とか、そういう形で公告を募っていただいておりますので、そういう意味では、鳥栖市の中のそういう事業者の方と変わらないような対応になっていると思っております。

デザインにつきましては、もちろん業者のほうで御提案もあるんですけども、基本的には、それも踏まえながら市の市民課の中でいろいろと検討いたしましてデザインを決めておりますので、業者任せということではなくて、我々——ちょっとつたない中身かも分かりませんが、我々もアイデアを出しながら作ってきたということでございますので、よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員

ちょっと1回持ってきてん、婚姻手続、こういうブックのほうを。見たことない、本当、すいません。だってこれしか、変わりましたって、これしか見たことないけんさ。

このデザインも、今初めて、皆さん方が知恵を絞ってするんやったらさ。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 1 時32分休憩



午後 1 時32分開会

江副康成委員長

再開します。

藤田昌隆委員

これは、こういうのも鳥栖市の、それこそ、まちおこしと一緒に。金がかからんけんいい、どうのこうのじゃなくてね。

鳥栖市内のいろんな、こういう結婚式が1つあれば、いろんなそれに関連する業種も潤うわけよ。だから、これも一つの大きなまちおこしのツールとして考えてほしいっち。

婚姻届で、よそから、わざわざこの婚姻届があるけんっち、さっきもありましたように結婚率が増えるわけでもないし、これがあるけんっちゆうて福岡から鳥栖に移住してくるわけないっちゃけん。

そういう中で、本を見てね、やっぱ鳥栖に本当に住みたいなとかさ、そういうきっかけになるツールの一つ。まちおこしのツールの一つっていう意識でやってもらわんとはいけませんっち。困りますという意味です。

橋本有功市民環境部長

おっしゃるとおりでございますので、我々としてはそういうつもりで、今回の事業を取り組んでおります。

ですから、最初の段階では、例えば、結婚式場のベルアミーさんですとかマリーゴールドさんですとかビアントスさんですとか、その辺にも広告のお願いをしたりとか、出来上がった婚姻届なり冊子なりはそちらの結婚式場にも置かせていただいたり、いろんな場所に置いて、市外の方も見て、その中身を見て鳥栖市がどんなところかというのが分かったりすることによって、じゃあ移住しようとか、こちらで婚姻届を出してみようとか、いうふうな形に結びつくようなことを考えまして、そういう思いの中で展開しております。

御意見あるように、なかなか全て完璧に行く部分はございませんが、一つの取組として我々も定住なり、鳥栖市のPRということにつながるよう、今回も新たな婚姻届という形をお願いをしているというところでございます。

池田利幸委員

すいません、これ説明のほう、2ページのところ、2の事業内容の作成物及び作成数っていう部数で、オリジナル婚姻届は1,300部、婚姻手続き早わかりブックは1,000部ってなっているんですけど、下の届出の状況っていうのは、全体で364件、オリジナルが149件とか、大体全部でも500件以下ですよ。

これ、毎年デザイン変えていきますって、中身変えていきますって、必然的に大半を、もう何も使わずに更新していつているっていう状態になっていると思うんですけど。

これ、部数って、何をもってこの1,300部とか1,000部っていう数になっているのか教えてくださいませんか。

野中潤二市民課整備係長

作成部数につきましては、婚姻届につきましては、鳥栖市が年間関わる部分としては、約800件あります。

それを基に計算をしております。

ちょっと余裕を持った数字を出しておりますことが一つですし、オリジナル婚姻届につきましては、書き直しとかのために2枚以上御希望される方もいらっしゃいますので、婚姻届につきましては、また若干数が多くなっているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

鳥栖市で年間大体800件に携わっているって、今御答弁であったと思うんですけど、800件携わって、うち鳥栖市の中に出てくるのは、令和元年度であれば277件が出ているってことですよ。

その下の、オリジナルは、うちって書いてあるけん、総数が277件っていうことですよ、出ているのは。

それで、800件携わっているってことは、残りの部分は鳥栖市以外で婚姻届が出されているってことなんですか。

江副康成委員長

答弁できますか。

野中潤二市民課整備係長

届け出件数につきまして、先ほど申し上げた年間800件という数字の内訳でございますが、そのうち半数の約400件が鳥栖市の窓口で扱う件数でございます。

それで、その約半分につきましては、鳥栖市以外の住民課窓口で提出された分でございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

これは、平成30年度ベースですよね。半分、約400件が鳥栖市で取って、残りの400件ぐらいは鳥栖市外の窓口で出されているっていう分で、大体800件ぐらいには携わっているっていうことでよろしいんですよね。

もういいです。

樋口伸一郎委員

資料の2番の事業内容のところの部数ですね。

1,300部、1,000部、これ、毎年その部数があると思うんですけど、利用率は書いてあるんですけど、この作った部数でどれくらい……、大体、全部出て活用しているのか、余りとかないのかちゅうところは、どげな傾向ですかね、3年間ぐらいやってみて。

野中潤二市民課整備係長

まず初年度、平成30年度版になりますけど、1,300部作りました婚姻届につきましては、配布数1,044部となっております。

同じ年の1,000部作った冊子につきましては、733冊の配布数となっております。

樋口伸一郎委員

大体七、八割ってところですけど、これ以前に、最初に作る時ですかね、冊子、ちょっと見させてもらって、たしか、記憶違いだったらすいませんけど、市内の結婚式場とかああいうところにちょっと動いていただいとるっていうような御説明を数年前に聞いた記憶があるんですけど、現在そういう連携というか、置いてもらっているところはあるんですか。

野中潤二市民課整備係長

初年度、平成30年度版につきましては、市役所以外の御協力いただいた事業者さんにつきましては、市内の結婚式場が2か所ですね。

あと、市民協働推進課で推進されている婚活事業の協力事業所さんの1事業所さんでございます。

今現在、令和元年度版につきましては、結婚式場ということで、結婚式場関係では1事業

所、婚活関係の事業所は1事業所のほうで配付の御協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、今もそういう連携じゃないけど、できているところあるっちゃうことですけど、最初よりも少し減っているっちゃうところだと思うんですけど。

そうしたら、4番の今後のスケジュールのところ、6月中旬のところに市報やホームページ、ケーブルテレビ等による広報って書いてあって、さっきも情報発信についての質問あったんですけど、これ、鳥栖市の魅力を発信するっていうのを、鳥栖市から鳥栖市の中に発信してもあんまり効果は——ないことはないでしょうけど、できれば対外的に、やっぱり移住の促進とかであれば発信することが効果的かなっていうふうに考えるんで。

市報とかケーブルテレビって需要としては鳥栖市内の方のほうが高いのかなというふうに思うんで、ホームページは、まあ、見ようと思えば無作為から見れますよね。

ですから、その対外的な発信、例えば、よその自治体のこともちょっとできんじゃないですか、鳥栖市の魅力をよそで発信するようになるんで、よそに置いてっていうわけにもいかんでしょうから。

例えば、その対外的な発信について提案しますが、2番の(3)に書いてあるような駅前不動産スタジアムとか鳥栖プレミアム・アウトレット、新鳥栖駅、この辺は魅力としても書いてあるし、よそからも来る可能性が高いじゃないですか。

ですから、駅前不動産スタジアムとかプレミアム・アウトレットとか新鳥栖駅からの対外向けの発信についてはどのようにお考えですか。

鳥栖市に移住してほしい、鳥栖市で結婚して婚姻届を、これを使って出してほしいというような情報発信について。

野中潤二市民課整備係長

樋口議員がおっしゃる中で、スタジアムのほうでは配布をしております、市の施設ということ。

あと、サンメッセ、まちづくり推進センターとかでございまして、移住という観点から申し上げますと、今年度からではございますけど、佐賀県の移住促進室のほうにも置いていただいているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、まだすぐはできんでしょうけど、アウトレットとかは特に、いろんなところから人が来て、鳥栖市としても年間数百万人が来るような施設ですので、すぐやってほしいというのはできんでしょうけど、調整とか協議、検討をぜひ行ってほしいというふうに要望をさせていただきます。

終わります。

竹下繁己委員

ちょっと確認させてください。

デザインを作るだけですか。それとも、この印刷物がそのまま向こうから、印刷して持ってくるっていうことでいいんですか。

野中潤二市民課整備係長

鳥栖市のほうからは、先ほど橋本部長からの話にもありましたとおり、キャラクターであったり、イメージであったり、色味であったりそこら辺のことを鳥栖市のほうで考えまして業者さんのほうにお願いいたします。

当然、ある程度ずっとやり取りがございまして、固まった段階で、竹下議員おっしゃるとおり、もう出来上がった婚姻届と、出来上がった冊子が鳥栖市のほうに届くという流れになっております。

以上でございます。

竹下繁己委員

そうしたら、鳥栖市が今まで使った印刷費が削減されたと判断していいですか。

野中潤二市民課整備係長

そうですね。

今まで作成、印刷していた婚姻届につきましては、削減されていると認識しております。

以上でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

それと、官民協同、大変いいことだと思わんですけれども、業者が福岡市というところが本当に残念だなと私も思います。

ちなみに、どのくらいの企業さんが広告収入を出していただいて、総額どのくらいの広告収入がそれに充てられているかっていうのは、市では把握されていますか。

野中潤二市民課整備係長

冊子に掲載する広告の割当てなんですけど、裏表紙を含めて5ページを広告として載せるような形になっております。

その広告費については把握しておりません。

以上でございます。

竹下繁己委員

把握されていないっていうところが非常に残念だなと思うんですけども、言うたら、鳥栖市内の企業さんから広告料を頂いて、それを福岡市に持っていくという話になりますよね。福岡市の企業が、その広告料を持っていくということなんで。

せめて、広告料が、広告収入がどのくらい向こうの業者が取っているのかは、これから把握しといたほうがいいんじゃないですかね。

それ踏まえて、成富議員おっしゃったように、このぐらいの広告収入やったら、うちでもやれますよとかいう、市内から手が挙がる業者があるやもしれんですね。そういうところをちょっとクリアにしとかんと、こう言っちゃ悪いですけど、業者が、おいしい仕事もらったよというふうになるやもしれんじゃないですか。

最後には、この1,300部、1,000部作ってもらっているっていうことは、これは市からこの部数を作ってくださいというような依頼ですか。それとも業者から、この広告収入料じゃこれだけしかできませんっていうものなんですかね、1,300と1,000部っていうのは。

野中潤二市民課整備係長

その部数につきましては、先ほど申し上げた鳥栖市の実績を基に算出しているところでございます。

以上でございます。

竹下繁己委員

まあまあ、業者からしたら、1,300部ぐらいだったら今の広告料でいいですよと、何か余力がありそうな、そういうお答えで返ってきたと思うんですよね。

何か、結構余力がありそうな広告収入料を取られているんじゃないかと、うがった見方をしてしまうわけですよ。

ですから、今後こういった、鳥栖市が出すお金じゃないですけども、鳥栖市の企業さんが出されるお金がきちんと流れができていいのか把握していただきたいと要望して終わります。

成富牧男委員

ごめんなさい、ちょっと2つ。

1つは、確認ですけど、さっきいろいろ言われてましたが、印刷費なのか委託費なのか。

あと、今ずっとやり取り聞いて思ったのが、例えば1,300部ですよと。そうしたら、広告を出したい人にとっては1,300部なのか、この下にある149部なのか——極端に言えばですね。

やっぱり、鳥栖市がもったきちっと、さっきから出てるようにかんどかんと1,300部、うちの分を広告、宣伝してもらって思いよったら、実は例えば149部だったとか、そんな感じになって、ちょっと違うっちゃないのって、要らんトラブルの原因にもなりかねないんですよ。

だから、一言で言うと、うちはチャラやから関係ないじゃなくて、やはりしっかりかんどかんといかんなっちゅうのを思いましたので、よろしくをお願いします。

江副康成委員長

印刷費か委託費かという問いs、ちょっとそれも含めて教えてください。

野下隆寛市民課長

予算としては、印刷費でも委託料でもございません。どちらも入っておりません。

江副康成委員長

それでよかですか。

藤田昌隆委員

あのね、今印刷代もかかったらんと、そりゃかかったらんくさい。

広告料が、ずっと回るときにね、最低広告出すほうは、何部出されますかって言ったら、印刷するときは大体1,000部が一番基本で、それと件数が、例えば二、三百件やったらさ——配布枚数がよ、広告の価値としては低いんよ。

1,000部出しますということは、広告を出すほうはもちろん、ああ、1,000部も出してもらうんか。まず、その部数で決める、採用する基準はね。

それと、さっき言ったその広告料が分からないと、その業者が幾ら、例えば、鳥栖の会社に行ってね、これ1,000部出しますと、それで100万円くださいと言ってんのか。そこは把握しとかんと、実際は、四、五百しか回ってないやろうが。

だから、広告料、号数によって違うんやけど、例えば1ページ幾らで取ってんのか分からんっちゅうのはさ、それは無責任よ。その業者の言いなりになっとっとと一緒やけん。

そうしたら、要するに広告を出すメーカーが泣いているところも恐らくあるはずよ。高いっち思っても、いや、これは鳥栖市で出しますからって、オリジナルですからって言えばさ。

いや、それはあまりにも無責任過ぎるよ。

大体どれぐらいで、半ページで10万円ですか20万円ですか、それぐらいは知っとってくださいよ。

そうせんと、この広告を扱うね、大本の鳥栖市としては、それは職務怠慢よ。最初の、職務怠慢、業者に丸投げと一緒やもん。

分かりますか。

橋本有功市民環境部長

業者のほうと協議する際に、基本的にはどのぐらいの収入があって今回のそういうオリジナル婚姻届が作成できるのかというのは、それは企業さんの企業努力の中でのお話なんで、じゃ我々が幾らもらいよっですかっていうのを、そこまで聞くことができるのかというのは一つございます。

それで、最初をお願いするときに、向こうの事業者さんのほうも、なかなか広告が取れなかったというようなこともあって、我々が市内の結婚式場とか、そこら辺を御紹介する中でお話も一緒にしに行ったりとか、そういう経過もございまして、我々としては福岡の事業者さんのほうが、そういう努力をしながら収入を確保してオリジナル婚姻届を作っていたらというふうに認識しておりますので、その企業さんの努力の中の部分を我々として、なかなか情報としてお聞きするのはちょっと厳しいのかなとは思っております。

藤田昌隆委員

自分の経験上、いろんな広告をお願いしますと来るわけよ。例えば、協賛とか、バレーの試合のいろんな高校のあれでも、広告を出してくれとかさ。

それで、1ページの半分もので幾らとかさ、それで、これは何人ぐらい来るんで1,000部お願いします、出しますとか、2,000部出しますという形で、それでその料金が決まるわけよ。

そいけん、本当は1,000部出します、じゃ広告を1件当たり10万円とか20万円とかいう設定に、低い価格に設定して、多くの方に、広告主に出してもらいたいっち。そっからなんよ。

違うもん。あんたたち、広告を取る会社に、もう丸投げでね、少なかったら高く取りなさいっち、そん代わりもう一人一人約束しとるけんね、それでもやんなさいって。

本当は、安くてたくさんのお金をせないかんし、さっき言ったように、安くて、メインは鳥栖の業者を使うと。そして、これを見ることによって、鳥栖の業者を使ってもらえば、例えば、利益を出すとかさ。それこそポイントじゃないけど、ポイントがつきますと。それが当たり前前の順番よ。違うもん、順番が。

橋本有功市民環境部長

そういうことで、先ほど5ページというお話をさせていただいたんですけども、5社のほうから広告料を1ページずつ出していただくとか、そこで、ちょっと料金までは把握しておりませんので、そこが半分のページで2社になるのか、そこはいろいろ、その企業努力という形でされていると思います。

それで、先ほどおっしゃったように、去年の冊子の中では、市内のレストランの広告を出していただいております、そこには、この冊子を持って来ていただいた方にはクーポンの部分があって、割引をしますというようなことも、今、藤田委員おっしゃったような形で、

それに乗る形でお店のPRを併せてしていただいたという経過もございます。

藤田昌隆委員

持ってきて見てから、また違う時間に、ゆっくりとお話しましょう。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

以上で、執行部からの報告を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時58分休憩

oo

午後 2 時10分開会

江副康成委員長

再開します。

oo

国保年金課

議案甲第31号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

次に、国保年金課関係議案の審査を行います。

国保年金課関係議案は、議案甲第31号、32号、35号及び議案乙第15号です。

それでは、議案甲第31号専決処分事項の承認について（鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

議案甲第31号専決処分事項の承認につきまして、説明申し上げます。

厚生常任委員会参考資料の6ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。

改正の概要につきましては、2点ございます。

1点目は、国民健康保険税の賦課限度額の改正でございます。今回の改正により、医療給付費分の賦課限度額を61万円から63万円に引き上げ、介護納付金分の賦課限度額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。なお、後期高齢者支援金分につきましては、据置きとなっております。

改正の2点目は、国民健康保険被保険者で所得が低い方に対しまして、保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。資料の②の表のとおり、5割、2割軽減の上限判定所得がそれぞれ引き上げられたことによりまして、世帯の所得がその軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分、おのおのの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

条例改正の施行日は令和2年4月1日でございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

では、お尋ねいたします。

この賦課限度額——改正の概要の①のほうですよね、これ、これまでずっと、かなり立て続けに上げられていますけれども、そもそも、この賦課限度額っていうのが設けられている趣旨っちゃうか、意味。それを説明してください。

古賀友子国保年金課長

受益と負担の関係で、被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮して、国保税には負担額に一定の上限が設けられております。

例えば、かなり高額の方は、普通に計算いたしますと税額もかなり高額になりますので、その人たちが、国保税として払うよりも自主診療でもそっちで払ったほうがまだ安いという状況になったりするときに、納付意欲に与える影響があるということで、賦課限度

額が設けられております。

成富牧男委員

多分、今説明された部分というのは、かなりの高額……、そもそもいつから高所得者っていう言い方になったのか。昔は高額所得者という言い方をしていたかと思うんですがね、高所得者って、あまり高所得者じゃないという——それは私の認識ですけどね。

そういう一方で、さっき言ったように、これで言うと、3万円ずつぐらいつと毎年上がっていますね。

これ、上がっているのはなぜですか。

古賀友子国保年金課長

厚生労働省のほうで国保料・税の賦課限度額の超過世帯の割合を1.5%に近づけるように段階的に引き上げる運用ルールというのが設けられております。

1.5%ルールというのは、被用者保険のほうで標準報酬額の最高等級に該当する被保険者の割合が0.5から1.5%になるように法定されておりますので、その基準のうち、1.5%の水準を援用して、国保も1.5%に近づけるっていうことでの賦課限度額の設定となっております。

成富牧男委員

結局、最初の質問をしたときに言われた、上を抑えようと思ったけど、今度はそれだけしよったら財源が——基準があるんだよって、何%とかあるんだよって言われましたけれども——それだけでやりよると、今度は国保財政が足りなくなるという——これは、私が思っているんですよ——足りないよ。

だから、どうしても片一方では、これは本当に高額所得者かいなって思われる人のところに少しずつ、3万円とかを上げていくことによって、私が思う高額所得者ではない人が、天井まで、限度額までいっているのが現状じゃないかなと、私は思っているんですよね。

それで、要は、これの解決というのは、結局、私たち、いつも言っていますけど、そもそも国の負担分っていうのが、従来から比べたら、今、少なくなっているんですよ。

そこら辺を根本的に変えていかなくちゃいけないというふうに思います。

そこで、幾つか数字的なやつを全部申し上げますので、それを答えていただきたいと思えます。

今回の引上げで影響を受ける世帯数と、それが総額で幾らになるのか。そこんところ、こういうふうにお答えください、全加入世帯が何世帯で、そのうち何世帯、何パーセントが影響を受けるのか、それが1つ。

それと、その分を一定のモデルでお示しをいただきたい。

古賀友子国保年金課長

する条例) 及び議案乙第15号専決処分事項の承認について以上2議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

新型コロナウイルス感染症に関する条例の改正と、それに伴う補正予算でございますので、議案甲第32号と議案乙第15号の専決処分事項の承認につきましては、併せて説明をさせていただきます。

まず、厚生常任委員会参考資料の7ページをお願いいたします。

議案甲第32号の専決処分事項の承認につきまして説明申し上げます。

改正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した国保被保険者などに対し、傷病手当金を支給するために鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。

傷病手当金は、病気やけがで仕事ができない状況にあり、休業によって収入が下がった、または、給与の支払いがなくなった場合に健康保険から支給されるもので、協会けんぽや共済組合などの被用者保険には既に制度化されているものでございます。

国保には様々な就業形態の被保険者がいらっしゃいますので、傷病手当金につきましては、財政的に余裕がある場合などに、自主的に条例などを制定して支給できる任意給付となっております。これまで全国で条例を定めて傷病手当金を支給していた市町村はないと聞いております。

今回の新型コロナウイルス感染症対策において、国内での感染拡大をできる限り防止するためには、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、発熱などの症状があり、感染が疑われる場合も含まれますが、そのような場合に、被用者が休みやすい環境を整備することが重要であるとして、国が国保被保険者などに対し、傷病手当金の支給を促すとともに、緊急的、特例的な措置として、当該支給に要した費用については、財政支援を行うこととしたものでございます。

鳥栖市といたしましては、国の財政支援の範囲内での傷病手当金の支給としております。

対象者は、国保の被保険者のうち被用者——会社などに雇用されておられる給与所得者で、新型コロナウイルスに感染した、または、発熱などの症状があり、感染が疑われる方でございます。

結果的には感染されていなくても、感染の疑いがある症状がある方は対象となります。

支給要件は、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日となります。

支給額は、直近の継続した3か月の給与、収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に日数を掛けた額となります。

適用につきましては、日本で初めての感染者が出たのが今年の1月だったということで、令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間となります。

この期間につきましては、状況に応じまして、延長の可能性があるとのことでございますが、現時点では9月30日までとなっております。

条例改正の施行日は、公布の日としておりまして、令和2年4月30日に公布いたしております。

適用は令和2年1月1日からでございます。

厚生常任委員会参考資料の10ページをお願いいたします。

続きまして、議案乙第15号の専決処分事項の承認につきまして説明申し上げます。

先ほど説明いたしました国保条例の一部改正に伴いまして、傷病手当金を支給することとなりますので、国保特別会計に必要な予算措置を行っております。

予算計上額は150万円でございます。

今回の措置につきましては、国の特別調整交付金による財政支援措置が取られることとなっております。

国保の制度改正に伴いまして、国の特別調整交付金は、現在では県を通じて特別交付金として入ってきておりますので、歳入の予算費目といたしましては、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金に150万円増額の予算計上しております。

歳出につきましては、款2保険給付費に、項6傷病手当金を新設いたしまして、同じく150万円を予算計上しております。

150万円の算出根拠でございますが、まず、日額単価につきましては、国の参考例が日額1万円となっておりますので、1万円の3分の2の6,667円を日額単価としております。

PCR検査数につきましては、検査を受けられた方の住所地が公表されておられませんので、令和2年4月20日現在の県内のPCR検査数が586件でしたので、その586件に佐賀県の全人口に占める鳥栖市の人口割合、鳥栖市全人口に占める国保被保険者の割合、国保被保険者のうち、給与所得のある方の割合を乗じまして、鳥栖市国保被保険者のうち、被用者が一月当たりPCR検査を受けられる件数を見込んでおります。

結果といたしましては、月に3.4件となりました。

新型コロナウイルス潜伏期間は、1日から14日間と言われておりますので、発熱などの症状が出て14日間は仕事ができない可能性がありますので、傷病手当金を支給する期間は14日

から3日を差し引いた日数である11日、対応は4月から9月までの6か月といたしまして、150万円を算出しております。

以上、説明とさせていただきます。

お願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

池田利幸委員

ありがとうございます。

この新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金、これは現時点で、鳥栖市において申請される予定とか、もう申請あったとか、あるんでしょうか。

古賀友子国保年金課長

まだ、申請、相談とも1件もございません。

池田利幸委員

これ、新型コロナウイルスにかかった方、そのおそれがある方っていうのが対象というふうに御説明があったと思うんですけど、ちょっと僕、個人的に御相談いただいた案件で、自分の息子さんが久留米のほうで働かれて、久留米の同じ職場に新型コロナウイルスの感染の疑いがある方がいらっしゃったということで、息子さん自体もテレワークになりましたと。

それで、そこに住んでるお母さん、一緒に住んであるお母さんも息子さんがかかっているか、かかっていないか分からないっていう状態の中で、会社のほうから息子さんの結果、息子さんの結果イコール、元の疑いがある方の結果が分かるまでは会社に出社しないでくださいねって、会社から言われているんですよ。

そういうパターンときのお母さんは、この申請の対象に入るんですか、入らないんですか。

古賀友子国保年金課長

一応、国保は健康保険、医療保険ですので、本当に新型コロナウイルスにかかられているか、そういう症状がある方が対象ですので、疑いがあるけど何も症状がない方は、一応この医療保険の対象にはなりません。

竹下繁己委員

すいません、先ほどの池田議員の質問で、お母さんを対象に……、仕事をしてなかったら、これ、どう……、ごめんなさいね、お母さんが対象になるか、ならんかじゃなくて。この対象者が——お母さんは、ちょっとのけてください。

仕事をされている方は、傷病手当のこの計算ができると思うんですけども。

仕事をされていない方、例えば、専業主婦の方とか子供、児童生徒とかはこの対象にはならないっていいですかね。

古賀友子国保年金課長

今回の傷病手当金につきましては、あくまでも被用者のみとなっておりますので、専業主婦の方ですとか学生さんについては対象とならないということになっております。

竹下繁己委員

そういう方々に対する、何か支援等は、現在鳥栖市ではあるんですかね。

そうなった場合の、言ったら入院費とかそがんとあつとかな、そういった治療費とかに對しての支援策というのはあるんですか。

古賀友子国保年金課長

現在、国保につきましては、病気になられた方は、今保険適用になっておりますので、7割負担をすることにはなるとは思いますけれども、特別に何か負担するというようなことはないです。

樋口伸一郎委員

10ページをお願いします。

冒頭ですね。本来、この手当金は、保険財政上余裕がある場合などによって書いてあるじゃないですか、さらさらさらっと。

それで、今回は緊急的特例措置として、当該支給にもっていうところで書いてあるんですけど。要は、ここは補填されるからもう大丈夫だっていう考え方でいいんですかね。ちょっとここ、砕いて教えてもらえませんか。余裕があるようには感じていないので、よろしくをお願いします。

古賀友子国保年金課長

今回のコロナウイルス感染症に関する傷病手当金につきましては、国から全額支援がありますので――まあ、財政的に余裕はありませんけれども――国からお金がもらえるということで、今回傷病手当金の創設となっております。

樋口伸一郎委員

じゃあ、その入ってくる担保があつてのことちゅうことで分かったんですけど、大体期間としては、もう具体的に9月末までのっていうふうに、延長の例外をののかすと、大体その辺になっているんですけど。どのくらいに入ってくるというような見込みとか、そういうのは示されているんですか、国から。まだ、そこら辺具体的じゃないと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

古賀友子国保年金課長

まだ、申請もあっておりませんが、もしあったときなんですけれども、ただ、国の特別調整交付金っていうのが大体毎年2月ぐらいに計算されますので、もしも対象があった場合は、同じく2月ぐらいに計算されて、もしも9月30日というのが延びたとしたら、また延びた分は、それぞれの2月で精算っていうか、そういう形になるのではないかと考えております。

樋口伸一郎委員

最後です。

そうしたら、見込みとしてはあると、2月ぐらいでも考えはあるっちゃうことで分かったんですけど、じゃあその間ですね。

余白っていうか、マージンっていうか、余白期間の中で、そもそもうちの保険財政上に別に影響を来すことはないというふうに考えとっていいですね。もしあった場合です、これが。

古賀友子国保年金課長

今、予算を計上しております150万円ぐらいで終われば問題はないかなと思いますけど、これがもっと爆発的に増えてくれば、ちょっと基金を崩すなり何なりっていう対応が必要になる可能性もあると思います。

樋口伸一郎委員

もう御質問じゃないです。可能性があるんであれば、想定はした上で保険財政上は見よかないかなかなと思いますので、また変わったところがあれば、今回の定例会に限らずですけど、委員長の方に伝えてもらって、状況報告等をしていただきたいなと思います。

終わります。

牧瀬昭子委員

具体的にありがとうございます。

10ページの中での計算式なんですけど、ちょっと教えていただきたいのが、日額約6,667円で、平均して11日の潜伏期間、それで掛け算をすると7万3,370円、1人当たりっていうことをおおよそ予定されていて、それを150万円で割ると20人ぐらいかなあと思うんですが、そういう想定をされているってことでよろしいでしょうか。

古賀友子国保年金課長

先ほど説明いたしましたように、一月当たり3.4件ということで計算しておりますので、それが4月、5月、6月、7月、8月、9月、6か月で、今二十何件かっていうことで想定しております。

成富牧男委員

7ページ、2の改正の概要の①の対象者、コロナ関係の支援策についてこだわっておりますので、ちょっと教えてください。

単純な質問です。ここに、国保被保険者のうち被用者でというふうに書いてありますので、被用者以外にどういう者があるのか。その方々は、あるとすれば、対象外ということだと思いますけど、なぜ対象外か。

古賀友子国保年金課長

被用者というのは、会社等で働かれて給料をもらわれている方で、ほかにいらっしゃるのは、国保で多いのは年金受給者ですとか無職者ですとか、あと事業主さんということになっておりますけれども、今回、その国の規定では、被用者のみということになっておりますので、鳥栖市といたしましては、国の基準に従っての傷病手当金の設定ということになっておりますので、被用者のみとしております。

成富牧男委員

今、御説明の中にあつた、ちょっと気になるのが事業者なんですよ。事業者の方は、今のところ対象者にはならない。

今、国のほうでもいろいろ議論されているところですよね。何で事業者はできんのかって——小規模ですよ、ほんの小規模の事業主は対象じゃないと。対象じゃない理由か何か、分かりますか。ほかのあれを受けてあるからですね。

古賀友子国保年金課長

国でもそういう質問があつたということで、事業者については、一月当たりの、まず収入とかに大きく開きがあつたりもするので計算がしにくいってということと、事業主については、ほかにも手当があるためということで、国会ではそういう答弁があつていると聞いております。

成富牧男委員

そうですね、そういうふうに言われていますけど、事業主でも、それこそ鳥栖市の緊急支援金でも——よその話ですけど、該当しないという方も出てきますので、ぜひしっかり国の情報をキャッチしていただいて、もしそれが柔軟に適用できるということになったときには、速やかに広報とかしていただくようお願いいたします。

以上です。

牧瀬昭子委員

そもそもなんですけど、これ自体が、使えますよってということはどういうふうにしてお知らせなさっているんでしょうか。

古賀友子国保年金課長

ホームページのほうには掲載させていただいております。

牧瀬昭子委員

要望なんですけど、病院とか、その方が行かれる場所とかでも広報されると、ホームページにアクセスできない方も多くおられますので、ぜひその辺りの情報発信もお願いいたします。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案甲第35号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

次に、議案甲第35号専決処分事項の承認について（鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

議案甲第35号専決処分事項の承認につきまして、説明申し上げます。

厚生常任委員会参考資料の9ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴いまして、鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部改正を専決処分したものでございます。

先ほど、国保の分で説明させていただきました新型コロナウイルス感染症に特化した傷病手当金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合におきましても条例を改正され、支給されることとなっております。

それに伴いまして、鳥栖市にお住まいの佐賀県後期高齢者医療被保険者からの傷病手当金の申請の受付につきましては、鳥栖市で行うこととなりますので、鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の、本市が行う事務にその旨を追加するものでございます。

条例改正の施行日は公布の日としておりまして、令和2年5月14日に公布しております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明を終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

1点だけ教えてください。

これ、広域連合との絡みがあるんですけど、申請書の受付業務っていうところは、ただ無作為に受け付ける受付方法と、中身を精査してじゃないですけど、そういう基準に従って、あればそういうことも業務としては増えるのかなと思って。どのような受付業務でしょうか。

古賀友子国保年金課長

今回は、所得の関係とかもいろいろありますので、基本的にはもう申請書を受け付けて、それをそのまま後期に送ると。

後期のほうで、（発言する者あり）受け付けるだけです。

江副康成委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 37 分 休憩

oo

午後 2 時 45 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oo

税務課

議案甲第30号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

次に、税務課関係議案の審査を行います。

税務課関係の議案は、議案甲第30号及び34号です。

それでは、議案甲第30号専決処分事項の承認について（鳥栖市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行部の説明求めます。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

それでは、参考資料の4ページをお願いいたします。

議案甲第30号専決処分事項の承認について。本件につきましては、3月の定例会、4月の委員会の際にも報告をいたしておりましたが、令和2年度の税制改革法案の所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案が3月27日の参議院本会議で、原案のとおり可決したことに伴い、令和2年4月1日の施行の部分につきまして、鳥栖市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

改正税目といたしましては、個人住民税、固定資産税及び都市計画税、それと、たばこ税に関する改正を行っております。

資料にございますとおり、改正の主な内容といたしましては、まず、個人住民税につきましては、給与所得者及び公的年金受給者が申告する扶養親族申告書において、単身児童扶養者の記載が不要になることに対するもの。

また、本市では実績がございませんが、肉用牛の売却による事業所得に係る所得税の減免とする特例の適用期限を令和3年度から令和6年度まで3年間延長することによるもの。

それから、優良住宅造成等に係る長期譲渡所得の税率等の特例の適用期限を令和2年から令和5年度まで、これも3年間延長するものでございます。

簡単ではございますが、以上3点でございます。

5ページをお願いいたします。

次に、固定資産税及び都市計画税につきましては、土地または家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間、相続人などの現に所有する者に、その者の氏名や住所を申告させることができるものとするもの。

また、調査を尽くしても、なおその所有者の存在が不明である場合、現に使用するものを

所有者とみなして固定資産台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができるようにするもの。

以上、2点でございます。

たばこ税につきましては、これも本市では実績はございませんが、輸出免税の適用に必要な課税免除事由に該当することを証する書類の提出を不要とするものでございます。

以上、税目の改正のほか、地方税法等をはじめとする根拠法令の改正に伴う項ずれ、文言の整理などを行っております。

以上でございます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

5ページの(2)、固定資産税及び都市計画税の②ですね。初めのところの解釈、調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合という、この尽くしても、なおおつていうのは、例えばこういう場合とかあるんですか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

これ、もう実際、法律の改正の前に私たちもやっていますが、基本的に相続人がいらっしやると思います。

相続人さんがいらっしやるんですけれども、その都度その都度、相続をきちっとしていただければそんなに難しい話にはならないんですが、相続を2代、3代にわたってされていないということになりますと、関係者が――普通は子供さんということでしょうが、そこでまたされていないと、お孫さんとか、いわゆる兄弟とかいとことか――極端な話ですね。

あと、それからもう一つが、いろんな関係で、一部相続放棄をされている方もいらっしやるのか、複雑な御事情の場合にこれを適用する。

要するに、建物を実際使ってある方に、そこら辺の課税なり、税の支払いになりをお願いすることが法的に可能になるという内容ですので、詳細については、法律の施行4月1日になっていきますけれども、いろんな対応策っちゅうのが、今後、各自治体のほうでも可能性としては出てくるのかなというふうに考えてます。

簡単ですけど、以上です。

成富牧男委員

現状は、物すごく大変だと思います。

そのとおりだと思いますので、これ、くれぐれも忙しいからこそ丁寧に、調査を尽くして

も、なおっていうところでやっていただくようお願いしておきます。

以上です。

池田利幸委員

すいません、御説明ありがとうございます。

僕も同じところなんですけれども、調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が1人も見つかからない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなしてっていう部分があるんですけど、これ、ずっと相続されてなくてっていう部分で、そこが空き地になっていますとか、使用者もいないっていう場合は、取扱いはどうなるんですか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

まさにそういう案件ですよ、今いろんなことが想定されると思いますと言ったのが。

例えば、建物でも昔の建物で、未登記物件なんかもあります。未登記物件ではありますけれども、うちの補充課税台帳のほうに載せて建物の課税をしているのもありますけど、その前に未登記の建物の、要するに所有権が不明な物とかも古い物だとありますし。

土地もしかりで、例えば、個人だけでなく、法人が持つ土地なんかもありますが、いわゆる幽霊会社じゃないですけども、会社自体が、登記上はあるけれども、存在しないとか。

場合によっては、破産の手続をされてある——破産の場合は、弁護士さん、管財人さんがいらっしゃるんで、弁護士の方とお話ができるんですけど——要するに、何もかも手をつけないまま、実際実体がない会社が所有する土地なんかもゼロじゃないので。

じゃあ、そういうふうな土地に対して、どういうふうな対応をしていくのか。言うたら、これは、もう税金の話だけじゃなくて、いろんな行政としての考え方の整理というのが必要になってくるかと思うんですけど。

ただ、今回のこの固定資産税及び都市計画税、することができるものについては、ちょっと、今回の部分については、そこまでの想定っていうのはないと思うんですけども、現実、やっぱり行政は考えていかなきゃいかんケースなのかなというふうに思っています。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

それこそ、私もつい最近の御相談の中で、鳥栖市の中で法人さんが所有、買われていて、けど、そこにもともと倉庫を建てる予定で、建てなかった。

それで、ずっと空き地、結構広い土地が空き地になって、草ぼうぼうになっているっていうことで、それ、どうにかならないのかっていう相談を受けて、行ったらやっぱり手をつけられない。

それで、個人さんを追う作業がまだできていないとかいうところは、実際に鳥栖市の中であるんで。

そこで、ここが分かるのであれば、今ずっと、やっぱり空き地だったら環境対策課、それで、空き家だったら建設課って。

そこで言われていた部分が、やっぱり税務課さんが一番情報は持っているけど、そこからなかなか情報をもらってすることができない部分もあったんで、全庁的にそういう共有ができるのかなど。いや、していただきたいなっていう部分もあって、ここを深く聞かせていただきました。

いろんな対応が求められてくると思いますけど、よろしく願いいたします。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



議案甲第34号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

次に、議案甲第34号専決処分事項の承認について（鳥栖市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

すいません、参考資料、飛びます、8ページになります。

お願いいたします。

議案甲第34号専決処分の承認ということで、これも市税条例の一部を改正する条例でございます。

議員の方々も、新聞、テレビなどの報道等で御存じだと思います、新型コロナウイルスの感染拡大で、いろんな問題が出ております。

その中で、税務課としては、国税と同様、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収猶予を適用する特例を設けることとなりまして、国のほうが4月30日に地方税法等の一部を改正する法律を公布、即日施行されております。

それに対応する市税条例の改正、それから同時に、これは昨年度、予算及び決算のときもお話をさせていただいておりますが、軽自動車税の考え方が、従来の軽自動車税に環境性能割というのがつきまして、この環境性能割、平たく言いますと、環境に優しい、性能のいい軽自動車については、軽減措置がつくということで、これの延長も同日に施行されております。

ということで、本市において、先ほどの徴収の猶予、それから環境性能割の延長、この部分について、条例の一部改正を専決処分のほうでさせていただいております。内容については、お手元の資料のとおりです。

なお、徴収猶予に関する改正のほか、このコロナウイルスに関しては、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税の軽減措置、それから、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置、その他、住宅ローン控除の適用要件の弾力化、それから、イベントを中止とした場合、主催者に対する払戻し請求権を放棄した方への寄附控除の費用など、令和3年1月1日以降施行のそういったコロナウイルス対策もありますが、この部分については、その都度その都度、定例会の折に条例改正の提案をさせていただきたいと思っております。

その折では、また御審査のほう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ですけれども、議案甲第34号の説明とさせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

軽自動車税の件で教えていただきたいんですが、この対象になる件数というか、それとあと、期間の延長によって入ってこなかった税金分っていうのは幾らぐらいになるんでしょうか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

この分は、軽自動車の販売に伴うもので、しかも中身については、一旦県のほうが販売の折の税金を吸い上げて、その結果、鳥栖市で何台売れたよと、だから鳥栖市さん幾らだよという形で来るんで。今、ここで幾らというのはちょっと、なかなかですね。

だから、話ちょっと飛びますけれども、今年度の当初予算の説明の折にも3月定例会の折にも、一応金額としては、県から送られてきた通知を基に、県のほうで大体推計されておりますが。

計上していますということでしたので、どちらかと言ったら、幾らになるというよりも、決算なんかで、どうだったというふうにお尋ねいただいたほうが、私たちもちょっと答えようがあるんですけども。

それからあと、コロナで、いろんな関係で売上げが減ったり何たりしてますけれども、これもまだちょっと途中で、しかも年度またぎの部分があるんで、この部分についても、もうちょっとお時間を頂けると、ある程度の御回答ができるかと思うんですが、現段階でその具体的な数字というのは御容赦いただきたいと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

この8ページで、私もお尋ねがあるんですけど、これ、さっきちらっと出てきましたけど、販売者側に影響が出ると、軽自動車税を払っている、これまでの方じゃないってことですか。まず、そこをちょっと教えていただけませんか。

個人がいつも払っている、軽自動車税に影響するものとして最初から見てたので、その辺りの整合性を。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

すいません、私の説明の仕方が悪くて申し訳ございません。

税金を払うのは、当然、個人の方です。もちろんです。

それで、どのくらいの車がどれだけ売れたのかというのが、最終的に資料として、私たちが把握できるのが県からの資料になるということで。販売店さんから直接、私たちのほうにそういうのが来るわけじゃないので。

翌年度からは、ナンバー登録があるんですすぐ分かるんですけど、初年度については、そういう流れということで。

説明が舌足らずで申し訳なかったです。

樋口伸一郎委員

じゃあ一番下に、施行日が5月1日になっているでしょう。標準の税率から臨時的軽減の税率に変わりますよね。パーセンテージがその上に書いてあるんですけど、減っているっていう形になっているんですけど。

例えば、軽自動車税で、引き落としとかなっている人と、納付書で現金で払いよる人とかがおって、たしか5月末日までに払うっていうのが今までの、普通のときの流れだと思うんですけど、これ先に、払い過ぎとる人とかおらんわけですか。

それと、もう通知自体が、これがもう適用されてきとるんですか、そこを教えてもらっていいですか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

資料のちょうど真ん中辺りにあります(2)——これも説明が舌足らずで申し訳ないです。

現行の軽減措置が、令和元年10月1日から令和2年9月30日までということで、今、現在進行形だったものを、改正後、さらに令和3年3月31日まで取得の乗用車、軽自動車に適用しますよということで、軽減の延長ということですから。

具体的に、今もう実際、現在進行形で動いていますので、5月1日の前に買った人、買っていなかった人、全然関係ないと言わんですけど、影響はないということでございます。

以上です。

竹下繁己委員

徴収要件なんですけれども、これ、市民税ということでいいんですかね。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

地方税法に載っている分ですから、市県民税、固定資産税、軽自動車、それから国民健康保険税全部にかかってきます。

なお、国民健康保険税については、この話になったんで、これも一般質問の中でも、国保年金課のほうも答弁をいたしておりましたが、前年度の所得に対してどれだけ落ち込んだか、あるいは鳥栖市では幸いなことに今までいらっしゃいませんけれども、実際にコロナにかかって亡くなられたとか、重篤な状況になって入院された——2名ほどいらっしゃったかな、そういうふうな事情になったときに、全額もしくは、その状況の割合、内容によって減免もするようになっております。

それと、併わせて税の徴収猶予というのもやっています。その中で、通常も災害が起きた場合の徴収猶予制度は今までもありましたが、税額の一定額以上については、担保を頂くとか。

あと、延滞金を、滞納したときの延滞金ほどではございませんが、利息を頂くという制度で、ここに1.6%って書かれてありますけど。

ただ、今回のコロナについては、そういうのを全部取っ払うということで、1年間延ばすんで、どこまで皆様のお力になれるかどうかというのがありますけれども。

これは、国と同じで、地方税も一緒に納税猶予をやるという内容です。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

それで、相当の減少があった納税者っていうことで、これ洗い出しをするのか。

例えば、納税者が、私これだけの収入が減ったんで、申請して、猶予してくださいというような申請が必要なのか、それとも、もうケース・バイ・ケースで、こちら側で、行政側で洗い出しをするのか、どういった手法を取られるんですかね。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

基本的には申請主義ということで、申し訳ございませんが。

ただ、中身をそろえていただくのが建前上、じゃあ前年度と比べてどれだけ落ち込んだのかということで、例えば、帳簿とか、通帳の取引の内容とか見せていただくんですが、現実、会社のほうがテレワークとか在宅勤務とかということで、経理の方がいないというところもございませぬ。

ということで、申し訳ございません、これやっぱり税ですので、無条件という訳にはいきませんが、その方の状況に応じて、例えば、一応申請を出してもらおう中でつけてもらう書類が足りない部分でも中身を確認して、1年猶予する、しないは判断させていただきます。

それで、落ち着いたときに後から出していただくとか、そういうふうな——いずれにしても申請者の方の連絡先とかいうのは全部記載していただきますし、基本的には前年度の所得については、いわゆる青色、白色とかいろいろあるかもしれませんが、申告していただいているというのが基本になっています。

ただ、去年は鳥栖市にいらっしゃらなかったという方についても、そこは対応できるように、なるべく納税者の方に負担にならないように。

ただ、申し訳ないんですけど、税ですので、一定の審査をさせていただくということは御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

竹下繁己委員

その、相当の減少があったって、パーセントとか数字が出ているんですかね。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

一応、昨年同時期に比べて20%以上減っているという方、ただ、じゃあ数字を出して、18%とか19%やったからアウトかということ、そこはちょっと内容をお聞かせいただいといる形になるんで。

根掘り葉掘り聞いて本当、申し訳ないんですけど、やはりそこら辺、事情をお尋ねせんことには分からん部分もございませぬので、そこは御理解いただいて、私たちも極力、延長ですとか、その手続に乗せられるように努力はしたいと思っておりますので。

もし、議員の方々、お尋ねになられたら、申し訳ないんですけど、まずは電話でも全然構いません。大体電話で相談いただいて、それからいわゆるやり取り、キャッチボールをしていくというのが通常のパターンになってますんで。

その中で、出せる書類、お願いする書類はありますけれども、いや、それ今、ちょっと難しかもんね、ということであれば、じゃあそれに代わる何か、お示しいただける物を相談し

ながらやって、最終的には申請していただいて、決裁して1年間猶予するという流れに持ち込んでいきたいというふうに思ってますので、議員の方々も御理解のほうをお願いいたします。

以上です。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

何かえらい、税務課多忙になりそうな感じがしますんで、結構スタッフとかも増員してから、市民の方々が安心して相談できるような状況をつくっていただきたいと要望して終わります。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

請願審査準備のため、暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後3時25分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

請 願第2号ごみ処理施設建設候補地での高潮と洪水の同時発生時の浸水深による建設候補地変更の請願書

江副康成委員長

請願第2号ごみ処理施設建設候補地での高潮と洪水の同時発生時の浸水深による建設候補地変更の請願書を議題といたします。

まず、請願人のほうから請願の趣旨を簡単に、明瞭に、分かりやすく説明をお願いいたします。

尼寺省悟紹介議員

簡単に趣旨を説明します。

福岡県は、昨年12月に、いわゆる高潮ハザードマップを公表しました。

これは、想定し得る最大規模の高潮が生じたときのシミュレーションです。

これによると、最高水位は、柳川市で9.5メートル、みやま市で8.7メートル、大牟田市で8.5メートル、そして、水害は、河口から四十数キロ離れた大刀洗町、これは、海からの高低差が8メートル、これだけの遠い距離にあるところにも大きな被害をもたらす、そういう最大規模の高潮を想定したものです。

近隣の小森野地区では3から5メートル。佐賀県の担当者によると、整合性の関係から、予定地もそれぐらいの浸水があるということでした。

それから、主な条件として、どういうときに起こるのかというのは、我が国の最大規模の台風の室戸台風——これは911ヘクトパスカル、それから、5,000人の死亡者を出した伊勢湾台風——こういったものを想定し、こういった規模の台風が有明海に上陸したときにこういった規模の高潮が生じると言っております。

それから、高潮と洪水が同時に発生した例として、平成11年と平成16年、いずれも9月の台風のとくに生じたということです。

それから、理由として下のほうに書いてありますけれども、詳細は、両者が同時に発生した場合のシミュレーションを行う必要があるけれども、最悪時は、下記のように考えられるということで1番から3番があります。

一応、結論として言いたいことが、今までは洪水しか考慮していなかったと。今後は、高潮の影響を考えないかと。ところが、実際、それは考慮に入れていないので、そういったことであるならば、改めて場所の変更を求める。そういったことです。

以上です。

江副康成委員長

紹介議員からの趣旨説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑がある方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。

ありませんか。

牧瀬昭子委員

御説明ありがとうございます。

今、御説明の中で、過去にこういったケースがどのぐらいあるのかというお話が少し触れ

てあったんですけども、その辺りについて、もう少し詳細に教えていただいでよろしいでしょうか。

過去2回あったということ、もう一度よろしいでしょうか。

尼寺省悟紹介議員

先日、筑後川の筑後大堰の担当者から聞いた話ですけども、平成11年と平成16年に、9月の台風、それが起きたときに、こういった高潮と洪水の被害が生じたと、2回あったと言われました。

以上です。

樋口伸一郎委員

高潮と洪水の同時発生時のシミュレーション想定については、今の御説明で分かったんですけど、同時での確率、発生率というか、想定をするのであれば、例えば、地震とか地割れとか、そういう災害想定っていうのもこれ以外にもすべきではないのかなと個人的には思いますけど。

この請願は、この問題だけですので、この取扱いについてももちろん議論することになると思うんですけど、その辺りのお考えについてはどうでしょうか。ほかの災害想定。

尼寺省悟紹介議員

最初に言ったように、去年の12月に高潮のシミュレーションが出されたと、ハザードマップがね。

今までは、洪水だけしかしていなかった。

だから、高潮も考慮に入れた形でせないかん、していないから、今の場所を変更しなさいということであって、それ以上言われたとしても、ちょっと、何とも言いようがありませんが。

竹下繁己委員

佐賀県県土整備部に尋ねると、小森野地区との整合性の問題で、浸水深は同様になるというお話ですけども、小森野地区の色分けである、福岡県が出した小森野地区のエリアも、赤いところ、オレンジのところ、黄色のところってあるんですよね。

分かりますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、国土地理院の標高の高さが調べられるあれで調べると、言ったら、現在の建設予定地は、この中でいくと、1メートルから3メートル未満、もしくは0.5メートルから1メートル未満に位置するんですけど、恐らく県の整備部の方々は、同じような状況になる、同じ水深になるって答えられたんですか。

尼寺省悟紹介議員

私が直接聞いたわけじゃなくて、請願人の方が県庁の担当課の方に聞いて、整合性の関係で、同じことが考えられると。

それで、整合性とは何なのかっていうと、恐らくそういうことだろうと思うんですけど、これを見ていただきたいと思うんですよね。

要するに、筑後川の本流を高潮がばあつと行くと。

それで、基本的に両側のサイドが大きな地形の変更がないならば、同じような被害を与えると。例えば、ここ、下のほうに、このところ、筑後川ね。筑後川の両岸って同じ色になっているでしょう。

だから、片側のほうがそういった被害を与えるとするならば、向こう側の対岸も同じような被害があるっていう、私は、それが整合性と、そういった意味じゃなかろうかと思うんですよね。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

同じく3メートルから5メートルの浸水深になるというお答えではなかったということですね。

尼寺省悟紹介議員

同じ3メートルから5メートルになるのではないかというお答えだったと聞いております。

牧瀬昭子委員

これまで、こういった災害がいろいろ続いている状況にある中、洪水と高潮というのが過去にも事例があるということで、国のほうでもそういったのをやるべきではないかという話を聞いてはいるんですけれども。

その辺りは、これからだということで、そのシミュレーションの値というのは、専門家が出しているとか、そういったことは、今のところどういう状況かっていうことなんですけど。

尼寺省悟紹介議員

ここに書いてあるように、福岡県が去年の12月に出したと。

それに続いて、佐賀県も令和2年度中に、こういったシミュレーション——佐賀県側の高潮のシミュレーションを出すと。

だから、それを見れば、今年度末には、佐賀県側の筑後川付近がどんな浸水深になるのかといったことが分かるのではないかなと思いますけど。

ただ、今の段階でも、県庁の担当者の方は、同じような形になるというふうに言われているということなんです。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

基本的に、今回の請願の内容、要は高潮と同時にあったときどうするのって、6メートルから10メートルになりますよね、どうするの、場所を移動させてくださいねっていうことが今回の趣旨であろうとは思いますが、ですけども。

これ、私の私見なんですけど、6メートルから10メートルになった場合は、基本的に、鳥栖市中沈むんですよね。

あと1点考えなければいけないことは、それだけの大雨が降る、これ、500年から1000年のシミュレーションだっって言われているんですけども、それより先に考えないといけないとは、ここから30年後までには来るであろうって言われている地震のほうが確率がかなり高いんですよね。

それだけの大雨が来てて、地震ってなった場合に、山手のほうに持っていけばいいじゃないかっていう話は、もう通用しない話になってしまっているんですよね。

今でも毎年、土砂災害、ここ一、二年、ずっと、山手のほうは、道が崩れたっていうのもある中で、この請願されている皆さんは、では、ここを移動させなさいっていうときには、どこを……、想定までは、それは鳥栖市で考えなさいよっていう話かもしれませんが、どこを想定されているのかなって。

前回までは、江島町の競馬場の裏のところとかあるじゃないかっていうお話をされていたんですけども、そこを想定して、浸水があるけん、動かしなさいよというのを、そういうところをイメージされて、今回、請願を上げられているのかどうかっていうのは分かりませんか。

尼寺省悟紹介議員

最初の話は、どれぐらいの頻度っちゅうのかな、500年に1回とか1000年に1回とか言われたね。

少なくとも、このハザードマップにしろ高潮のマップにしろ、出したのは福岡県であり、これやったら、鳥栖市なんよね。

だから、むしろ、我々がどれぐらいの頻度で起きますかということについて、私が答えるんじゃないくて、鳥栖市長とか福岡県知事に言って、彼らが答えないかんよね、彼らが出しているんやけん。

だから、私は、かつて鳥栖市長対して、このハザードマップに関して、この3から5メートル、こういったものがどのぐらいの頻度で起こるか聞いたときに、市長は答えんやったんよ。本当は、彼が答えるべきなんよ。それが1つ。

それから、このハザードマップを見ると、さっき言った土砂災害、あるところとないところ

ろがある。

どこでもという言い方をされたんですが、これ見てください。あるところのほうが少ない。あるところというのは、決まっているわけですよ。

それで、移動させるならばどこにするんですかっていう話ですが、ちょっとそこまでは、今回の請願の中には、場所の変更をしなさいというところまでしか言っていないんであって、どこにするかというところまでは、これは求めていない。

だから、ここは、洪水とか、あるいは高潮の影響で大変なことになると予想されるから、そうじゃないところに持っていきなさいと。

それで、それに対して今、地震とか何とか言われたんやけどね、でも、この土砂災害のハザードマップ、ないところいっぱいあるわけよね。だから、そういったところを探せばいいんじゃないかと。(発言する者あり)

江副康成委員長

ちょっと待ってください。

紹介議員さん、質問に対して直接答えてもらって、なるべく自分の意見とかは控えてもらうようお願いいたします。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

尼寺議員も御存じっちゃうか、もちろん分かっていると思うんですね、基本的にハザードマップ、災害が起きましたとか、それを基に情報ってつくられていますよね。

それで、その中で今、全くない場所あるやんかって言われているところも、基本的に災害が今年ありましたっていったら、修正で変わっていくんですよね。

その中で、もちろん現時点でそこに載っている分は、土砂災害の警戒地域、もう地形的に多分、神辺町とか山間のところとかは全部入っていると思いますよね。それはもう、地形的にそうなるであろうっていうところは、全部もともと書いてあります。

けど、広島とか災害があっている——地質も違うんで、一概に言えんのはもちろん分かっているんですけど、安全だって言って造成されていた土地も、崩れるのは崩れるんですよね。

それを言えば、もう全てがそうになってしまうのは、言葉のやり取り、もうそれこそ喧嘩腰になってしまうんで、そんなことを言うつもりはないんですけれども、僕が確認したかったのは、高台のほうに移せと言われていたんですかと。それとも、もう平地のほかのところに、どこに移すとかいう希望があるのかどうなのかっていうことをさっきはお伺いしただけなんです。

そこまでは決めていないっていうお話であれば、お答えは、僕はそれでいいんです。

尼寺省悟紹介議員

私個人としては、ここがいいんじゃないかと思っておるところがありますけど、少なくとも、この請願の内容は、具体的にどこそことまでは言っていない。

藤田昌隆委員

すいません、請願者の表のほうに、洪水による浸水深は3メートルから5メートル、周辺道路の浸水深は5メートル。これが洪水よね。

それで、台風に伴う高潮による浸水深は3メートルから5メートル。

同時発生時には、建設候補地の浸水深は6メートルから10メートル、周辺道路の浸水が10メートル以上。

これを見たときに、ただ単なる足し算じゃないかっち。台風だけだったら3メートル、高潮が来たら、また合わせて3メータ、はい6メートルになりましたっち。おかしくない、それ。思いませんでしたか。

尼寺省悟紹介議員

正直言って、私は最初の段階で、ああこんなものかと思ったんよ。よう考えてみると、あなたのおっしゃるとおり、あるったい。

それで、それを専門家に確認したわけです。

そうしたら、さっきの専門家が、分からんので、もう一回帰って考えてみると。筑後大堰も。

翌日見えたんよ。それで、言うことには、分かりませんと。ただし、ただしね、否定も肯定もされなかった。それでね、今から私の考えを言います、よかですか。（「あなたの考えは要りませんよ」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

聞かれたことに対して答えてください。

尼寺省悟紹介議員

だから、そのことに対する答えを今から言います。

この図……、（「これに載っていますか」と呼ぶ者あり）（「どの図」と呼ぶ者あり）

ごめんね。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後3時44分休憩

て、6メートルにはならんって。

江副康成委員長

質問の形にしてもらっていいですか。

藤田昌隆委員

ああ、ごめん。

尼寺省悟紹介議員

小森野地区は3から5メートルの浸水が想定されているわけ。

ところが、この小森野地区の堤防の標高差、何メートルか知っていますか。（「知りません」と呼ぶ者あり）

13メートルあるんです。

それで、川の水面は4メートルです。

だから、13メートルから4メートル引いたら9メートル。9メートルの高さの高潮が来なければ、ならんわけですよ。

だから、9メートルの高さの高波が、うねるようにしながらうわーっと行くわけですよ。だから、その規模は物すごいんだもん。

それで、ここは曲がっているんですよ。曲がっているところに、ちょうど直進のところに安良川が来とるわけですよ。

だから、さっき言った13メートルの高さの高潮が、こんなうねりをしながら、あそこを突き進んでいくわけです。

だから、さっき言われた井堰なんて物のあれじゃない。そういった規模の高潮を想定して、このシミュレーションをつくっているわけです。

もう一回言いましょうか。

そういった規模の高潮なんだということを想定して——こんな高潮あるわけなからうもんということじゃない、違う。そういった最大規模の高潮があるっていうことを想定して、これをつくっているわけです。だから、あり得ると。

さっきのような形で、あそこが3から5メートルと。そうじゃなくて、3から5メートルを維持するためには、あふれた水が下の方に行かないかと。それが、行ききらんで、かえってそれを押し戻すようなうねりが来よると。

その結果として、そういった、もっと、5メートル、6メートル、7メートルとあり得ると。

池田利幸委員

今、御説明いただいているのは、高潮時の筑後川からの宝満川、それから直線につながっ

ている安良川のウォーターバック現象っていうことを言われているってことですかね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

高潮で、うねりを上げてずっと進んでいるって今言われたと思うんですけど、基本的に、高潮は逆流現象のはずなんですよね。

山手のほうからが一っと水が来ているのに、高潮、要は海の満潮とかも踏まえて、海からの水が押し返しているっていう状態ですよ。

それで、ずっとうねり、うねりって言われているんですけど、うねりとウォーターバック現象って関係あるのかなと今思って聞いたんですけど。

尼寺省悟紹介議員

うねりっちゅうのは、波と、波がこう行くでしょう。そういったことで、私は言ったんですが。

それでね、せっかくウォーターバックを言われたんで、ちょっと、御存じかと思うんですけど、そのウォーターバックっちゅうのは、本流があって、支流があって、本流の勢いが強い、あるいは、本流の高さが強いときに、支流が来んで、そこにとどまって、それで、本流から押し返されていって、水位が上がってくるという現象ね。そうでしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）

だから、その結果として、あちこちで堤防が決壊するか、あるいは、いつするか、そういった事態になっていると。

それと、もう一つ考えてほしいのは、こういうことじゃなかろうかと思うんです。

これ、実験されたら分かると思うんですけどね、蛇口があって、蛇口のところに斜めにまな板を置くでしょう。それで、そこをこう止めたらどんなふうになりますか。

この水かさは増すんですよ。

だから、そういった場所——ウォーターバック現象が起きたところでは、高さは6メートルかもしれんけど、もっと盛り上がってくる。

どんくらい盛り上がるかって、その高潮の規模によるけど、結果として盛り上がった水が施設にわーって落ちると。

私は、あそこに打撃を与えるためには、1時間も2時間も必要ないと思う。本当、5分か10分でいい。5分か10分ぐらいで大波があそこに行くと。それで、電気設備のところにはばっとかかると。あるいは、ごみピットの中に行くと。

だから、5分か10分でもいい、大変なダメージを受けるんですよ。1日も2日もあそこをつからせなくていい。

だからそういった形で、ウォーターバックでぶつかった大波があそこに降り注ぐと。

だから、降り注ぐのは、5分か10分ぐらいでも大変な打撃を受けると。そういったことを考慮していないんじゃないかなというふうに思います。

池田利幸委員

ウォーターバック現象による表面張力で、水が盛り上がるってことですよ、今、ずっと力説されていたことは。（発言する者あり）

ちょっと聞いてください。

そうじゃないとしても、要は、ぶつかった水で一旦盛り上がって越水するっていうお話を多分されていたんだろうって思うんですけども。

そうなってくると、基本的に考えないといけないことは、本当に、私たちもずっと要望とか言っていましたが、要は、もうそこまでなったら、越水イコールほぼ決壊するんですよ。越水だけで終わらない話なんですよ、そこまで行けば。

皆さん、尼寺議員ももちろん御承知と思うんですけど、越水することによって、基本的に、去年とかの大雨でも言われていたのが、越水した水が、堤防の下の土をえぐって、もう決壊になるんですよ。もう、あの施設、焼却場の話ではない話になるんですよ、そこまでなると。

一瞬だって言われるけど、そうなってきたら、一瞬ではないですよ、もう決壊するっていう話になるけんが、それこそ、まち全体が沈む話なんですよ、今、ずっと熱弁いただいた部分は。（発言する者あり）その考え方を、どう思われているのかなと。

江副康成委員長

最後のところまで聞いてから言ってくださいね。

尼寺省悟紹介議員

もともと設定は、同時に起きたときちゅう、基本的には、どちらが先かっていうのは、洪水のほうが先でしょう。

台風が来ると。普通、台風に伴って雨雲も来るから、1日、2日ぐらい前から大雨が降るわけ。台風が来る1日、2日ぐらい前から大雨が降って、想定規模の大雨が降った。

そのときに台風が遅れて来て、台風の影響で高潮ができて、ぶつかるということなんですけど、我々の設定っていうのは、その地点でもう4メートル、5メートル浸水しているわけです。全部、雨で、この辺の地形が。このところが、もう浸水しているわけでしょう。

これは、別に極端な話ではなくて、こういう浸水想定というのは、市がしたんやけんね。

だから、そういった状況のなかでのお話なんだから、その辺どう考えられていくかと言われたとしても、基本的に、そういった想定段階で、今は議論しているわけでしょう。

池田利幸委員

ありがとうございます。

市の想定は、基本的に内水氾濫で3メートルから5メートル行きますじゃなくて、決壊した、越水した、含めてのともと3メートルから5メートルの想定なはずなんですよね、そのハザードマップ。

基本的に、内水氾濫で、決壊もせずに、越水もせずに3メートルから5メートルまでたまる事は、ほぼないんですよね。

その想定、多分書いてあると思うんですけど、ハザードマップで言う、その想定は、決壊、越水まで入れて、崩れましたよっていうので3メートルから5メートルの設定なんですよね。その辺はどう思われているんですか。

尼寺省悟紹介議員

お言葉ですけど、それはちょっと違うような気がするんですよね。そこまで書いていない。

ここで書いてあるのは、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水によって、河川が氾濫した場合と書いてあるんですよね。

それで、安良川が6時間、618ミリ、そのことによって河川が氾濫した場合、こうなると書いてあるんです。(発言する者あり)

越水ですよ。(「氾濫が越水」と呼ぶ者あり)

越水でしょう。堤防を越えて行くのが越水であって、堤防を破壊するのが堤防決壊。(「そうです」と呼ぶ者あり)

そうでしょう。

池田利幸委員

ありがとうございます。

基本的に、僕が今、ずっと言ったことと、尼寺議員が言われていること、一緒なんですよね。

だから、基本的に、書いてあるように、氾濫イコール越水で越えてきましたよっていう部分と決壊っていう外的要因で洪水起きましたっていう想定が3メートルから5メートルなんですよね。

そいけん、さっきずっと尼寺議員が言われていたもともと3メートルから4メートルあったろうが、そこから川が決壊してから高潮でもっと上がるんだっていうのは、理論上の計算には、ちょっと成り立たないんですよね。

これについて、答弁はもう要らないです。

江副康成委員長

いいですかね。

樋口伸一郎委員

すいません。

そうしたら、請願書の肝心の趣旨について質問をさせていただきたいんですが、建設工事変更の請願ですよね、これは。

併せて参考資料としてつけておられるんで、こちらに関しては質問をしていいかなということで、建設候補地変更の請願ですよね。

これについて、参考で手引きをつけていただいておりますので、この手引きの1ページを開いてもらっていいですか。

ちょっと読み上げますね。

これ、津波対策についてはっていうところがあるんですけど、最大規模の外力の想定というところで、津波対策については、津波の種類によっては——ちょっと飛ばしますね。津波対策については、施設の整備による対応を基本として人命、財産等を守ることを目指すことに加え、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの——ここは津波ですけどね、に対しては、なんとしても人名を守るという考え方にに基づき、まちづくりや警戒避難体制の確立などを組み合わせた多重防御の考え方が導入されたというところで、ちょっと中のを飛ばしますけど、またその下のほうに水害、土砂災害、火山災害もいろいろありますけど、それに関する今後の防災・減災対策の検討の方向性としては、最大規模の外力を想定して、ソフト対策に重点を置いて対応するという考え方が示されたと。

これ、参考資料でつけてありますけど、これを基にちょっとお尋ねさせていただきたいのが、請願の趣旨については、建設候補地の変更なんですけど、仮に今、言われている想定を、執行部が施設の整備による対応で、ソフト面については、県外広域的に協定を——今後の話ですけど、結びながら対応していくというような方針を示されるのも選択肢としてはありなんでしょうか。

これは今、請願の趣旨としては、建設工事変更。

けれども、例えば、この請願に対しての執行部の考え方としては、こういう最大規模の外力想定については、施設整備による対応をしたいと。こうしたことで、基本として人命、財産等を守りたいということも、受け側の対応としては、ありなんですか。

それとも、施設整備はもう論外で、いかなる状況であっても建設工事変更でしか受け付けないってような請願書の趣旨なんですかね。

そこ、いかがでしょうか。

尼寺省悟紹介議員

それは請願者に聞いてみないと、私は分かりません。紹介議員、だけですから。

私は、あくまでこの場所が不適當だと。だから、変えてほしいということで賛同しただけです。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

じゃあ、この請願については、あくまでもその建設工事変更としての請願ということで協議検討を、この中で議論するということで解釈します。

江副康成委員長

よかですか。

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

それでは、紹介議員に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後 4 時 2 分休憩



午後 4 時 5 分開会

江副康成委員長

再開します。

これより、委員間の協議を始めたいと思います。

御意見等ございましたら、挙手の上、御発言ください。

牧瀬昭子委員

請願の中身で、一番ポイントになるかなと私が思っているのが、今まで洪水のことっていうのは、ハザードマップを通じていろんな御意見とか、こういうふうな対策を練ろうということが、この時間、これまでの時間ですね。話し合いが行われたり、決議が出されたりとかあったと思うんですよね。

ただ今回、高潮という件で、福岡県のほうからではありますけれども、国土交通省のほうも高潮に関しては、全国的にこれを考慮して、県下でそういうハザードを考え直す、高潮についての想定をし直すっていうことを書かれてありました。

今日もちょうど高潮水防の強化に関する検討会というのが、第2回目が行われているらし

くて。その検討会、今進行中だとは思いますが、その中でも、やっぱり書かれてあったのが、電子データ化して市民の方々に、ここはどういう災害が起こる可能性があるよというのを示すべきだっていうことをうたっているんですね。

そういったことが、今後また出てくると思うので、こういったことが、もう事前に福岡県のほうから出しているのを見て、やはり市民の皆さんにしっかりと説明をする責任が市議会議員としてあると思いますので、高潮のこういう状況が目の前に情報としてあるのに、それも検討せずに通したっていうのは、何でそこを通したのかっていうことを逆に迫られると思うので、そこが安心材料として、市民の皆さんに、こういうことを対応しますので大丈夫ですよということが言えるのであれば、そこはもう無視してもいいと思うんですが。

これは、もう完全に無視できない高潮っていう大きな災害に関わることで、しっかりと見直し、審議、あと検討っていうのを、今後もう一度行うべきだと私は考えておりました。

以上です。

江副康成委員長

じゃあちょっと、いろんなところに話移るとあれなもので、高潮の懸念に対する皆さんの認識っていうか、意見とか、そういったところをちょっと出し合ってもらってよろしいですかね。意見とかあれば。あればというか、あるでしょうけれども。（「高潮に絞って話す」と呼ぶ者あり）

まず今回、高潮というのが新たな懸念ということでこの請願が出された。その部分に対して、どう思うのかというようなことを問題提起されています。

その部分について、皆さんの考えを確認したいなと思いますので、御発言いただければと思いますけど。

当然、先ほどの紹介議員に対する質疑の中で、既に皆さんの考え方みたいなやつは大体感じられる部分もあるんですけども。

あの答弁を含めて、再度、今の時点でどう思われるかということも含めて、同じことでもいいから言ってもらいとありがたいです。

樋口伸一郎委員

この高潮に限定してと、洪水とこの請願書に書いてある部分に関しての考えなんですけど。今、やっぱりこの建設候補地変更で限定をされているっていうところが1個ありますよね。

それで、さっき国交省の話も出てきたので、そこを含めると、やっぱり施設整備による対応っていうのも選択肢の中には1個ある中で、今、建設候補地変更で限定をしているという

ところに関しては、どのような施設が建つかっていうところも追っかけていかなければいけないのかなというふうに個人的には思います。

あと、これ今、建設候補地変更なんですけど、ここだけ見てもその建設候補地を変更してほしいという市民の声もあると思うんですよ、確かに。今までの説明不足とかも根拠で。

ただ、逆に地元区長会の要望の中からも、じゃあこの施設整備を行うことでソフト対策じゃないですけど、道路とか冠水対策、そういうところに拍車をかけてほしいというような声も市民の声としてはあるのが現状なので。この辺りも両方、しっかり見据えた上で私なりの結論を出したいというふうに思います。

今の段階でどっちとは、ちょっと言えん、言わないですけど、そういうのを含めた上で。

ただ、限定して建設変更しかない、土地の変更しかないっていうところが、ちょっと引っかかるところではございます。

竹下繁己委員

私も、この目的が建設候補地の変更というところが目的であるというところ、建設候補地の変更の請願、ずっと出ていますけれども、もう今からまた建設候補地を変更することで、鳥栖市民の皆様、そして近隣、関連の近隣市町の皆様に対して多大な負担がかかるということも鑑みまして、ただ、この高潮を想定した、先ほど出ましたソフト面等の、執行部の準備は必要だと思いますが、そういったところで私も判断させていただきたいと思います。

池田利幸委員

今回、高潮っていう部分でお話をずっともらっているわけですが、もちろん近隣の住民の皆さんの御不安っていうのは、あると思います。

その中で、どうするんだっていう、ずっとお話している中に、そうやって6メートル、10メートル来たときに使えなくなるんじゃないのかっていうのが懸念されるっていうことだと思います。

この分は、実際私も当初の頃、どうなのかなっていうことで、調べよる中で、要はここ、資料にも載っているんですけど、水防法の改正っていう部分でずっと出てたんですよ。水防法と建築法がリンクしてなかったっていう部分が今までの問題でも出てたんですよ。

要は、今までの施設っていうのは、建物の下の方、機械は上にあるけど、システム動力が下にあったことによってショートするとかいう部分があったという。

実際、私も市民の方からそのお話いただいて、国会議員のほうにつないで、国会の予算審議の中でも今回の話を基に質問をしてもらった経緯もあるんですけど、そういうところをしっかりとリンクさせていくことによって、高潮とか来たときは、まずは人命救助が第一、人の命が第一。

そして、システムが壊れないっていうのは、そういう裏づけっていうのをしっかりつけていくっていうのはまたそうだし、そのための説明責任っていうのは、もちろん執行部側にあるとは思いますが、それ、今回来るからどっかに移さなきゃいけないっていうことを選択肢としては――僕もさっきの尼寺議員とのやり取りの中でもあったんですけど、高潮の想定より、私自身は、今地震とかも間近の部分で想定しなきゃいけない。

地殻が通っていない、まったく鳥栖に通っていないなら話は別ですけど、鳥栖の中にもあるんで。

その辺まで踏まえた時点でっていうときに、どこに移しても、基本的には、危険は伴うんですよね。移す先の人から、山手の方々は、絶対移すとき、またそう言われると思います。

そういう中で、じゃあ最善を尽くすためには、今の場所で造るのであれば、絶対にシステムから何から上に上げるとかいう部分の担保もきちんと市民の皆さんに説明して、安全ですよっていうことがまた必要だと思います。移すってなれば、移す先でっていう話になるんですけれども。

だから、もう絶対移せっていう、高潮だから必ず移せって言われることに賛同できるのかっていう部分ではちょっと、また採決までに、私なりに練らせていただきたいと思います。

藤田昌隆委員

今度、請願書が出て3回目なんよね。昨年の12月の議会で出て、3月議会に出て、6月議会。これ、3回です。

それと、これ監査請求も出たり、東部環境でもいろんな陳情なり要望なりが出たりした。

そういう中で、建設地はもう変えないと。

それで、プラントメーカーも、もう決まりましたという中で、今回3回目の議会に対する請願書見たら、今度は高潮と。

見たら、さっきも言いましたが、今までは3メートル、5メートルと、高潮になったけん、今度は10メートルのおそれがあるっち。私、もう足し算じゃないだろうというのが1つ。

それと、やっぱり地元の住民でもね、早くしてくれと。

なぜかちゅうと、ごみ施設もそうやけど、新産業集積エリアに大いに関係するという話も出たんですよ、住民の方ですよ。

だから、そういう意見もあるちゅうことも踏まえてしないと、本当に議論せないかんのはごみですよ。ごみを、じゃあ災害のときだけ、大雨のときだけ1週間、流れて泥につかってどうしますかって言うんやけど、違うっち。

建物ができることがね、1年遅れ、2年遅れ、3年遅れ、よそに任せりゃいいとか、お願

いすりゃいいっちゃうけど、どこも引き受けないと。自分の窯、要するに自分が持っている焼却場の施設をきちんと守りたいというのは、本当、どこもそうなんですよ。

自分たち、建設経済常任委員会的时候、いろんなごみ、回りました。そういう中で、やっぱり、どこも決められたごみ100%燃やすっちゃうことない。ほとんど7割か8割しか燃やさんで、何かあったときに100%、災害とかあったときにしましよと、協力しましよと。

通常の、こっちが、建設が遅れたけんね、3年お願いしますって、5年お願いしますよっち、受けませんよどこも。

という考えがあるんで、それで判断した、採決をやります。

以上。

成富牧男委員

私はもう、洪水ハザードマップのときから、ここは適当でないということを行っていますので、私にしてみれば、さらに高潮の影響がそれに加わると、具体的なね、何メーターから何メーターへ、というふうに捉えていますので、そういう立場に立てば、当然、変更すべきだっている立場です。

ただ、いろいろ、明日の採決までには、どういう態度を取るかっちゃうのは、熟慮した上で判断したいと思います。

樋口伸一郎委員

請願に対しては考え方を述べたんですけど、1つ危惧していることが、さっき藤田副議長のほうからも説明の中でありましたけど、組合のほうでは、もう選定業者が決定をしましたよね。中身のほうの工法とかも、どのような工法で、プレゼンを行って、そこに決めましたと。点数、中身とかはちょっと置いときまして。

そういう状況の中で、仮に執行——説明不足は私も感じるころもあります、確かに——ただ、ここでしか建てざるを得ないと、もう今から。

建てざるを得ないときに、もちろん場所の変更で可能な土地がもう現在あると。間に合うのであればいいんですけど、そこもないと。

不可能だということでお示しをされましたので、危惧するところとしては、地元としてはそういう、これができることをきっかけに冠水対策や道路整備であったり、そこに持つべくための周りの環境づくりも単独でできないのであれば、要望とかを通しながら、連携をしながら、できるところを、そういうところも改善整備をしていってほしいという声もあるんですよ、実際のところ。

それを、あまりにもこの場所変更にこだわり過ぎて、施設は、じゃ自然の流れで建ててしまいましたって。

でも、周りは実際のところ、何も手つかずで、実際小っちゃい洪水でもつかりますというよりも、建てるしかないのであれば、やっぱり併せて開発していかんと、今つかりよところも、見えているところをやったら、その改善も、ここでできなくても要望とかは出していけるので、その辺をすごく危惧しているところです。

ですから、やっぱ建てざるを得んというなら、議会としてもその周りの環境づくり、それがソフト対策かなっていうふうに私自身は感じております。

成富牧男委員

すいません、一言で終わります。

さっきのにつけ加えれば、執行部も今まで洪水対策しか念頭になかったと思いますので、それを議会の意思として、今いろいろ話されたようなことも含めて執行部に伝えるためには、私としてどういう態度を取ったらいいか、そういう意味でしたので、さっきの。

終わります。

牧瀬昭子委員

先ほどは、こういう高潮が来たら、まあ、ごみどころじゃないんじゃないかと。人命が先じゃないかという話が出ていたり、それやったらソフト面、ハード面になるとは思いますけど、周りを環境整備した方がいいんじゃないかという話も出ましたが、そもそもここに造らなければ、人命が真っ先に、考えずに救うことができると思うんですよ。

ごみ処理場がこんなところにあったがために、ここに造らなければ、別なところであればこんな目に遭わなくて済んだのにとこの被害者が、ぐっと少なくなると思うんですよね。

もちろん、周りの環境整備が進むじゃないかという話がありましたけれども、それだったら、今までさんざん要望とか要請とかあったと思うんですけど、今国のほうにも確認しましたが、鳥栖市のほうからそういう要請があってはないですし、それから、どのぐらい優先順位で組み込んでくださるのか、私たちとしては優先度ナンバーワンですけれども、国全体からすると、このハード面の整備っていうのがどれぐらいの優先順位で来るのか、私たちが決定することはできませんし、私たちが強く要望したところで、それがなされるとは限らないわけですよ。

全部、もう本当に国任せ、県任せにしかならないので、そのところを踏まえたところで、本当にそれがなされるのか、しかも堤防を上げたところで、堤防を上げれば上げるほど、去年の大町町で起こったような水害も考えられますし、堤防整備が必要なのか、しゅんせつで済むのか、何が本当に対策なのかがはっきりしたものが見えてない以上、水害で対策が本当に打てると、確信が持てるのかと。

それを住民の人たちにちゃんと説明が、これができます、これがなされるからここ大丈夫

ですってという説明をしっかりとできるのかどうかっていうのが、私は、もう今の状況ではっきりしたものが見えてないって言うことが言えると思います。

以上です。

池田利幸委員

今の御意見というか、基本的に今の話、ごみ処理場の場所っていう話の前に――僕が、人命が第一って言ったからの話かもしれないんですけど。基本的に、そこにごみ処理場を造ろうと造るまいと、災害は起きるときは起きるんですよ。そうなったときは、どっちみちその方々の命は絶対に救わないかんのですよ。

今言われたことと、ごみ処理場の話は若干、私自体は、人命と言った私の意図からはいろんな考え方があるんでしょうけれども、基本的に、そこに造る造らんは関係なしに、そこは人命のためにもう必ずやらなきゃいけないことだと私は思っております。

江副康成委員長

それでは、私が高潮の懸念はっていう形で御意見まとめたけど、トータル的に皆さんいろいろ幅広く御意見はされたんじゃないかなと思います。

それで、もしよろしければ、ほかにまだ、論じてほしいというやつがあればやりますけれども、なければ、あと副委員長のほうから、執行部に対しても伝えたいというようなお話もあったもので、採決のときには、執行部も入りますんで、その前に御意見を述べられる総括的な場を設けるということで。

議員間の協議はおおよそ皆さん、まだまだ言い足りないというとかあれば言ってもらって結構ですけれども。

この辺りで、きょうの議員間の協議は、一応終了という形でいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

藤田昌隆委員

副委員長のほうから、執行部に聞いてみたいと、その時間は、（「聞いてみたいじゃない、言うだけ」と呼ぶ者あり）言うだけ。自分の意見を言いたいだけ。

副委員長が執行部に対して言いたいという時間は、明日、自由討議の、総括の中で言わせるの。総括の中で言わせて、一方的に伝える形でいいと。執行部に答弁を求めるとか、ないね。（「ない」と呼ぶ者あり）ないね。

以上です。

樋口伸一郎委員

ちゅうことは、自由討議とかでこの件はなくて、総括で今の意見をお渡してっていう、それでいいですね。

江副康成委員長

一応、私としては、今日、自由討議以上にきちんとした形で論じて、もうこれ以上、皆さんは、一番言わないといけないことを真っ先に言ってもらっているというふうに思っていますんで、この件で自由討議は明日ありませんので、総括ということで、質疑の場ではないんですからね。

一応、意見的に、総括的に意見を述べるという中で、お伝えしたらいかがですかという私の提案でございます。

樋口伸一郎委員

それと、委員会として、また書面か何か出すんですか、これ。委員会として何か、今までは請願に対してこうでしたよってというような何かがあったんですけど。その辺りは正副で調整して、どういうふうになりましたみたいな、取りまとめた結果。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 4 時 26 分 休憩



午後 4 時 26 分 開会

江副康成委員長

再開します。

牧瀬昭子委員

この採択の仕方なんですけど、採択、不採択、以前、趣旨採択っていうのがあったと思うんですけど、その辺りの確認をしたいと思うんですけど。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 4 時 27 分 休憩



午後 4 時30分開会

江副康成委員長

再開します。

請願に対する協議を終わります。



江副康成委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は現地視察の予定となっております。

午前10時に出発となっておりますので、委員の皆様への御参集をよろしく申し上げます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時30分散会

令和2年6月16日（火）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 成富 牧男
委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎
池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋 浩一
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和
社会福祉課地域福祉係長 久家 嘉男
こども育成課長 林 康司
健康増進課長兼保健センター所長 名和 麻美
文化芸術振興課長 山津 和也
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 佐藤 道夫

市民環境部長 橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐
兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子
市民課長 野下 隆寛
国保年金課長 古賀 友子
市民環境部次長兼税務課長 三橋 和之
環境対策課長兼衛生処理場長 佐々木利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

5 審査日程

現地視察

田代まちづくり推進センター（田代大官町）

基里運動広場（曾根崎町）

自由討議

議案、請願審査

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第14号専決処分事項の承認について

議案乙第15号専決処分事項の承認について

議案乙第16号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第17号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

議案甲第30号専決処分事項の承認について

議案甲第31号専決処分事項の承認について

議案甲第32号専決処分事項の承認について

議案甲第34号専決処分事項の承認について

議案甲第35号専決処分事項の承認について

請願第2号ごみ処理施設建設候補地での高潮と洪水の同時発生時の浸水深による建設候補地変更の請願書

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

田代まちづくり推進センター（田代大官町）

基里運動広場（曾根崎町）

至 午前11時15分

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 1 時18分開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

自由討議

江副康成委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。

成富牧男委員

今回、補正予算に出ておりました自治公民館の補助に関係するというところで、私の問題意識というのは、課長からの答弁もありましたけれども、県のああいう備品じゃなくて、県が同じように施設を造る場合については、認可地縁団体であることを要件にしているわけですね。つまり、認可地縁団体でないと、県の補助は受けられませんよってなっているんですね。

一方で、鳥栖の交付金交付規則には、御覧になったら分かるように、そういう条件はつけられていないと。

執行部が言われるように――説明ありましたよね、認可地縁団体をどうして促進するかっというのを簡単に言われたと思うんですよね。第三者に対する対抗要件とか、いろいろ言わ

れたと思いますけれども。

そのことで、将来に禍根を残すような事案も出てくるとか、そういうことで、認可地縁団体を推進していると私は理解しているわけですけど。

私は、やはり、補助金を出す、言うなら、そういうときにこそ、動機づけとして、そんなら認可地縁団体に入ってもらわんと駄目ですよみたいなのを、条件と……、この鳥栖市の500万円に対してもしたらどうかなっちゅうのを前から言っていました。

そういう問題意識を持っております。

江副康成委員長

今、認可地縁団体を進めましょうというような御提案のお話ありがとうございましたけれども。「執行部がそう思っていらっしゃるんでしょうという前提があるんですけどね」と呼ぶ者あり）
暫時休憩します。

午後 1 時21分休憩



午後 1 時22分開会

江副康成委員長

再開します。

成富牧男委員

ですから、鳥栖市が市として、認可地縁団体の推進を、入っていただくこと、そういうふうに組織替えをすることを推進しておられるのであれば——おられるんだろうということですよ、前提として。

であれば、市が補助金を出すときの要件に、例えば、こういう500万円を出ときの要件に、そういう規則の中に、そういう項目を入れたらどうかということですよ。

ただ一方で、かつて聞いたのは、いや、それを要件にしようたら、結構設立するために苦労してあるから、それを要件にしたら、補助金を使って公民館を建てたいのに、それを断念しなければならないということもあるんですよということで、認可地縁団体じゃないままに500万円の補助金を受けたところのことを、私、尋ねたら、そういう事情もあって、それを交付規則の中に入れてしまうと、ちょっと厳し過ぎるんですよみたいな意見を執行部から聞きました。

そういうのも問題にしたらどうかなという意見です。

江副康成委員長

今、成富委員のほうから、認可地縁団体と自治公民館の建設、あるいは、そういう規則のお話がありまして、これ、今回の議案審議の中でも多くの議員さんのほうから問題意識、御意見等出されたテーマでございますので、自由討議で、これを今回のテーマにしたらどうかなと思いますけど、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、今回のテーマとしてこの問題を取り上げたいと思います。

各委員さんのほうから、御自由に御発言いただければと思いますけれども。指名されて、御発言ください。

よろしくをお願いします。

牧瀬昭子委員

新築の場合と増築の場合での金額の差、もう少しそこを考えていただいたらどうかなと思うのが、新築を建てるとなると、やっぱり相当の自治会の負担っていうの強いられるので、増築をしたり、防災のためのっていうことをされると思うんですけど、その金額が150万円ってなると、かなり金額的にも少ないというふうに思いまして。その金額の増額っていうのをぜひ提案したいなと思うところです。

江副康成委員長

ありがとうございます。

ほかに。

樋口伸一郎委員

自由討議のテーマとして、その規則、牧瀬議員がさっきおっしゃったような中身、書いてありますけど、それで、委員会として、執行部のほうにも、現状に見合う形とか、工事とか内容に見合う形、すぐ変更することは難しいところもあるかと思うので、その辺の検討とかを要望というか、求めたらいかがでしょうか。

江副康成委員長

了解しました。

ほかにございますか。

池田利幸委員

私のほうも昨日、質疑の中でも聞いたんですけども、ほかの場合、2つの町区さんが絡んでいたっていう条件の中で、500万円と500万円で1,000万円もらえるところと、同規模で造るとしても、1町区でやる場合は500万円しか出ないっていう部分がまたあるんですよね。

だから、その辺の公共性っていうか、公平性っていう部分で考えるのであれば、建物の広さとか建築物の要件によって補助を考えると、そういう部分もまた必要なのかなって。

今回の場合は、本当に特殊……、お話を聞いていたら、共同公民館というのは、ほかの町区ではないっていうお話ではあったんですけども。

ほかのところは、1つの同じぐらいの建物を造るときに1,000万円もらえて、うちは500万円しかもらえないとかいう話が出てきかねないっていう部分もあるのではないかな。

そういうところの支給要件っていうのを、また考えていただければ大変ありがたいんじゃないかなと思います。

樋口伸一郎委員

ちょっと乗っかりますけど、今、池田委員がおっしゃったことも含めて、多分委員会の議案審議中に様々な質問と、答弁と、議事録も残っていますから、もちろんその部分も含めて、今、個別案件もいっぱい出てきていますけど、議事録等も含めて、その審議した内容を鑑みたような検討っちゃうことですね。

すいません。

江副康成委員長

了解しました。

竹下繁己委員

まずもって、田代新町と田代上町の合同の公民館、拝見させてもらって、非常に危ない建物だなと思って、早く建て替えなくちゃならないなど、私も実感したところですけども。

この補助金交付規則を読み解いても、1団体、1自治会に500万円とか、そういうところはないんですよ。

地縁団体じゃないと交付しないと、そういうルールも記載されておらんので、今後、例えば、町同士が、人数が少なくなって行って、共同でやっていこうとか、もしくは町を統合しようとか、そういったケースも出てくるのではないのかと。

もしくは分裂する、新しい町ができるとか、そういったことも見越して、この規則の整備は必要なんじゃないかなと。

時代に合わせて、文言を増やしていかなきゃならんのではないかなと私は思います。

藤田昌隆委員

今、建っている公民館っちゃうのは、昔からの神社とか、お寺の一角とか、そういうところばっかりなんよね。

それで、最近の問題としては、もう違う場所を、土地を買おうと。神社とか、あそこには入れないのでっちゃうのも結構出てきとるのよね。

もう、昔は当たり前のごとして、お寺とか神社にしかないっと思っと思ったけど、今は違う。だんだんそういうふうに出てきているので、金額が、土地は全然入っていないのよね。そいけん、建物と土地という、その土地の部分も入れて、もう一回つくり直し、補助金の。

例えば、今、増築と新築の違いとか、それから、土地を買った場合の、全体で幾らと。それに対して何パーセントっちゅうふうにしたほうが、私はいいと思うんやけど。

ここの中で、土地は、いや、これは土地代別ですよっち、知りませんよじゃ困るんで。

できたら、そういうのを入れてほしいなっち、だんだんこれから先はそのようになるとおもいますよ。

以上。

江副康成委員長

了解しました。

大体、今のところのやつをまとめたような感じで、執行部のほうにお願いする形でよろしいでしょうか。

成富牧男委員

せっかく池田議員が言いよった分、面積について言えば、何平米から何平米までは幾らとか、ちょっと具体的にすると、そんな感じがやっぱりあったがいいかなというふうに思います。

それから、今、藤田議員が言われたのは、曖昧ですね、確かに。新築に係る工事に要する経費、取り方によっては、よかごとも取れるばってんが、分からんから、やっぱり明確にしたほうがいいですね、土地代もいいかっちゅうのは。

江副康成委員長

何か、ほかにもちょっと……。

樋口伸一郎委員

まず、委員長にお尋ねですけれども、テーマは今、規則について触れているんですけど、資料としては、認可地縁団体一覧表ももらっておるんですけども、そっちは言わんほうがいいですかね。

江副康成委員長

ちょっと休憩します。

午後 1 時 31 分 休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

かりました。

そこに反対、賛成の云々を言うつもりはないんですけど、整備方法については、変わるところは具体的に分かったんですけど、例えば、レフト線側とかは、現状で3本残すとかいう説明もあったんですけど、やっぱりそこを3本っていても、角から10メートルぐらいは幅があるので、その部分だけ現状維持で残りは高くするっちゅうところは分かったんですけど、できればこれを機に一括してそこも同じ高さにするような検討を、ぜひしていただきたいなっていうところを意見させていただきます。

それと合わせて、やっぱり工事に入れば、グラウンドを触って、やっぱ3号線が拡張していく姿が見えるので、やっぱり市民の方々もこのグラウンドが狭くなるんだろうなあっていうのは、感覚的に分かってくると思うんですね。

やっぱり鳥栖市にグラウンドそのものが数少ないというところは、これまでのほかの議員さんの一般質問等でもお聞きの課題だというふうに執行部のほうは答えになられているので、グラウンドそのものが少ないということを頭の中に入れておいていただいて。

ここでの判断はできかねると思うので、そうした声をぜひ市長のほうとか市長部局、関係部局のほうにも上げていただきながら、後々は、例えばですけど、麓のほうの山手の土地とかいろんな鳥栖市には土地がありますので、そこら辺に打診もかけながら、検討をしていただけるように働きかけを行いながら、グラウンドについては、抜本的に増やしていくような考えも持っていただきたいなっていうところを意見をさせていただきたいと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

成富牧男委員

私からは、コロナ対応を、全般のことを振り返って――振り返ってというか、に関連して、要望っていうか。

どっちかっていったら、もうちょっと上のほうに上げていただきたいという意味でお話をさせていただきます。

まず、皆さん方、大変コロナ対応で大変なときに、誠実に、誠意をもって対応していただいたことをお礼申し上げたいと思います。

それで、ただやっぱり、どこに限らずですけど、特に健康福祉みらい部、それから市民環境部、それぞれ3月ぐらいからずっと通常業務で忙しいところですよ、大体が。

そういうところに合わせて、今回のコロナ対応っちゅうことで、かなり苦労されたことと思います。

それで、私が申し上げたいのは、やはり通常から、ゆとりある職員体制、それから組織、機構ですね。そういうことを、ぜひ上のほうに遠慮なく上げていただきたいと思います。そのことが住民サービスにつながるというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、先ほど、この委員会で自由討議を行いました。

今回の自由討議では、自治公民館建設及びその交付規則について討議を行いました。

それで、この委員会の議案審査でも、各委員より質疑及び意見、要望等が活発になされたところでございますけれども、自治公民館建設の新築、増築、改築に当たり、その規則が現状に合っていない部分もあるんじゃないかというような話があったかと思えます。

そこで、我々としては、規則等の改正を含め、改善されることを強く要望したいというような見解の一致を見たところでございます。

ぜひよろしくお願いいたします。

もう一つ、この委員会、議会改革の一つのテーマとして、この委員会を通して、テーマを決めてやっていきたいと思いますというのがございます。

我々のテーマといたしまして、スポーツ推進の在り方及び文化振興の在り方という形で、調査研究といたしますか、していきたいなと思っておりますので、関係課の方は、すいませんけど、御協力のほう、よろしくお願いいたします。

よろしいですか、ほかは。

〔発言する者なし〕

総括を終わります。



採 決

江副康成委員長

これより、採決を行います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。



議案甲第31号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

次に、議案甲第31号専決処分事項の承認について（鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例）について採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。



議案甲第32号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

次に、議案甲第32号専決処分事項の承認について（鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例）について採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。



議案甲第34号専決処分事項の承認について

oooooooooooooooooooooooooooo

江副康成委員長

なお、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

oooooooooooooooooooooooooooo

江副康成委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和2年6月定例会厚生常任委員会を終わります。

午後1時54分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 江 副 康 成 ⑩

